

平成 29 年度

# 社会教育行政の方針と事業

島根県教育庁社会教育課

# 平成29年度「社会教育行政の方針と事業」目次

## I 施策体系及び組織

1 社会教育行政の施策体系図(島根県総合発展計画)-----	1
2 社会教育行政の施策体系図(第2期しまね教育ビジョン)-----	3
3 社会教育行政関係組織一覧 -----	5
4 派遣社会教育主事等名簿 -----	6

## II 事業概要

1 平成29年度当初予算額一覧表 -----	8
2 主要事業の概要	
(1) 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	
1) ふるさと教育推進事業 -----	9
2) 結集!しまねの子育て協働プロジェクト -----	11
3) 地域課題解決型公民館支援事業 -----	13
4) ふるさと体験活動モデル調査研究事業 -----	14
5) 社会教育主事確保・養成事業 -----	15
6) 家庭教育支援体制整備事業 -----	17
(2) 発達段階に応じた教育の振興	
1) 子ども読書活動推進事業 -----	19
2) しまねのふるまい推進プロジェクト -----	20
(3) 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	
1) 社会教育研修センター事業 -----	21
2) 県立図書館事業 -----	22
3) 青少年の家事業 -----	23
4) 少年自然の家事業 -----	24
5) 社会教育関係団体活性化事業 -----	25
6) 生涯学習総合推進事業 -----	26
(4) 文化芸術の振興	
1) 「ふるさとティーチャー」派遣事業 -----	27
2) 青少年文化活動推進事業 -----	29
3 「教育魅力化」推進事業 -----	31

## III 資料編

1 主要事業関連資料 -----	34
2 関係法令(抜粋) -----	55
3 その他参考資料 -----	61

# I 施策体系及び組織

## 1 社会教育行政の施策体系図（「島根総合発展計画」をもとに）

島根が目指すべき将来像

『豊かな自然、文化、歴史の中で、県民誰もが誇りと自信を持てる、活力ある島根』

基本目標	政策	施策	事業		
III・心豊かなしまね  ～地域を愛し、次代を担う心豊かな人材を育成するとともに、県民が心豊かで生きがいのある人生を実感できる社会を目指します～	III-1 教育の充実	III-1-1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	ふるさと教育推進事業		
			結集！しまねの子育て協働プロジェクト		
			地域課題解決型公民館支援事業		
			ふるさと体験活動モデル調査研究事業		
			社会教育主事確保・養成事業		
			家庭教育支援体制整備事業		
		III-1-2 発達段階に応じた教育の振興	子ども読書活動推進事業		
			しまねのふるまい推進プロジェクト		
			III-2 多彩な県民活動の推進	III-2-1 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	社会教育研修センター事業
					県立図書館事業
	青少年の家事業				
	少年自然の家事業				
	社会教育関係団体活性化事業				
	生涯学習総合推進事業				
	III-2-3 文化芸術の振興	「ふるさとティーチャー」派遣事業			
		青少年文化活動推進事業			
		芸術鑑賞機会の提供			

### Ⅲ-1 教育の充実

学校・家庭・地域の連携協力による様々な取組みなどで教育の充実を図り、社会に貢献する気持ちや、生命を尊重するなどの豊かな心を持ちながら、島根や身近な地域などへの愛着や誇りを土台に、自らの夢や希望に向かって意欲的に進む子どもたちを育みます。

#### Ⅲ-1-1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実

ふるさとに愛着と誇りを持ち、次世代の地域を担う子どもを育成するとともに、基本的な生活習慣や社会性を身に付けた、感性豊かなたくましい子どもに成長するよう、学校・家庭・地域が連携協力し、一体となった取組みを進めます。

#### Ⅲ-1-2 発達段階に応じた教育の振興

幼保小中高が連携を図りながら、発達段階に応じたきめ細かな教育を推進することにより、児童生徒が、心身の健康と学力を身につけ、社会に能動的に関わる態度や貢献する心を持つよう育みます。

### Ⅲ-2 多彩な県民活動の推進

ボランティアやNPO活動など、多様な主体による幅広い分野の自主的・主体的な活動を促進するとともに、県民一人ひとりが、学習活動や、スポーツ・文化芸術活動に親しみながら、生き生きと心豊かに暮らせる地域づくりを目指します。

#### Ⅲ-2-1 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進

県民一人ひとりが自主的・主体的に生涯を通じた学習の成果が社会生活に活かされる生涯学習社会を目指します。また、多くの県民が、地域課題の解決に向けた様々な社会貢献活動に、積極的に参加しやすい環境づくりを目指します。

#### Ⅲ-2-3 文化芸術の振興

広く県民が文化芸術を鑑賞し、参加し、創造することができる環境づくりを目指します。

2 社会教育行政の施策体系図（「第2期しまね教育ビジョン21」をもとに）

基本理念『島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり』

教育目標	施策	事業
向かっていく 学力	1-(4)読書活動の推進	
		子ども読書活動推進事業
広がっていく 社会力	2-(1)社会性の育成	
		結集！しまねの子育て協働プロジェクト①市町村支援事業
		家庭教育支援
	2-(4)ふるさと教育の推進	
		ふるさと教育推進事業
高まっていく 人間力	3-(1)心の教育の推進	
	3-(2)「しまねのふるまい」の推進	
		しまねのふるまい推進プロジェクト事業
	3-(5)文化活動の推進	
		「ふるさとティーチャー」派遣事業
		青少年文化活動推進事業
		芸術鑑賞機会の提供
島根の教育目標を 達成するための 基盤	4-(9)学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進	
		結集！しまねの子育て協働プロジェクト
		社会教育主事確保・養成事業
		家庭教育支援体制整備事業
	4-(10)社会教育の振興	
		ふるさと教育推進事業③公民館ふるさと教育推進事業
		地域課題解決型公民館支援事業
		ふるさと体験活動モデル調査研究事業
		社会教育研修センター事業
		県立図書館事業
		青少年の家事業
		少年自然の家事業
		社会教育関係団体活性化事業
		生涯学習総合推進事業

## 第2期しまね教育ビジョン21の全体構造

基本理念

島根を愛し 世界を志す 心豊かな人づくり

### 島根の教育目標

向かっていく学力

夢や希望に向かって  
主体的に学ぼうとする  
人を育てます

学ぶ力・学んだ力

情報活用力

意欲・たくましさ

### 施策 (具体的な事業や取組)

- 学力の育成 1-(1)
- ものづくり活動の推進 1-(2)
- 情報教育の推進 1-(3)
- 読書活動の推進 1-(4)

広がっていく社会力

多様な人と積極的に  
関わり、社会に役立と  
うとする人を育てます

社会性

コミュニケーション力

国際性

島根への愛着と理解

- 社会性の育成 2-(1)
- コミュニケーション能力の育成 2-(2)
- 国際理解教育の推進 2-(3)
- ふるさと教育の推進 2-(4)
- 学び直しや就労に向けての支援 2-(5)

高まっていく人間力

自他を等しく大切にし、  
共に生きようとする人  
を育てます

自尊心・思いやり

規範意識

人権意識・生命の尊重

- 心の教育の推進 3-(1)
- 「しまねのふるまい」の推進 3-(2)
- 人権教育の推進 3-(3)
- いじめ・不登校に対する取組の充実 3-(4)
- 文化活動の推進 3-(5)

### 島根の教育目標を達成するための基盤

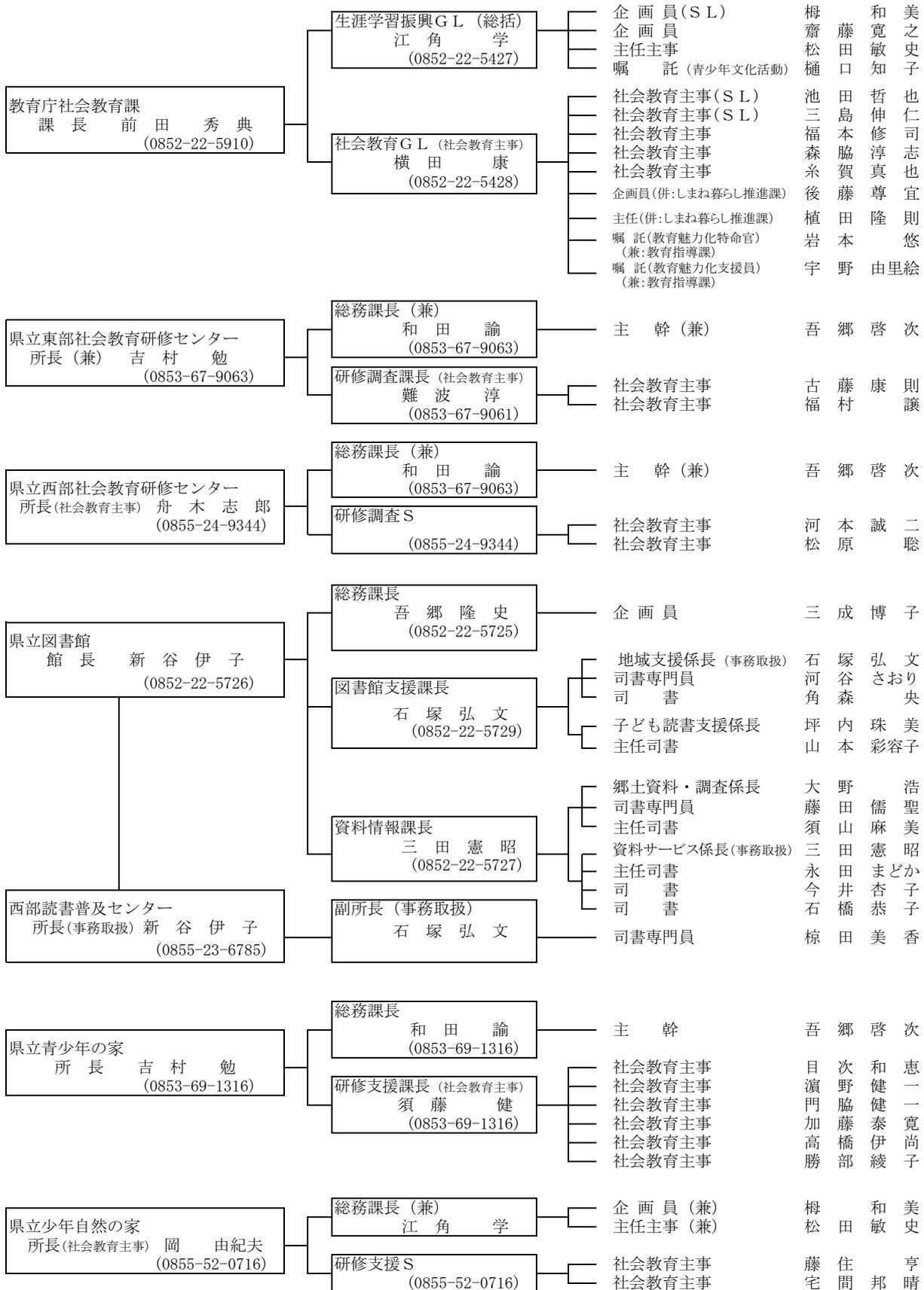
- 家庭・地域と連携した学校教育の展開
- 発達の段階に応じた各学校種での教育展開
  - 基本的な生活習慣の形成、健康・体力づくり
  - 家庭教育の役割
  - 信頼される学校づくり

社会教育の展開

- キャリア教育の推進 4-(1)
- 特別支援教育の推進 4-(2)
- 幼児教育の充実 4-(3)
- 離島・中山間地域の教育力の確保 4-(4)
- 私立学校への支援 4-(5)
- 「生きる力」を支える健康づくり 4-(6)
- 学び続ける教員の育成と学校マネジメントの確立 4-(7)
- 安全・安心な教育環境の整備 4-(8)
- 学校・家庭・地域の連携・協力による教育の推進 4-(9)
- 社会教育の振興 4-(10)
- 生涯・競技スポーツの推進 4-(11)
- 文化財の保存・継承と活用 4-(12)

### 3 社会教育行政関係組織一覧

H29. 4月 現在



【凡例】GL: グループリーダー SL: サブリーダー S: スタッフ

社会教育主事の配置状況 (大学・国立施設への派遣を除く)

教育庁			東部社会教育研修センター	西部社会教育研修センター	青少年の家	少年自然の家	市町村派遣	計
社会教育課	本庁各課	教育事務所						
6	5	5	3	3	7	3	24	56

#### 4 派遣社会教育主事等名簿

松江教育事務所 所長 木下雄介	社会教育スタッフ 企画幹 浜崎順子 (0852-32-5775)	橋津健一	松江市派遣	0852-55-5656
		川合昌宏	松江市派遣	0852-55-5324
		小村玲子	松江市派遣	0852-55-5655
		仲西貴志	安来市派遣	0854-23-3254
出雲教育事務所 所長 糸賀和雄	社会教育スタッフ 企画幹 山碕延男 (0853-30-5685)	安井寿裕	出雲市派遣	0853-21-6874
		高橋兼造	出雲市派遣	0853-21-6874
		青木拓夫	雲南市派遣	0854-40-1073
		佐々木久彰	雲南市派遣	0854-40-1073
		古澤俊司	奥出雲町派遣	0854-52-2680
		川上 壮	飯南町派遣	0854-76-3944
浜田教育事務所 所長 鳥居正嗣	社会教育スタッフ 企画幹 佐々木 伸 (0855-29-5709)	星野明洋	浜田市派遣	0855-25-9720
		三浦洋子	浜田市派遣	0855-25-9720
		岩谷和樹	大田市派遣	0854-83-8127
		佐々木 努	川本町派遣	0855-72-0704
		古田真一朗	美郷町派遣	0855-75-1217
益田教育事務所 所長 村上護	社会教育スタッフ 企画幹 品川智成 (0856-31-9676)	田原俊輔	益田市派遣	0856-31-0622
		谷上元織	益田市派遣	0856-31-0622
		佐々木将光	津和野町派遣	0856-72-1854
		水上真悟	吉賀町派遣	0856-77-1285
隠岐教育事務所 所長 有木健二	社会教育スタッフ 企画幹 林 明範 (08512-2-9776)	道川一史	海士町派遣	08514-2-1222
		山下裕次	海士町派遣	08514-2-1222
		木下浩秋	西ノ島町派遣	08514-6-0171
		兵馬稚比呂	知夫村派遣	08514-8-2301
		田中義人	隠岐の島町派遣	08512-2-2126

#### 教育庁内社会教育主事

後藤康太郎	教育指導課 地域教育推進室	0852-22-6165
池田哲也	教育指導課 地域教育推進室(兼)	0852-22-5429
飯国秀忠	人権同和教育課 社会人権同和教育担当	0852-22-6008
勝部雅之	人権同和教育課 社会人権同和教育担当	0852-22-6008
梶谷 悟	保健体育課 生涯スポーツ振興グループ S L	0852-22-5423
名目良明利	保健体育課 生涯スポーツ振興グループ	0852-22-5423

#### 国の機関等

寺戸真一	国立三瓶青少年交流の家 事業推進室長	0854-86-0319
武田尚志	国立三瓶青少年交流の家 企画指導専門職員	0854-86-0319



## II 事業概要

### 1 平成29年度 当初予算額一覧表

(単位:千円)

事業名	H28	H29	増減
1 学校・家庭・地域の連携協力による教育の充実	172,437	161,272	▲ 11,165
(1) ふるさと教育推進事業	35,522	30,830	▲ 4,692
(2) 結集!しまねの子育て協働プロジェクト	106,827	103,205	▲ 3,622
(3) 地域課題解決型公民館支援事業	20,381	19,558	▲ 823
(4) ふるさと体験活動モデル調査研究事業	2,300	2,300	0
(実証!「地域力」醸成プログラム)	1,926	0	▲ 1,926
(5) 社会教育主事確保・養成事業	4,371	4,379	8
(6) 家庭教育支援体制整備事業	1,110	1,000	▲ 110
2 発達段階に応じた教育の振興	2,527	4,039	1,512
(1) 子ども読書活動推進事業	1,149	3,039	1,890
(2) しまねのふるまい推進プロジェクト事業	1,378	1,000	▲ 378
3 生涯を通じた学習と社会貢献活動の推進	305,381	290,319	▲ 15,062
(1) 社会教育研修センター事業	12,158	11,780	▲ 378
(2) 県立図書館事業	125,586	110,469	▲ 15,117
(3) 青少年の家事業	98,618	98,465	▲ 153
(4) 少年自然の家事業	68,272	68,215	▲ 57
(5) 社会教育関係団体活性化事業	35	685	650
(6) 生涯学習総合推進事業	712	705	▲ 7
4 文化芸術の振興	20,960	19,197	▲ 1,763
(1) ふるさとティーチャー派遣事業	11,580	10,237	▲ 1,343
(2) 青少年文化活動推進事業	9,380	8,960	▲ 420
行政事務費	12,603	12,353	▲ 250
合計	513,908	487,180	▲ 26,728

## 2 主要事業の概要

事業名	1(1) ふるさと教育推進事業	当初予算額	30,830千円
事業概要	<p>島根に残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、地域を支える次世代の育成をすすめる。</p>		
事業内容	<p>①市町村交付金 県内全ての公立小中学校の全学年・全学級で小中9年間を通した系統的・発展的な「ふるさと教育」を実施や「ふるさと教育」を支援する中学校区ごとの体制を整えるため交付金を助成</p> <p>②学校と企業等との連携 学校と企業等が連携して教育活動を行うために必要な企業等の情報収集と公開</p> <p>③公民館ふるさと教育推進 学校と連携して公民館で行う「ふるさと教育」や地域住民を対象とした「ふるさと」を学ぶ講座等を公民館等の事業として実施（島根県公民館連絡協議会へ事業を委託） 【実施地区】27地区 ※中学校区単位の複数の公民館を1地区</p> <p>④学校と地域の連携実践研修 地域との連携担当の教職員を対象として、地域連携を推進していくための知識と技術を習得し、実践へつなげるための研修を実施</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;">ふるさと教育基本方針</p> <p style="text-align: right;">島根県教育委員会</p> <p>1 ふるさと教育の基本方針</p> <p>島根に残る美しく豊かな自然、各地域に脈々と受け継がれてきた固有の歴史や文化、地域の人材などについての認識を深め、ふるさとへの愛着や誇りをさらに高めていくとともに、地域を支える次世代の育成をすすめていく必要がある。</p> <p>そこで、地域においては、住民がふるさとの現状や歴史などに改めて向き合うことで、その魅力や普遍的な価値に気づき、理解を深めていく。</p> <p>学校においては、地域の人々とともに自然体験、社会体験等を通じて、子供たちに地域社会の一員としての自覚を持たせ、社会性を育む。また、地域課題に正対することで、ふるさとへの貢献意欲を育む。</p> <p>また、ふるさと教育を着実に推進していくため、引き続き学校・地域が相互理解の上に緊密に連携し、それぞれの役割を果たしながら取り組む。</p> <p>2 ふるさと教育の定義 地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活かした教育活動</p> <p>3 ふるさと教育が目指すもの</p> <p>(1) 地域 ・地域住民のふるさとへの理解促進 ・地域を支える次世代の育成</p> <p>(2) 学校 ・ふるさとへの愛着や誇りの醸成 ・地域に貢献しようとする意欲の喚起</p> <p>4 主な取組</p> <p>(1) 地域 地域の課題解決に向けた取組の充実</p> <p>○地域における体験活動の充実</p> <p>○担い手育成など、地域の課題をテーマとした取組の充実</p> <p>○学校支援体制の充実</p> <p>(2) 学校 学習の深まりを意識した取組となる指導の充実</p> <p>○就学前から高等学校までの一貫性のある教育の充実</p> <p>○発達の段階を踏まえた教育の充実</p> <p>○地域・島根と世界や我が国との関連性を意識させ、幅広い視野でふるさとを捉える指導の推進</p> </div>		

# ふるさと教育

## <子どもの現状・課題>

- ・自然体験や社会体験、生活体験の不足
- ・学習意欲、コミュニケーション能力の低下
- ・善悪の判断、規範意識の低下、思いやりの心の欠如
- ・家庭や地域の教育力の低下

## ☆学校・家庭・地域の連携協力による「ふるさと教育」推進☆

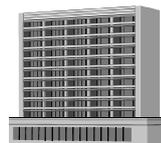
### ふるさと教育の定義

地域の教育資源(ひと・もの・こと)を活かした教育活動

#### 【市町村におけるふるさと教育推進体制構築のための支援】

県

- ◎市町村に交付金を交付
- ◎県の機関・施設の持つ人材、情報、学習機会の提供
- ◎より充実した「ふるさと教育」を進めるための教員研修を実施
- ◎学校と企業等が連携して教育活動を実施するための情報提供



市町村

連携

#### 【「ふるさと教育」を進めるための体制づくり】

- ◎ネットワーク会議を開催し、ふるさと教育推進計画を策定
- ◎学校や地域の取組に対する指導・助言
- ◎教職員や地域人材を対象とした研修会の実施
- ◎「ふるさと教育」の取組を広く情報発信



学校

#### 【学習の深まりを意識した指導の充実】

- 地域のひと・もの・ことを生かした「ふるさと教育」を年間35時間以上展開
- 就学前から高等学校までの縦のつながりを意識した系統性・発展性のあるふるさと教育の展開
- 中学校区の「ふるさと教育全体計画」「ふるさと教育一覧表」の作成



家庭・地域

#### 【「ふるさと教育」を発展・補完・深化させるための社会教育事業の展開】

- 中学校区における公民館等のネットワーク化
- 学校支援担当者同士のネットワーク強化
- 学校支援ボランティアや指導者の発掘・育成

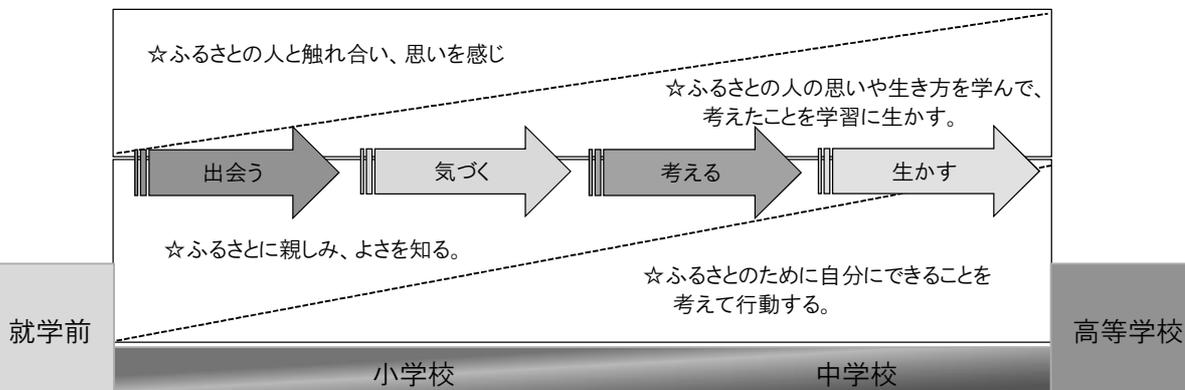
#### 【企業や団体等による学校支援】

- 支援企業・団体等連携した取組の推進

学校支援地域本部等との連携

### ☆学びの発展性・系統性のイメージ(例)

ふるさと教育の学び



効果

地域

- ・地域住民のふるさとへの理解促進
- ・地域を支える次世代の育成

学校

- ・ふるさとの愛着と誇りの醸成
- ・地域に貢献しようとする意欲の喚起

事業名	1(2) 結集！しまねの子育て協働プロジェクト	当初予算額	103,205千円
事業概要	<p>・地域住民が積極的に子どもの教育に関わる環境づくりを進め、学校・家庭・地域住民が連携協働して教育活動ができる仕組みを作る。</p> <p>・市町村が実施する学校支援、放課後支援、家庭教育支援、土曜日の教育支援、地域未来塾の経費を助成。</p>		
事業内容	<p>①市町村支援事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実施主体:市町村</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">補助助率:国 1/3 県 1/3 市町村 1/3</span></p> <p>学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を十分自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら、地域全体で子どもを育む市町村の取組を支援します。</p> <p>○学校支援</p> <p>地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図る。</p> <p>○放課後支援(放課後子ども教室等)</p> <p>小学校区において、放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で、心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。</p> <p>○土曜日の教育支援</p> <p>地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用して、土曜日に体系的・継続的なプログラムを企画・実施する取組を支援し、教育支援体制の構築を図る。</p> <p>○地域未来塾</p> <p>学習機会の提供により、貧困の負の連鎖を断ち切るため、中高生等を対象に、大学生や教員OBなど地域住民の協力やICTの活用等による学習支援を推進する。</p> <p>○家庭教育支援</p> <p>親学ファシリテーター等の組織化などによる相談対応や親学プログラムを活用した保護者への学習機会の提供など、全ての親が安心して教育を行うための支援活動を推進する。</p> <p>②実践活動推進事業 <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">実施主体:県</span> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">補助率:国 1/3 県 2/3</span></p> <p>○推進委員会</p> <p>県全体の地域学校協働活動の総合的な在り方について協議を行う。</p> <p>○人材育成研修</p> <p>地域全体で子どもを育む体制づくりにかかわる市町村担当者やコーディネーター等の養成・資質向上のための研修を実施する</p> <p>※地域学校協働活動</p> <p>・・・ 幅広い地域住民等の参画により、地域と学校が連携・協働して、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域のコミュニティを活性化する活動</p>		

# 子どもは地域の宝です。 学校・家庭・地域の力を結集して 子どもを健やかに育てましょう。



## 結集！しまねの子育て協働プロジェクトのねらい

子どもの健やかな成長は県民すべての願いです。しかし、子どもを取り巻く環境は近年大きく変化し、家庭や地域の教育力の低下が課題となっています。未来を担う子どもたちを健やかに育むためには、学校・家庭・地域がそれぞれの役割と責任を自覚しつつ、地域全体で教育に取り組む体制づくりを目標とする必要があります。

このため、地域住民が積極的に子どもの教育や子育て支援に関わる環境づくりを進め、各事業が連携する仕組みを作ることで、社会全体の教育力の向上を図ります。

## 鳥根県ではこれまでも子どもや学校を核にした事業を進めて来ました。

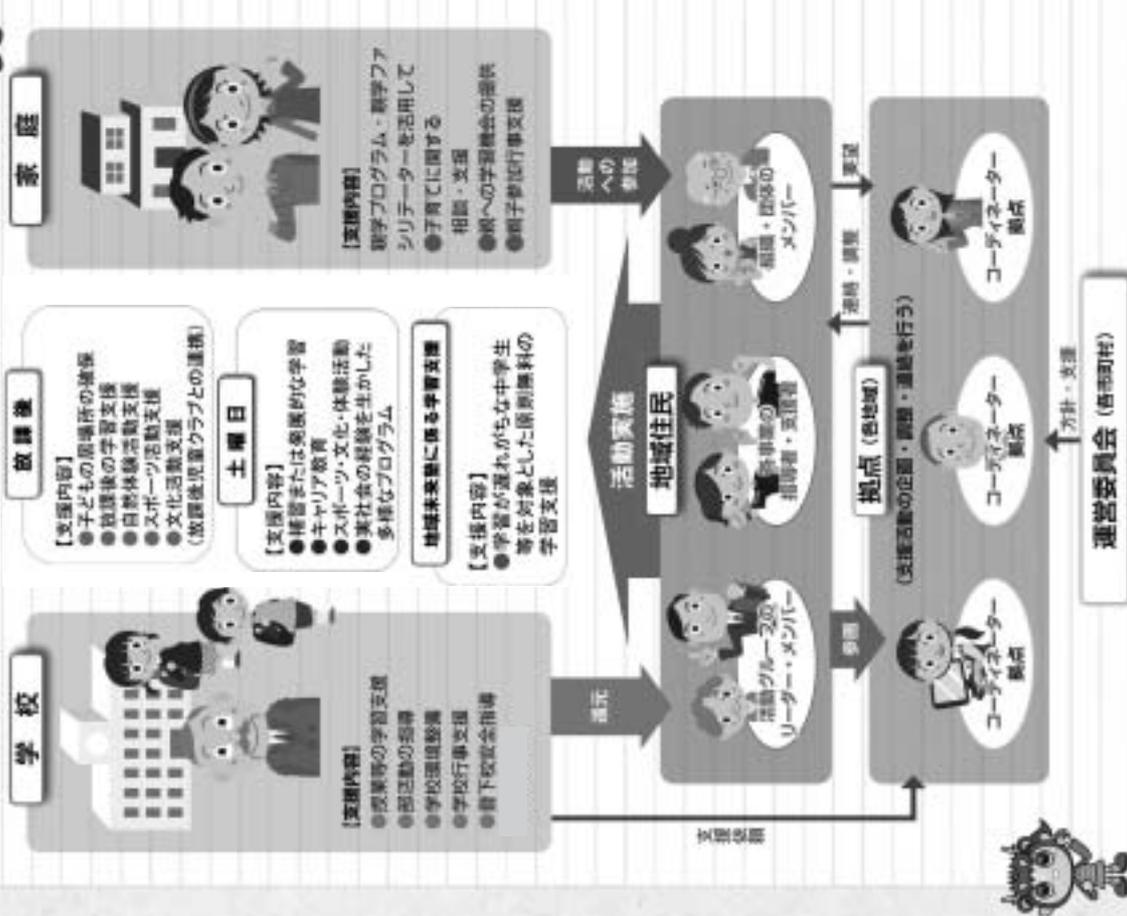
子どもの健やかな成長や地域の活性化に成果を上げていますが、課題もありません。



## 新たな仕組みづくり(地域全体で教育に取り組む体制づくり)の提案

<b>拠点の設置</b> 情報と人材を集め、協力的に企画・調整・連絡を行う活動の拠点を設けましょう。 (インターネットページとして)	<b>コーディネーターの配置</b> 学校支援、放課後支援、生涯教育支援の役割を総合的に担うコーディネーターを置きましょう。	<b>人材の養成と情報の管理</b> 各関係者の所管や人材バンクの一元化など、効果的に効果よく運営しましょう。	<b>運営組織の一本化</b> 複数の組織を一つにまとめ、総合的に検討が進められる組織を作りましょう。
--	---	--	--

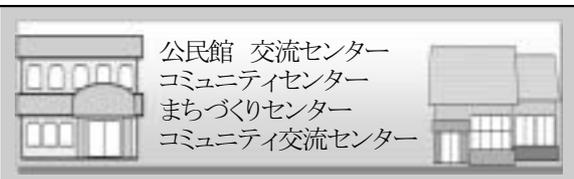
## 新たな仕組みづくりのイメージ



各地域の拠点には、コーディネーターがいて、学校への支援活動、放課後の支援活動、土曜日の支援活動、家庭教師への支援活動に関するニーズや情報を集約し、総合的にコーディネーターにします。公民館やボランティアセンターの空き教室に拠点を置く地域もあるでしょう。

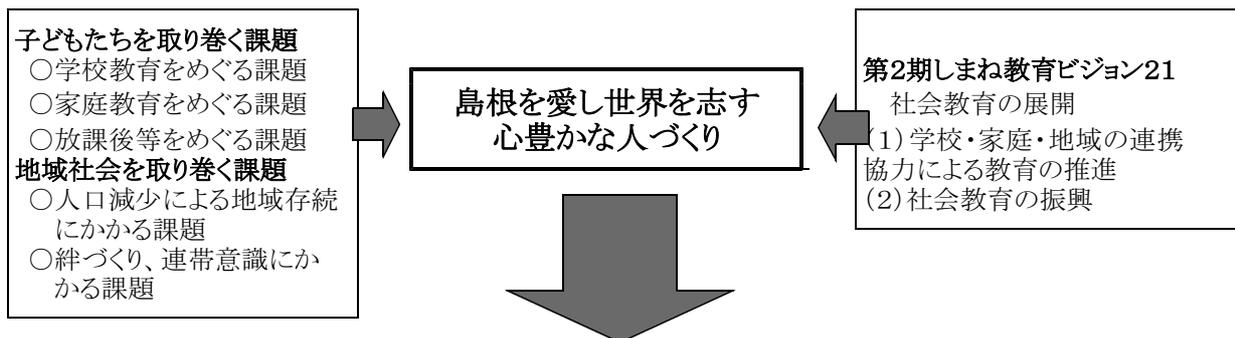
保護者や地域住民は、従来の事業ごとの活動ではなく、自分が希望する時間や内容に応じて活動することができ、

事業名	1(3) 地域課題解決型公民館支援事業	当初予算額	19,558千円
事業概要	<p>地域課題の解決を図ろうとする地域住民の活動を支援する地域課題解決型公民館を選定し、その成果発表の場を設け、人づくりのプロセス・ノウハウ等を県内に波及させるとともに、育成した人材が地域活動に向けて動き出し、実践活動が継続できるように支援する。</p>		
事業内容	<p>地域課題解決型公民館の選定(30館程度)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・5テーマ</li> </ul> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <span>若者の地域参画</span> <span>生活課題の解決</span> <span>防災を通じた絆づくり</span> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <span>子育て支援・家庭教育支援</span> <span>その他の課題</span> </div> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1テーマ×6館程度</li> <li>・年ごとに成果発表会を開催し、人づくりのプロセス・ノウハウ等を県内に波及</li> <li>・公民館活動の地域振興部事業等への移行支援</li> <li>・学んだ成果を地域づくりに生かした地域活動を行うことができるよう、市町村・県職員が公民館活動を支援</li> </ul> <p>申請にあたっての市町村・公民館等の役割</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p>&lt;公民館等を所管する市町村&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○取組に対する市町村の姿勢を提示</li> <li>・市町村における公民館等の位置づけ</li> <li>・公民館等が本事業に参加することの必要性</li> <li>・市町村の公民館等への支援体制</li> <li>・本事業と市町村の公民館等振興策との連動 等</li> </ul> </div> </div> <div style="width: 45%;"> <p>&lt;公民館等&gt;</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本事業に向けて始動するまでの動きの明確化</li> <li>○人づくりを進めるプロセスや手法の明確化</li> </ul> </div> </div> </div> <p>審査・選定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・島根県公民館連絡協議会に設置する「地域課題解決型公民館選定委員会」により審査</li> </ul> <p>事業費の助成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域課題解決型公民館としての選定は、原則、単年度(15館程度は2年目の継続実施も可能)</li> <li>・1館当たり600千円を上限に事業費を助成</li> <li>・成果発表会(2月実施)において取組内容を発表(県公民館研究集会を兼ねる)</li> </ul> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  <p>集って、楽しんで、学んで、動いて、変えていく</p> </div>		

事業名	1(4) ふるさと体験活動モデル調査研究事業	当初予算額	2,300千円
事業概要	<p>・公民館等が地域住民の協力を得て行う宿泊を伴う体験活動を支援する。</p> <p>・県立青少年教育施設において体験プログラムの開発、成果の検証等を行い、ふるさと島根にある教育資源を活用した体験活動の普及を図る。</p>		
事業内容	<p>①ふるさと体験活動モデル事業 子どもたちが、島根の人や自然と深く関わり、ふるさとへの愛着や貢献意識を高めるために、公民館等が地域住民の協力を得て行う長期の宿泊を伴う体験活動を支援する。</p> <p>②ふるさと体験活動調査研究事業 青少年教育施設が体験プログラムの開発や支援、成果の検証等を行い、ふるさと島根にある教育資源を活かした体験活動の普及啓発を図る。</p> <hr/> <p style="text-align: center;"><b>ふるさと体験活動で子どもが変わる！地域が変わる！</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;">  <ul style="list-style-type: none"> <li>◆人づくり・地域づくりの拠点である公民館等において地域の豊かな教育資源を生かした宿泊を伴う <b>ふるさと体験活動モデル事業</b></li> <li>◆モデル公民館の選定 <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3泊4日以上長期宿泊体験活動 上限@200千円×5箇所程度</li> <li>○ 3泊未満の宿泊を伴う体験活動 上限@100千円×5箇所程度</li> </ul> </li> </ul> <p>※地域にある諸団体との連携や組織作りなど地域住民を巻き込むための工夫を取り入れる。</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;"><b>青少年の家 (サン・レイク) 少年自然の家</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆地域における宿泊を伴う体験活動の実施を支援・調査研究・普及啓発 <b>ふるさと体験活動調査研究事業</b></li> <li>○ 県内の実態調査</li> <li>○ 「ふるさと体験活動」の支援</li> <li>○ 体験プログラムの開発</li> <li>○ モデル実施の成果の検証等</li> <li>○ 普及啓発(フォーラム開催・事例集の作成、配布)</li> </ul> </div> </div> <p style="text-align: center;"><b>体験活動の例と期待する成果</b></p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 30%;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇地域の自然に親しむ体験を十分に取り入れる</li> <li>◇地域住民との交流を中心としたプログラム</li> <li>◇地域の生活・文化を取り入れた体験</li> <li>◇農林水産業に関する体験や従事する人々との交流</li> </ul> </div> <div style="width: 40%; text-align: center;"> <p><b>子ども</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域への関心・愛着の高まり</li> <li>○コミュニケーション力の向上</li> <li>○自己有用感の高まり</li> <li>○達成感・満足感</li> </ul> <p><b>地域</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域住民のふるさと理解</li> <li>若者による地域参画の増加</li> <li>地域住民のつながりの深まり</li> </ul> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">地域住民や様々な団体の参画・支援</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">地域で子どもを育てる意識の醸成</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">地域住民の自己有用感の高まり</div> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;"><b>モデル実施した体験活動を普及啓発活動を通じて全県へ波及</b></p>		

事業名	1(5) 社会教育主事確保・養成事業	当初予算額	4,379千円
事業概要	<p>県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣し、社会教育主事の専門性を活かした社会教育を推進する。あわせて地域社会における地域課題を自ら解決しようとする人づくり、地域づくりを推進する。</p>		
事業内容	<p>①社会教育主事派遣制度</p> <p>学校・家庭・地域住民の連携協働関係を各市町村で具体的に構築していくための人的基盤づくりとして、県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣する。</p> <p>派遣社会教育主事は、緊急な課題事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。</p> <p>②社会教育主事講習派遣</p> <p>公立小中学校教員等に社会教育主事の資格を取得させるため、広島大学で開講される社会教育主事講習へ派遣する。(上限15人)</p> <p>③地域教育力市町村支援事業</p> <p>派遣社会教育主事や市町村の社会教育主事担当者を対象とした社会教育に関する専門的な内容の研修会を開催する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・新任派遣社会教育主事等研修会</li> <li>・派遣社会教育主事等研修会(年3回)</li> <li>・社会教育主事有資格者・社会教育主事実践交流会(年1回)</li> </ul>		

## 社会教育主事派遣制度の概要



## 県の社会教育主事を市町村教育委員会へ派遣

派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

### 【職務】

- ◆ 学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育に関わる環境づくりの推進
  - 子どもの教育に関わる人々のネットワーク化への支援
  - 子どもの教育を支援する地域の組織・体制整備
  - 県社会教育行政の重点施策の推進(結集!しまねの子育て協働プロジェクト 等)
- ◆ 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
  - ふるさとへの愛着と誇りを高めるための生涯学習・社会教育事業の推進
  - 中学校区における学校支援体制の整備とネットワーク化
  - 地域の教育資源「ひと・もの・こと」を生かした教育活動のコーディネートと支援
- ◆ 地域づくりを担う人づくりの推進
  - 地域を守り、創っていく人づくりをめざす社会教育関係者・公民館活動への支援
  - 市町村担当者との協働による社会教育事業の企画・実施・評価
  - 社会教育行政と他部局、他機関等との協働を進めるコーディネート

### 【派遣者数と派遣先】(平成29年度)

- ◆ 派遣者数 24名
- ◆ 派遣先市町村数 7市9町1村

### 【派遣期間】

原則として4年以内

## 期待される効果

- ◆ 学校・家庭・地域が一体となった地域ぐるみの教育の充実
  - 地域をあげて子どもの教育に関わろうとする気運の醸成
  - 子どもの教育に関わる地域の人々や団体、諸機関のネットワーク化
  - 人々のつながりづくりと地域の教育力の向上 など
- ◆ ふるさとへの愛着と誇り、理解の高まり
  - 地域住民のふるさとへの理解と次世代育成の促進
  - 子どもたちのふるさとへの愛着や誇りの醸成と地域貢献に対する意欲の喚起
  - 学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育の充実 など
- ◆ 地域を守り、創っていく人づくりの推進
  - 地域の課題解決に向けた幅広い学習・実践活動の充実
  - 持続可能な地域づくりに参加・参画する住民の増加
  - 住民による地域づくりを支援する行政や民間との連携体制の構築 など

事業名	1(6) 家庭教育支援体制整備事業	当初予算額	1,000千円
事業概要	学校・家庭・地域が、それぞれの役割を自覚するとともに、互いに信頼し合える関係を築きながら、地域全体で家庭教育の支援体制を整備します。		
事業内容	<p>①PTA研修事業</p> <p>PTA連絡協議会の開催や県PTA合同研修会の開催をとおして、地域の教育力向上や家庭・学校・地域の連携強化、教育環境の改善を図る。</p> <p>【進め方】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 県幼・小中・高・特別支援 PTA 連絡協議会や県 PTA 合同研修会開催を支援する</li> </ul> <p>②親子と地域をつなぐ PTCA 活動活性化事業</p> <p>※PTCAとは、PTCAは英語のParent(親)、Teacher(先生)、Community(地域)、Association(会)の頭文字をとったもの</p> <p>○事業概要</p> <p>地域、学校、家庭が連携して、持続可能な地域づくりのために多世代をつなぎ、地域、学校、家庭が抱える課題の解決に向けた取組を推進する。そのために、親世代が中心となって構成されるPTA等の地域団体に事業委託を行い、地域全体で家庭教育を支援する気運を醸成する。</p> <p>○現状と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 青年層、親世代が地域活動への参画ができていない状況がある。</li> <li>・ 地域活動を担っているリーダーや人材の高齢化してきており、人材の育成が急務である。</li> <li>・ 親世代が抱える課題、子どもの体験不足等を学校と連携して解決する必要がある。</li> <li>・ 住民が主体となった地域課題解決の取組をさらに進める必要がある。</li> <li>・ 児童・生徒・PTA会員数の減少に伴い活動費用が減り、これまでの活動を維持することが難しく、活動が停滞している単位PTAがある。</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○委託事業</p> <p>家庭、地域を取り巻く課題は、地域によって様々であり、家庭教育の第一義的責任を負う親が主体となって活動することで、多様な世代を巻き込みながら、課題解決に向けた取組を行うことを推進する。この取組により、親世代の学びと多世代の交流が生まれ、地域全体で家庭教育を支援する気運を醸成し、地域の教育力の向上を図る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center; margin: 10px auto; width: fit-content;">     県内5団体に事業委託 1団体160千円×5団体＝800千円   </div> <p>【委託内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ PTA等の団体が中心となって、地域、学校、家庭、団体との連携を図り、多世代が交流できる活動</li> <li>・ 親世代が、自ら地域のよさを見つけたり、地域に誇りをもったりできる活動</li> <li>・ 親世代が、地域とのつながりを深め、地域活動に参画していききっかけとなる活動</li> </ul> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○委託事業成果</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 多世代の交流が生まれ、地域の絆を深め、地域を担う次世代の育成を推進</li> <li>・ 地域、家庭が抱える課題を地域全体で解決して行こうとする気運を醸成</li> <li>・ 新たな枠組みの PTCA 活動により、従来の PTA 活動の活性化</li> </ul> <div style="margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;"> <p>事業成果</p> <p>委託事業の取組のノウハウ等を普及・啓発し、各地域の「地域づくり」や「PTA 活動の活性化」につなげる。</p> </div> <div style="text-align: center;"> <p>実績の分析・検証</p> <p>島根県</p> </div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">事業実施主体＝地域団体</p> </div>		

# しまね家庭教育応援プロジェクト

## 背景

ひきこもりや不登校、社会格差やひとり親家庭の増加など、家庭と子どもの育ちをめぐる問題が複雑化する中、核家族化や地域のつながりの希薄化などにより、子育てについて不安や悩みを抱えたまま孤立する親が増えてきている。様々な問題を抱え込み、主体的な教育が困難になっている家庭への具体的な支援や、社会全体で家庭を支える仕組み作りが急務な中、親学プログラムによる保護者への学習機会の提供以外の、より効果的な家庭教育支援の方策や体制づくり等についての課題を挙げる自治体が少なくない。

## 目的

親学プログラムを活用した学びの機会の提供を中心に、家庭教育支援につながる様々な取組を総合的に推進することで、各市町村における家庭教育支援に関する取組みを促進する。

## (1) 結集！しまねの子育て協働プロジェクト

### ①結集しまねの子育て協働プロジェクト市町村支援事業

#### ◇親学プログラムの普及・定着

保護者へ学習機会の提供や相談対応及び情報提供を行うことにより、身近な地域においてすべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう支援する。

### ②結集！しまねの子育て協働プロジェクト実践活動推進事業

#### ◇企業等と連携した「職場で親学！！」モデル事業

企業等と連携して社員研修に「親学ファシリテーター」を派遣し、親の役割や子どもへの関わり方等についての気づきを促すことにより、学校やPTA活動、公民館等で行われる家庭教育に関する学習活動に参加しにくい「働く親向けの学びの機会」を提供する。

#### ◇家庭教育応援プロジェクト研修

市町村の家庭教育支援の担当者やその関係者を対象とした研修会を開催する。家庭教育支援に関する講義や先進各自治体において地域の実情に応じた家庭教育支援の体制や取組の充実を図る。

県において教育庁及び福祉部局の関係者でワーキング会議を実施し、研修の実施または家庭教育支援の方針について協議する。

市町村の家庭教育支援担当者や関係部局の関係者を対象に、家庭教育支援に関する知識や先進事例から学ぶ研修を実施する。

教育委員会と福祉部局が協議し、市町村における具体的な家庭教育支援策の計画につながる協議の場を研修として設定する。

## (2) 家庭教育支援体制整備事業

### ①PTA研修事業

地域の教育力向上や家庭・学校・地域の連携強化、教育環境の改善等を図る連絡協議会及び研修会の開催

### ②親子と地域をつなぐPTCA活動活性化事業

持続可能な地域づくりのために親世代が中心となって、多世代をつなぎ、地域、学校、家庭が抱える課題の解決に向けた取組を推進

事業名	2(1) 子ども読書活動推進事業	当初予算額	3,039千円
事業概要	<p>子どもと本をつなぐ活動の充実を図り、子どもの読書を支える人を育て、あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える。</p> <p>子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないもの (子どもの読書活動の推進に関する法律 第2条より)</p>		
事業内容	<p>①子ども読書活動推進会議の開催 【学識経験者等計13名で構成】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第3次子ども読書活動推進計画の策定</li> <li>・子ども読書活動推進計画の進行管理</li> <li>・子ども読書を推進する具体的取組について協議</li> </ul> <p>②しまね子ども読書フェスティバル</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内3か所において、子ども読書の推進に関する取組を委託事業で実施</li> <li>・内容 未就学児を中心とした読書普及の推進、ブックトークやストーリーテリング、外部講師による読み聞かせ講座の開催、絵本の展示 など</li> <li>・委託事業費 一団体 200千円×3か所</li> </ul> <p>③読みメンプロジェクト</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・読みメンてちょうを県内に配布し、男性による絵本の読み聞かせの普及を推進する。</li> </ul>		
事業内容	<p style="text-align: center;">基本目標</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;"><b>子どもと本をつなぐ活動の充実を図る</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 家庭における子どもの読書活動の推進</li> <li>2. 地域における子どもの読書活動の推進</li> <li>3. 学校等における子どもの読書活動の推進</li> </ol> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;"><b>子どもの読書を支える人を育てる</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 図書館への人材配置の推進</li> <li>2. 人材育成・研修</li> </ol> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;"><b>あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 一人一人の読書を支える環境の整備</li> <li>2. ネットワークの構築</li> <li>3. 啓発・広報</li> </ol> </div> </div> <p style="text-align: center;">豊かな心 ←→ 確かな学力</p> <p style="text-align: center;">本に親しみ本から学び より豊かに生きる力を育てる</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">感性・想像力</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">ふれあう読書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">楽しむ読書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">調べる読書</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;">考える読書</div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; padding: 5px;">情報を活用する力</div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;"><b>就学前</b></p> <p>保護者と一緒に本と図書館に慣れ親しむ</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;"><b>小中学生</b></p> <p>図書館を利用しながら、情報を活用する力を育てる</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 30%;"> <p style="text-align: center;"><b>高校生</b></p> <p>自らの課題解決に本を用いて、評価・熟考できる力を育てる</p> </div> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>大人(家庭・地域)</b></p> <p>自ら読書を楽しむとともに、子どもと読書をつなぎ、子どもが生涯にわたる読書習慣を身につける環境を整える</p> </div> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">すべての子どもが 本と出会い、読書の楽しさをおとして、発達段階に応じた読書活動ができる力、ことばの力を育てる</p>		

事業名	2(2) しまねのふるまい推進プロジェクト	当初予算額	1,000千円
事業概要	<p>県全体として「ふるまい(礼儀、作法、挨拶、しぐさ、モラル、ルール、しつけ、道徳、倫理観、生活行動、生活動作、思いやりの総称)」の向上を目指し、子どもと保護者、さらに全ての世代へのふるまいの定着と家庭教育及び子育て支援の充実及び気運の醸成を図る。</p>		
事業内容	<p>①親学プログラムの普及・定着(再掲)</p> <p>各市町村におけるふるまいの定着や家庭教育支援において、親学プログラムや親学ファシリテーターの活用が図られるための支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○親学プログラム市町村支援 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村が行う親学プログラムの普及・定着のための経費支援</li> <li>・市町村への指導・助言</li> </ul> </li> <li>○親学プログラムの広報・啓発 <ul style="list-style-type: none"> <li>・親学プログラム活用事例の周知・活用案の提案等</li> <li>・現行プログラムの改良や活用拡大の検討</li> </ul> </li> </ul> <p style="text-align: center;">(結集！しまねの子育て協働プロジェクト 市町村支援事業・家庭教育支援)</p> <p>②公民館ふるまい推進事業</p> <p>公民館を拠点として、家庭、学校と連携した取組を展開することで、ふるまい向上のさらなる普及を図るとともに、取組の定着及び拡大をめざす。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域住民のふるまいの意識を高め、それらを地域全体に広げるために、公民館等で家庭、学校と連携して行う地域全体のふるまい向上に資する取組を推進。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公民館等を拠点としたふるまいの向上、定着を図る活動を支援</li> <li>・公民館等への活動助成金を交付(市町村へ交付) <ul style="list-style-type: none"> <li>※ 事業エリアは、1公民館区または小学校区が原則</li> <li>1事業 5万円程度×20館程度</li> <li>本事業の助成金に加え、自主財源を合わせた事業実施も可能</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>&lt;事業例&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・広く地域住民(子ども、大人)を対象としたふるまい向上につながる研修、講座の開催</li> <li>・公民館等を中心として、家庭、学校と連携したふるまい向上の取組 (ex あいさつ運動、生活習慣定着の取組 等)</li> </ul> </div> <p>※いずれも「ふるまい」をメインテーマにするか、活動のねらいがふるまい向上をねらったものに限る。</p> <div style="background-color: #e0e0e0; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>◇しまねのふるまい推進プロジェクトのねらい</p> <p style="text-align: center;"><b>ふるまいの定着</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもとその保護者、さらにすべての世代へのふるまいの定着</li> <li>・家庭教育及び子育ての支援の充実</li> </ul> </div>		

事業名	3(1) 社会教育研修センター事業	当初予算額	11,780千円
事業概要	<p>「地域力」の醸成に資する人材[社会教育指導者(市町村社会教育担当者・公民館等職員等)及び社会教育にかかわる方]の養成を推進。  社会教育関係者が社会教育の振興、生涯学習の推進を図ることができるよう、情報提供や相談対応等の取組を進める。</p>		
事業内容	<p>①人材養成研修</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○対象者別研修 兼 市町村社会教育担当者研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育委員研修</li> <li>・公民館等職員研修</li> <li>・コーディネーター研修</li> <li>・親学ファシリテーター・ブラッシュアップ研修</li> <li>・ファシリテーター養成講座</li> </ul> </li> <li>○全体研修 <ul style="list-style-type: none"> <li>・しまねの社会教育基礎講座</li> <li>・「親学プログラム」体験講座</li> </ul> </li> <li>○社会教育主事講習[B]</li> </ul> <p>②社会教育にかかわる調査・研究</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「親学プログラム」に関する調査</li> <li>・公民館等実態調査</li> <li>・市町村の社会教育にかかわる研修状況調査</li> <li>・「しまね学習支援プログラム」「地域魅力化プログラム」の開発</li> <li>・社会教育施設とのあり方と施設職員の資質・能力にかかる研修</li> </ul> <p>③社会教育の情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・情報誌「しまねの社会教育だより」の発行</li> <li>・ホームページの活用</li> </ul> <p>④学習相談</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・学習相談に応じ、学習情報を提供(東部・西部)</li> <li>・視聴覚センターでの教材貸出・閲覧(東部)</li> <li>・放送大学浜田コーナーの運営(西部)</li> </ul> <p>⑤市町村支援</p> <p>市町村等で企画・実施する社会教育指導者を対象とした研修等がより充実するよう支援を実施。</p>		

事業名	3(2) 県立図書館事業	当初予算額	110,469千円
事業概要	<p>県民の高度化・多様化する学習ニーズに応え、県・市町村を通じた総合的な図書館サービスを充実するため、市町村立図書館、学校図書館に対する支援を強化する。</p> <p>子ども読書活動の推進や関係機関のネットワーク化、郷土資料をはじめとする図書資料整備とレファレンスの強化を図る。</p>		
事業内容	<p>①図書館活動推進事業 『県民の課題解決を支援する県立図書館』・『情報の拠点となる図書館』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・レファレンスサービスの提供</li> <li>・ビジネスパーソン、高齢者、障がい者などに対するサービスの提供</li> <li>・県民一人ひとりの課題に応じた学習機会の提供</li> <li>・多様な資料・情報の整備</li> <li>・情報活用環境の整備</li> <li>・ニーズや時代に即した情報発信の充実</li> <li>・図書館の管理運営</li> </ul> <p>②図書館業務市町村支援事業 『地域の図書館を支援する県立図書館』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村図書館等への運営支援</li> <li>・図書館ネットワークの活用</li> <li>・図書館職員の資質向上のための支援</li> </ul> <p>③子ども読書推進事業 『子どもの読書活動を支援する県立図書館』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・子どもの読書活動の普及・啓発</li> <li>・学校等への支援</li> <li>・子ども読書センター機能の充実</li> <li>・市町村「子ども読書活動推進計画」策定への支援</li> </ul> <p>④郷土資料整備収集事業 『郷土の歴史や文化を継承し、情報発信する県立図書館』</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・郷土資料の収集</li> <li>・保存・郷土資料の提供</li> <li>・郷土関係レファレンス(調査・相談)の充実</li> </ul> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;">  <p>島根県立図書館イメージキャラクター ふっくまくとしおりちゃん (キャラクター作成：島根県前南町在住絵本作家の「やまゆきさん」)</p> </div>		

事業名	3(3) 青少年の家事業	当初予算額	98,465千円
事業概要	<p>「自然体験」や「生活体験」、「集団宿泊体験」などを通して青少年の心身の健全な育成を図るとともに、県民の教養及び文化の向上のための研修、地域や職場などの研修及び交流活動などの場を提供します。</p>		
事業内容	<p>①受け入れ事業</p>		
	<p>湖面活動(カッター、サバニ)、野外活動、レクリエーション活動、創作活動等の様々な体験や研修ができるよう、施設やプログラムを提供し、指導を行います。</p>		
	<p>②主催事業</p>		
	<p>青少年の健全育成と県民の教養文化の向上に資するため、施設開放、自然体験活動、生活体験活動、家族での交流活動などの機会を提供します。</p>		
	事業名	対象	予定期日
	春のフェスティバル	一般	4/30(日) 前泊あり
	サン・レイク フェスティバル	一般	10/15(日) 前泊あり
	にこにこファミリー	小学生を含む家族	2/10(土)～11(日) 1泊2日
	青少年活動支援者養成講座	高校生、大学生、一般等	6/17(土)～18(日) 7/8(土)～9(日) 1泊2日
	サマーチャレンジ	小学5年～中学3年	8/6(日)～11(金) 5泊6日
キッズチャレンジ	小学3,4年	9/9(土)～10(日) 11/18(土)～19(日) 1/27(土)～28(日) 1泊2日	
にんにんチャレンジ	年長児～小学2年	12/2(土)～3(日) 12/9(土)～10(日) 12/16(土)～17(日) 1泊2日	
			

事業名	3(4) 少年自然の家事業	当初予算額	68,215千円
事業概要	小学生を中心とした子どもたちに、江津市の浅利富士の林間の自然を活用した多面的な体験活動プログラムや交流の機会、宿泊研修の場を提供することにより、心身の健全な育成を図ります。		
事業内容	<p>①受け入れ事業</p> <p>冒険の森(フィールドアスレチック)活動、創作活動等の自主的な研修の支援体制を充実するとともに、参加者が様々な体験ができるよう施設やプログラムを提供します。</p> <p>②主催事業</p> <p>青少年の健全育成と県民の教養文化の向上に資するため、親子交流体験活動や自然体験活動などの機会を提供します。</p>		

事業名	3(5) 社会教育関係団体活性化事業	当初予算額	685千円
事業概要	社会教育関係団体が実施する人材養成研修等への支援を通じて、社会教育関係団体の活性化を図ります。		
事業内容	<p>①社会教育関係団体への補助金</p> <p>団体が全国大会、中国ブロック大会等の大規模な事業を実施(又は参加)する際の事業費補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施団体名 島根県連合婦人会(全国地域婦人団体連絡協議会)</li> <li>・大会名 第65回全国地域婦人団体研究大会</li> <li>・目的 地域社会を担う女性の活動の蓄積・成果、活動事例の共有、今後の活動への取り組みの方向性に関する意見交換をし、地域を守る女性の確かな視点で安心安全な住みよい地域づくりを図る。</li> <li>・期日 平成29年10月26日(木)～27日(金)</li> <li>・会場 ホテル一畑・ホテル白鳥・島根県民会館 (松江市)</li> <li>・参加者数 1,300名(予定)</li> <li>・補助額 650,000円</li> </ul> <p>②優良少年団体表彰</p> <p>現在活動している県内の少年団体から、活動が他の団体の範となる、優れた団体を表彰し、少年団体活動の振興を図る。 65年間続いている歴史ある表彰である。</p> <p><b>【表彰基準】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域環境の浄化活動、美化活動、福祉活動、読書活動等のボランティア活動</li> <li>・伝統文化の継承、新しい地域文化の創造</li> </ul> <p><b>【進め方】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・推薦依頼 各市町村教育委員会、各少年団体連合会、各PTA連合会等に照会</li> <li>・推薦 各教育事務所、各連合会等から推薦</li> <li>・審査会の実施 審査会要領により教育庁内審査会を開催し、審査</li> <li>・表彰(教育長) 表彰式、懇談会</li> </ul>		

事業名	3(6) 生涯学習総合推進事業	当初予算額	705千円																																																																					
事業概要	社会教育に関する専門的知見や実戦経験を有する有識者の意見を社会教育行政に反映させるため、社会教育委員の会議を開催する。																																																																							
事業内容	<p>島根県社会教育委員の会  社会教育法及び県条例に基づき委嘱した社会教育委員の会議を開催  ※社会教育委員は、社会教育に関し、教育委員会に助言し、又は意見を述べることができる。</p>																																																																							
	<p>島根県社会教育委員に関する条例 (平成26年3月18日 島根県条例第27号)  (設置)  第1条 社会教育法(昭和24年法律第207号)第15条第1項の規定に基づき、島根県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。  (委嘱の基準)  第2条 委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から島根県教育委員会が委嘱する。  (定数)  第3条 委員の定数は、20人以内とする。  (任期)  第4条 委員の任期は、2年とする。  2 島根県教育委員会は、特別の事情があると認めるときは、委員の任期中でもこれを解嘱することができる。</p>																																																																							
	<p>島根県社会教育委員名簿 任期:平成28年6月24日～平成30年6月23日</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>No.</th> <th>区分</th> <th>氏名</th> <th>性別</th> <th>地域</th> <th>役職</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td rowspan="3">学校教育関係者</td> <td>いしば くみこ 飯庭 久美子</td> <td>女</td> <td>松江</td> <td>島根県国公立幼稚園・子ども園長会会長 (松江市立幼保園のぎ園長)</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>さだお しおり 佐田尾 志おり</td> <td>女</td> <td>江津</td> <td>江津市立渡津小学校校長</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>ふじい しんじ 藤井 伸治</td> <td>男</td> <td>大田</td> <td>美郷町立大和中学校校長</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td rowspan="3">社会教育関係団体</td> <td>かど ひとみ 賀戸 ひとみ</td> <td>女</td> <td>浜田</td> <td>島根県連合婦人会副会長</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>おかもと しゅうじ 岡本 修治</td> <td>男</td> <td>浜田</td> <td>島根県公民館連絡協議会副会長</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>あべ たかし 安部 隆</td> <td>男</td> <td>奥出雲</td> <td>島根県町村教育長会副会長 (奥出雲町教育長)</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td rowspan="3">家庭教育支援実践者</td> <td>たけだ なおこ 竹田 尚子</td> <td>女</td> <td>松江</td> <td>松江NPO ネットワーク代表</td> </tr> <tr> <td>8</td> <td>ちはら めぐみ 千原 恵</td> <td>女</td> <td>奥出雲</td> <td>島根県PTA連合会母親委員会副委員長</td> </tr> <tr> <td>9</td> <td>やまね くみこ 山根 久美子</td> <td>女</td> <td>安来</td> <td>公募委員</td> </tr> <tr> <td>10</td> <td rowspan="3">学識経験者</td> <td>ありま きいちろう 有馬 毅一郎</td> <td>男</td> <td>松江</td> <td>島根大学名誉教授</td> </tr> <tr> <td>11</td> <td>たかお まさひろ 高尾 雅裕</td> <td>男</td> <td>松江</td> <td>山陰中央新報社 論説委員会委員長</td> </tr> <tr> <td>12</td> <td>むらお ひでのぶ 村尾 秀信</td> <td>男</td> <td>隠岐</td> <td>隠岐の島町文化財保護審議会 委員長</td> </tr> </tbody> </table>			No.	区分	氏名	性別	地域	役職	1	学校教育関係者	いしば くみこ 飯庭 久美子	女	松江	島根県国公立幼稚園・子ども園長会会長 (松江市立幼保園のぎ園長)	2	さだお しおり 佐田尾 志おり	女	江津	江津市立渡津小学校校長	3	ふじい しんじ 藤井 伸治	男	大田	美郷町立大和中学校校長	4	社会教育関係団体	かど ひとみ 賀戸 ひとみ	女	浜田	島根県連合婦人会副会長	5	おかもと しゅうじ 岡本 修治	男	浜田	島根県公民館連絡協議会副会長	6	あべ たかし 安部 隆	男	奥出雲	島根県町村教育長会副会長 (奥出雲町教育長)	7	家庭教育支援実践者	たけだ なおこ 竹田 尚子	女	松江	松江NPO ネットワーク代表	8	ちはら めぐみ 千原 恵	女	奥出雲	島根県PTA連合会母親委員会副委員長	9	やまね くみこ 山根 久美子	女	安来	公募委員	10	学識経験者	ありま きいちろう 有馬 毅一郎	男	松江	島根大学名誉教授	11	たかお まさひろ 高尾 雅裕	男	松江	山陰中央新報社 論説委員会委員長	12	むらお ひでのぶ 村尾 秀信	男	隠岐
No.	区分	氏名	性別	地域	役職																																																																			
1	学校教育関係者	いしば くみこ 飯庭 久美子	女	松江	島根県国公立幼稚園・子ども園長会会長 (松江市立幼保園のぎ園長)																																																																			
2		さだお しおり 佐田尾 志おり	女	江津	江津市立渡津小学校校長																																																																			
3		ふじい しんじ 藤井 伸治	男	大田	美郷町立大和中学校校長																																																																			
4	社会教育関係団体	かど ひとみ 賀戸 ひとみ	女	浜田	島根県連合婦人会副会長																																																																			
5		おかもと しゅうじ 岡本 修治	男	浜田	島根県公民館連絡協議会副会長																																																																			
6		あべ たかし 安部 隆	男	奥出雲	島根県町村教育長会副会長 (奥出雲町教育長)																																																																			
7	家庭教育支援実践者	たけだ なおこ 竹田 尚子	女	松江	松江NPO ネットワーク代表																																																																			
8		ちはら めぐみ 千原 恵	女	奥出雲	島根県PTA連合会母親委員会副委員長																																																																			
9		やまね くみこ 山根 久美子	女	安来	公募委員																																																																			
10	学識経験者	ありま きいちろう 有馬 毅一郎	男	松江	島根大学名誉教授																																																																			
11		たかお まさひろ 高尾 雅裕	男	松江	山陰中央新報社 論説委員会委員長																																																																			
12		むらお ひでのぶ 村尾 秀信	男	隠岐	隠岐の島町文化財保護審議会 委員長																																																																			

事業名	4(1) 「ふるさとティーチャー」派遣事業	当初予算額	10,237千円
事業概要	地域の社会人指導者の活用や中学校文化部の地域活動等への支援により、学校と地域等の連携協力を推進し、学校文化部活動の活性化、活動水準の維持・向上を図る。		
事業内容	<p>①学校文化部活動外部指導者(ふるさとティーチャー)派遣事業</p> <p>専門的な指導者がいない市町村立中学校・高校、県立学校の文化部活動に、実技指導力を備えた地域の社会人指導者(ふるさとティーチャー)を派遣する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・派遣経費 (※謝金のみ県負担)</li> <li>1部活動あたりの上限額 最大36時間×3,000円以内/時間=108,000円</li> </ul> <p><b>【事業の効果】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化部活動の活性化、活動水準の維持・向上を図る</li> <li>・郷土芸能、伝統文化関連部の存続と若い世代への技能継承を図る</li> <li>・教員が少ない中山間・小規模校においても文化部活動の選択肢を保障する</li> </ul> </div> <p>②地域と中学校の文化部活動支援事業</p> <p>中学校文化部による地域貢献活動や異世代間交流活動に係る活動費を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県交付金</li> <li>中学校の文化部活動のうち、中学生の企画・運営により地域との連携を図る次の活動に対し、1校あたり50,000円を上限として活動費を支援</li> </ul> <p><b>地域貢献活動</b></p> <p>福祉施設への訪問活動や地区祭り等の地域活動への参画、地域の課題解決へ向けた取り組みなどの活動</p> <p><b>異世代間交流活動</b></p> <p>保育所・幼稚園等への指導・交流、公民館サークルと連携した活動交流など、異世代への働きかけを企画・運営する交流活動</p> <p><b>【事業の効果】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域での活動・発表会を通じて、地域における理解と関心を高揚させることにより、中学校文化部活動の活性化を図る</li> <li>・中学生自身の自尊感情の醸成、ふるさとを愛する心・誇りに思う心を育む</li> </ul> </div> <p>③島根県高等学校文化連盟専門部合同研修会の開催</p> <p>島根県高等学校文化連盟が各専門部単位で実施するスキルアップのための合同研修会に対し経費を助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県負担金 島根県高等学校文化連盟へ一括交付</li> </ul>		



## 学校文化部活動外部指導者(ふるさとティーチャー)派遣事業

1. 平成 29 年度当初予算額 派遣経費 9,000 千円 (概ね 100 部活動程度を想定)

### 2. 事務スケジュール (予定)

- |        |   |   |  |
|--------|---|---|--|
| 3月 下旬  | ・市町村教委及び県立学校へ要望照会   | } | ※市町村立学校については<br>要望取りまとめ・提出は<br><u>市町村教委経由</u>  |
| 4月 下旬  | ・事業計画書等 提出締切  |   |  |
| 5月 下旬  | ・派遣決定、各学校へ通知 → <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業開始</span> | } | ※派遣経費の支払い<br><市町村立学校><br>学校からの実施報告に基づき<br>県教委から各指導者へ支給<br><県立学校><br>令達に基づき、各学校から<br>指導者へ支給 |
| 9～10月  | ・外部指導者研修会   |   |  |
| 10月 5日 | ・実施報告書 提出締切 (前期分：決定～9月末)  |   |  |
| 2月 末日  | ・ <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">事業終了</span>              |   |  |
| 3月 5日  | ・実施報告書 提出締切 (後期分：10月～2月末)   |   |  |

### 3. これまでの事業実績

年度	中学校			高校・特別支援学校			計			派遣経費 (当初決定額)
	学校数	部活動数	派遣人数	学校数	部活動数	派遣人数	学校数	部活動数	派遣人数	
H24	21 校	22 部	22 人	32 校	54 部	57 人	53 校	76 部	79 人	7,128 千円
H25	23 校	24 部	24 人	34 校	65 部	68 人	57 校	89 部	92 人	8,208 千円
H26	24 校	25 部	25 人	34 校	71 部	75 人	58 校	96 部	100 人	8,208 千円
H27	23 校	24 部	24 人	37 校	74 部	91 人	60 校	98 部	115 人	10,044 千円
H28	28 校	29 部	29 人	38 校	82 部	99 人	66 校	111 部	128 人	11,223 千円

※派遣人数は延べ人数

## 地域と中学校の文化部活動支援事業

1. 平成 29 年度当初予算額 交付金 750 千円 (=上限 50,000 円/校×15 校)

### 2. 事務スケジュール (予定)

- 3月 下旬 ・市町村教委へ要望照会
- 5月 月上旬 ・実施計画書等 提出締切
- 5月 月下旬 ・事業決定内示、市町村から交付申請書提出
- 6月 月上旬 ・市町村へ交付決定 → 事業開始
- 随 時 ・事業完了
- 3月 10日 ・実績報告書 提出締切 (※または、事業完了後 30 日以内)
- 3月 下旬 ・額の確定、交付金支払い (※実績報告後、随時)

### 3. これまでの事業実績

H25 年度 10 校  
H26 年度 18 校  
H27 年度 16 校  
H28 年度 17 校

#### [活動事例]

- 美術部：トンネルペイントと環境美化運動
- 吹奏楽部：施設への訪問演奏、楽器体験等による交流
- 総合文化部：伝統楽器（箏）による小学生との交流 外  
など

事業名	4(2) 青少年文化活動推進事業	当初予算額	8,960千円
事業概要	<p>児童生徒の文化活動に対する顕彰や知事激励金の授与、また、島根県高等学校文化連盟と連携した高校文化部活動への各種支援により、青少年文化活動の推進を図る。</p> <p>また、文化庁や文化団体と連携して、児童生徒に多様かつ優れた文化芸術に親しむ機会を提供する。</p>		
事業内容	<p>①青少年文化活動の向上・推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○島根県児童生徒学芸顕彰 文化・芸術分野における全国大会において入賞した児童、生徒及び功績顕著な指導者を教育長が顕彰する。</li> <li>○全国大会出場校知事激励 合唱、吹奏楽、演劇、郷土芸能、日本音楽における最高峰の全国大会に出場する高校に対し、知事から激励金を授与する。</li> </ul> <p>②青少年文化活動の普及・振興</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○島根県高等学校部門別文化祭の共催 島根県高等学校文化連盟(県高文連)の各専門部が、部門別に実施する活動成果発表会等の基幹事業を支援する。(県高文連への負担金交付)</li> <li>○全国高等学校総合文化祭への参加促進 全国高等学校総合文化祭へ参加する生徒の参加経費(旅費等)を一部補助する。(県高文連への補助金交付)</li> <li>○高等学校文化活動に関する窓口機能強化 文化活動に関する連絡調整窓口である県高文連の事務局体制の充実(非常勤嘱託職員の雇用)を支援する。(県高文連への負担金交付)</li> </ul> <p>③文化芸術に親しむ機会の提供</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○文化芸術による子供の育成事業[巡回公演事業] (文化庁事業) 小学校・中学校等において一流の文化芸術団体による巡回公演を行い、優れた文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供する。</li> <li>○伝統文化親子教室事業 (文化庁事業) 伝統文化及び生活文化に関する活動を体験・習得する機会を提供する。</li> <li>○島根県児童青少年演劇地方巡回公演 公益社団法人日本児童青少年演劇協会と連携し、良質な児童演劇(公演:劇団風の子)を提供する。</li> <li>○島根県青少年劇場小公演 公益財団法人日本青少年文化センターと連携し、良質な芸術公演を提供する。</li> </ul>		



## 「教育魅力化」推進事業の概要

### 1. 「教育の魅力化」とは

- 「教育の魅力化」とは、次代を担う若い世代の人たちに、島根が子どもを育てるのに良いところであり、魅力ある地域であることを実感してもらい、移住・定住の地として選択してもらうために、島根の教育をより一層魅力あるものに高めていこうとするもの。
- そのためには、島根で育つ子どもたちにとって魅力的な教育とはどのようなものか、そして教育に関するどのような取り組みを進めることが「地域の魅力」につながっていくのかといった論点について、それぞれの地域においてよく議論してもらうことが大切。
- それは、今ある島根らしい教育の魅力をより一層充実するような方向性のものではないか。

#### 【参考】「教育の魅力化」の方向性（例）

- ・例えば障がいがあったり困難を抱えていたりすることも含めて、多様な個性の広がりのある児童生徒一人一人と丁寧に向き合い、細やかな配慮のもとで大切に育てることが、島根らしい教育の魅力になるのではないか。
- ・また、島根の子どもたちがこれからの社会の中を生き抜いていけるよう、一人一人の進路選択に丁寧に立ち会って、一人一人の自己実現を精一杯支援していくことが、島根らしい教育の魅力になるのではないか。

#### 【参考】「教育の魅力化」の取り組み内容（例）

- ・ふるさと教育とキャリア教育を一体的にとらえ、幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を貫いて系統性に留意した教育活動を展開
- ・多様な個性の広がりのある子ども一人一人を伸ばすための教育支援員の配置を充実
- ・公設塾、公民館等での放課後学習などを通じた家庭学習の支援
- ・教育魅力化を総合的に調整する「統括プロデューサー」の配置など

#### 【参考】「教育の魅力化」を通じて島根の子どもたちに身につけてもらいたい力

- ・島根の子どもたちに身につけてもらいたい力とは、これからの社会の中を生き抜いていく力、すなわち「主体的に課題を見つけ、様々な他者と協働しながら、答のない課題に粘り強く向かっていく力」である。
- ・このような「学力観」に基づき、具体的には論理的思考力、コミュニケーション力や感性・情緒といった「生きる力」を構成する重要な力を、島根の子どもたち一人一人に身につけてもらいたい。

## **2. 「教育の魅力化」を進める際の留意点**

- 島根の子どもたちにどのような人間に育ててほしいのかという教育の目標・理念についてよく議論し、それを地域社会全体で共有していくことが大切。
- 幼稚園・保育所、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校を貫いて教育活動の連携を図り、児童生徒一人一人の成長・発達に応じて、学校間のバトンタッチを確実に行っていくことが大切。
- こうした子どもの育ちを、学校だけで抱え込んでしまうのではなく、学校・家庭・地域の連携の中で実現することが大切。

## **3. 中山間地域・離島における施策展開の考え方**

- 中山間地域・離島においては、「地域の拠点としての学校を地域が協力して支える」という考え方を持つ町村が、県立高校と協働して高校魅力化に積極的に取り組んできたところであり、県外からの入学生増加、学校と地域との交流、学校・地域の活性化など、様々な成果を生み出している。
- こうした成果を踏まえ、中山間地域・離島の意欲ある市町村とともに高校魅力化に取り組む対象高校を順次拡大していきたい。
- また、高校魅力化に取り組む市町村においては、小中学校から高校、特別支援学校までを貫いて、一体的・系統的に「教育の魅力化」を進めることを期待したい。

## **4. 財政支援の考え方**

- 中山間地域・離島の県立高校の魅力化に係る活動費交付金については、引き続き県が財政支援する。
- 中山間地域・離島の高校魅力化に取り組む市町村が、小中学校から高校・特別支援学校までを貫いて一体的・系統的に「教育の魅力化」を進めようとする際には、地方創生や中山間地域の活性化を支援する観点から、新たに県による一定の財政支援を行う。
- ふるさと教育については、全ての公立小中学校で継続的に取り組むことが重要との考えから、引き続き県が財政支援する。

## 「教育魅力化」推進事業の内訳

### 1. 中山間地域・離島における県立高校の魅力化の推進 【拡充】

中山間地域・離島の県立高校と地域が一体となって実施する高校魅力化の取り組みを推進

(単位：千円)

項 目	H28	H29	備 考
(1) 高校魅力化活動費交付金 (県10/10)	19,000	41,000	県立高校を対象とする魅力化協議会 (自治体・地域・高校) へ活動費を交付
・継続 (8 協議会)	19,000	26,000	@3,000 (1 協議会に高校1校の場合) @5,000 (1 協議会に高校2~3校の場合)
・新規	-	15,000	@5,000 (1 協議会に高校2~3校の場合)
(2) 活力を生む人の流れづくり	1,574	10,059	しまね留学説明会経費、 卒業生ネットワーク事業 等
(3) 持続可能な基盤づくり	606	3,289	コーディネーター等研修費、 シンポジウム開催費
(4) 事務局経費	2,889	7,361	旅費・会議費、教育魅力化特命官等人件費
小 計	24,069	61,709	

### 2. 中山間地域・離島における「教育魅力化」への支援 【新規】

「1. 高校魅力化」と一体的・系統的に小中学校等における「教育の魅力化」に取り組む市町村を支援

(単位：千円)

項 目	H28	H29	備 考
(1) 統括プロデューサー交付金 (県1/2)	-	10,500	中山間地域・離島における「教育魅力化」の取り組みを総合調整し、地域の気運を醸成するため、市町村が配置する統括プロデューサーの経費を財政支援 上限@7百万円×1/2
(2) 教育魅力化支援交付金 (県1/2)	-	50,000	中山間地域・離島の市町村が、「1. 高校魅力化」に併せて小中学校等における「教育の魅力化」を一体的・系統的に進める場合、その取り組みを財政支援 上限@10百万円×1/2
小 計		60,500	

### 3. ふるさと教育の推進 (対象：全市町村)

(単位：千円)

項 目	H28	H29	備 考
ふるさと教育推進交付金 (県10/10)	29,552	25,020	市町村事業費 24,870 ホームページ管理費 150

### 4. 合計

(単位：千円)

項 目	H28	H29	備 考
合 計	53,621	147,229	
財 源	国	73,614	地方創生推進交付金 (国1/2)
	一般財源	53,621	73,615

### Ⅲ 資料編

#### 1 主要事業関連資料

(1) ふるさと教育	34
(2) 結集！しまねの子育て協働プロジェクト	37
(3) 社会教育主事確保・養成事業	46
(4) 社会教育センター事業	47
(5) 県立図書館事業	49
(6) 青少年の家事業	51
(7) 少年自然の家事業	53

#### 2 関係法令(抜粋)

(1) 教育基本法	55
(2) 社会教育法	56
(3) 子どもの読書活動の推進に関する法律	60

#### 3 その他参考資料

(1) 島根県教育庁社会教育課所掌事務	61
(2) 社会教育主事派遣要綱	62
(3) 附属機関等一覧	66
(4) 条例一覧	67
(5) 計画等一覧	68
(6) 社会教育関係各種表彰一覧	69
(7) 県内市町村の社会教育行政・生涯学習振興行政所管部署一覧	71
(8) 県内公共図書館一覧	72
(9) 県内公民館等一覧	73

### Ⅲ 資料編

#### 1 主要事業関連資料

##### (1) ふるさと教育

## 小中9年間を通した発展性・系統性のある「ふるさと教育」

### A 中学校区ふるさと教育推進連絡会議

#### 「ふるさと教育全体計画・一覧表」の作成

- 学習内容・取組の情報交換
- 学習内容・取組のすり合わせ、見直し
- 地域の教育資源の情報共有
- 合同・一貫して取り組むテーマ・題材等の検討
- 発展、補完、深化させる生涯学習、社会教育事業の検討

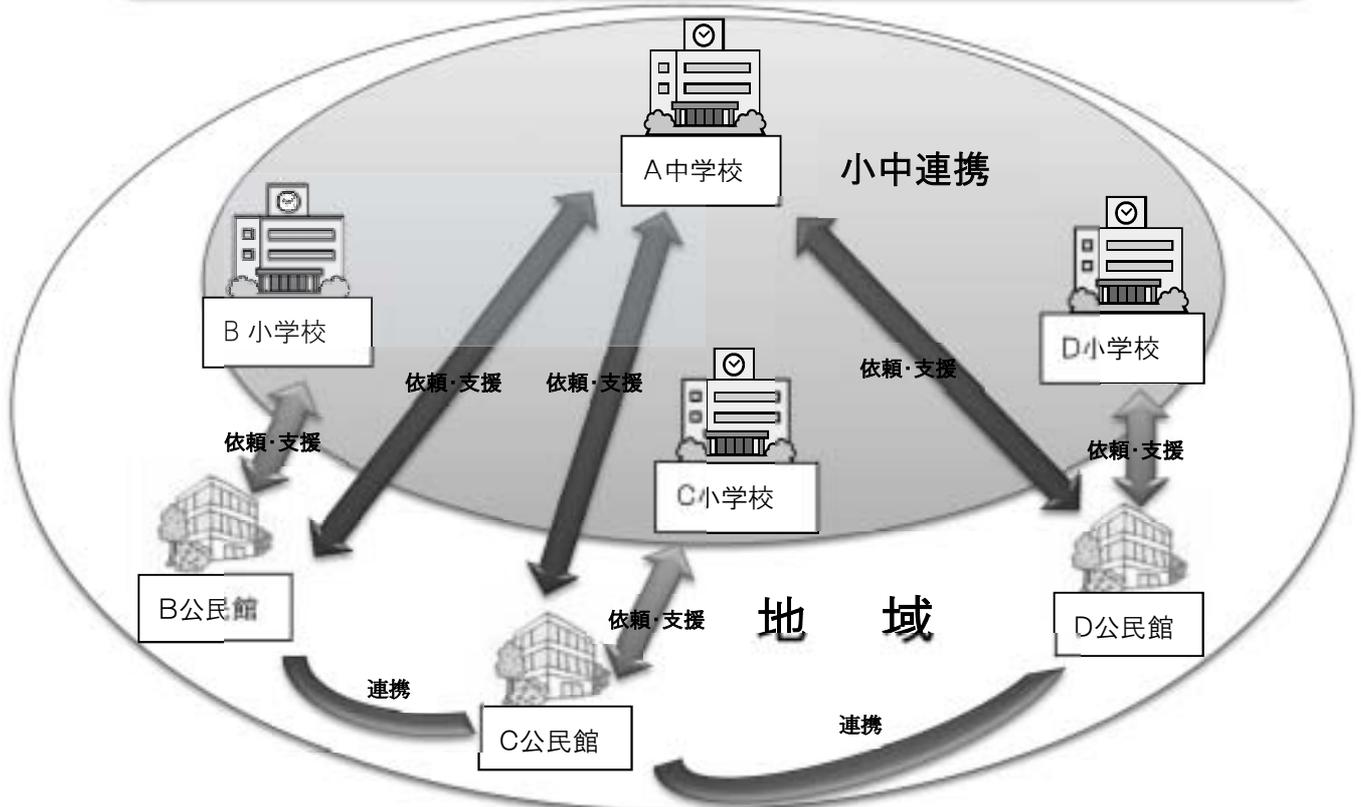
など

#### <参加者(例)>

- 教頭
- 各校ふるさと教育担当
- 学校支援 CN
- <必要に応じて>
- 公民館職員
- ボランティア代表

◎地域の教育資源「ひと・もの・こと」を活用した「ふるさと教育」を各学校において実施

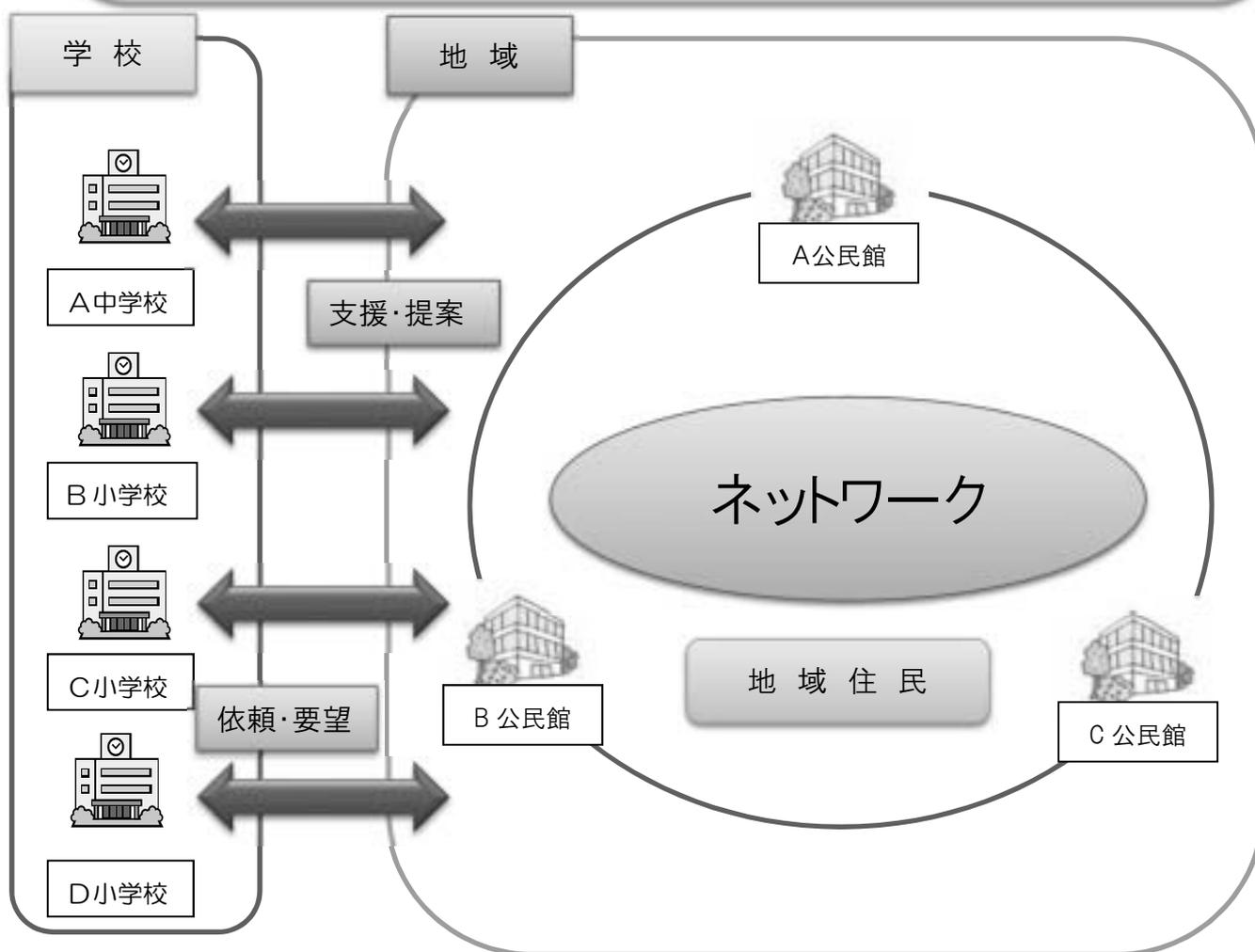
◎中学校区の全体計画・一覧表を元に小中9年間を通した系統的・発展的な「ふるさと教育」の実施 (H27～)



## 中学校区のふるさと教育を支援する地域の体制づくり

### <中学校区の学校の支援体制のネットワーク化>

- 中学校区の小中学校の学校支援担当者(公民館職員、コーディネーター等)が学校支援について話し合う場を設定
  - ①それぞれに行っている学校支援活動について情報の共有
  - ②学校支援に活用できる地域の教育資源「ひと・もの・こと」の共有
  - ③中学校区の学校支援のあり方や体制について検討
  - ④新たな人材発掘、育成
  - ⑤学校のふるさと教育を発展、補完、深化させる生涯学習、社会教育事業の検討 など



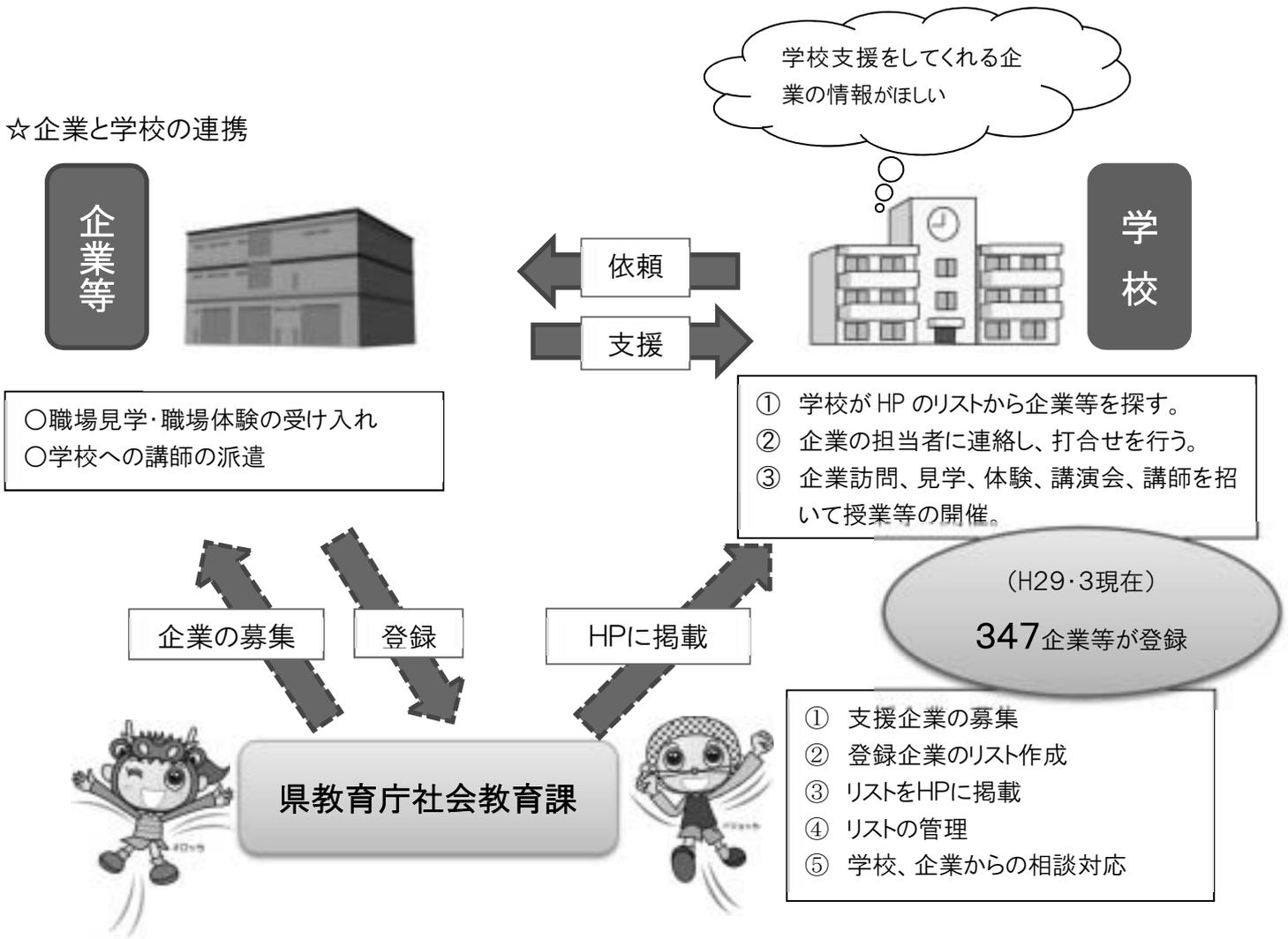
### 市町村

- 地域の実態を踏まえた中学校区ごとの学校支援体制づくりの方針
- 学校支援ボランティア人材発掘、育成の支援(研修、周知等)
- 学校支援体制の整備、支援体制のネットワークづくりへの助言・支援

# 企業等と連携した「ふるさと教育」の推進

「ふるさと教育」を支援してもらえる企業を募集して、リストを作成し、学校が企業と連携しやすい体制を整える。

## ☆企業と学校の連携



## 期待される効果

### <企業等>

- ☆次世代を担う人材の育成、
- ☆社員、会社全体のモチベーションがアップ
- ☆企業イメージ、知名度の上昇、地域貢献
- ☆若者の意識把握

### <学校>

- ☆学習の幅が広がり、学習活動が充実する。
- ☆より専門的な知識、技能に触れることができる。
- ☆夢が広がり、将来への展望が持てるようになる。

地域全体で子どもを育む機運の高まり

(2) 結集！しまねの子育て協働プロジェクト

# 学校支援

地域全体で学校教育を支援する体制づくりを推進することにより、教員や地域の大人が子どもと向き合う時間の増加、住民等の学習成果の活用機会の拡充及び地域の教育力の活性化を図る。

## 結集！しまねの子育て協働プロジェクト

### 学校支援

### 家庭教育支援

放課後支援

有機的な連携

土曜日の教育支援

地域未来塾に係る教育支援



地域の実情に応じた組織や仕組みづくり

市町村運営委員会  
地域教育協議会 等

コーディネーター

調整

学校支援ボランティア(無償)

教育活動推進員、教育活動サポーター、学習支援員 等

【学習支援】(地域未来塾)

【部活動支援】

【環境整備】

【登下校安全支援】

【学校行事支援】



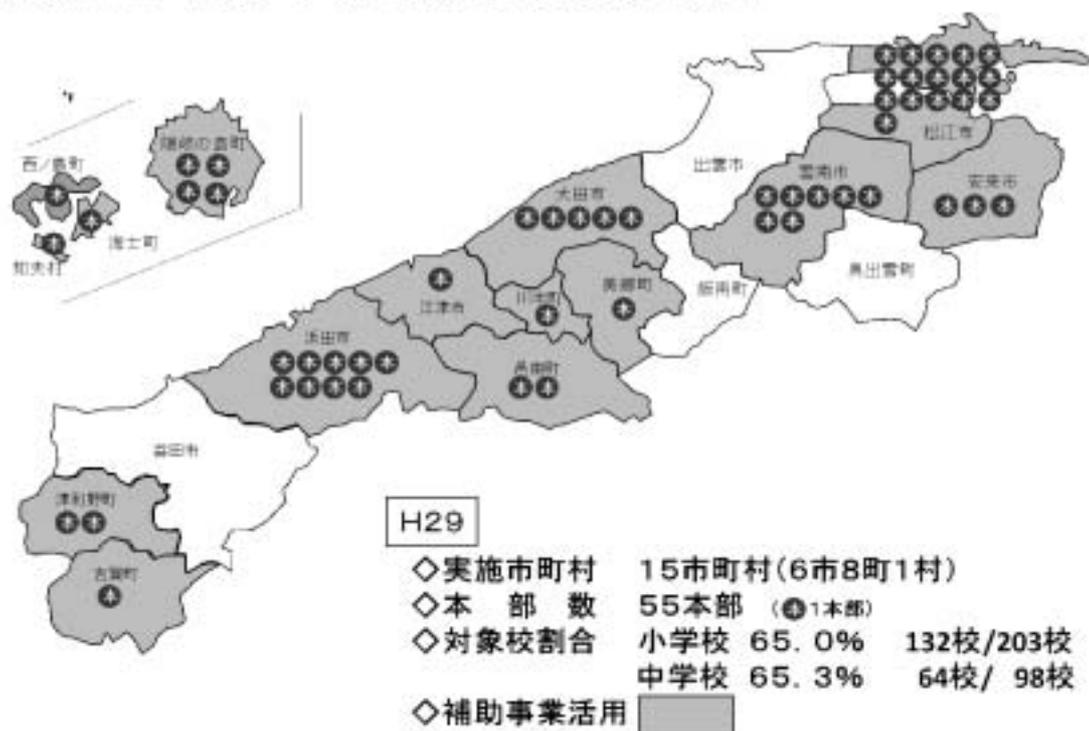
社会教育で学んだ成果を生かす

子どもと向き合う時間の拡

地域の教育力の向

地域住民や児童生徒の保護者、学生、社会教育団体、NPO、企業など地域全体で活動に参画・協力

# 平成29年度 学校支援事業実施予定



学校支援 市町村別実施状況

(平成29年3月)

	市町村名	事業実施		学校支援地域本部数		対象学校数			
		H28	H29	H28	H29	中学校		小学校	
						H28	H29	H28	H29
1	松江市	○	○	16	16	17	17	35	35
2	安来市	○	○	2	3	2	3	8	12
3	出雲市			0	0	0	0	0	0
4	雲南市	○	○	7	7	7	7	15	15
5	奥出雲町			0	0	0	0	0	0
6	飯南町			0	0	0	0	0	0
7	浜田市	○	○	9	9	9	9	16	16
8	大田市	○	○	5	5	6	6	16	16
9	江津市	○	○	1	1	4	4	7	7
10	川本町	○	○	1	1	1	0	1	1
11	美郷町	○	○	1	1	2	2	2	2
12	邑南町	○	○	2	2	3	3	8	8
13	益田市	○		14	0	12	0	16	0
14	津和野町	○	○	2	2	2	2	4	4
15	吉賀町	○	○	1	1	4	4	5	5
16	海士町	○	○	1	1	1	1	2	2
17	西ノ島町		○	0	1	0	1	0	1
18	知夫村	○	○	1	1	1	1	1	1
19	隠岐の島町	○	○	4	4	4	4	7	7
	県合計	15	15	67	55	75	64	143	132
	県内公立学校総数					98	98	205	203
	対象校の全学校数に占める割合					76.5%	65.3%	69.8%	65.0%

※平成29年度の数値は平成29年度仮申請書から転記。

※県小学校数・中学校数は、「学校基本調査」から公立校(分校を含む)数を転記。

# 放課後支援

子どもたちの安心安全な活動拠点を確保し、様々な学びを支援するだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資すると共に、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る。

## 結集！しまねの子育て協働プロジェクト

学校支援

家庭教育支援

放課後支援

有機的な連携

土曜日の教育支援

地域未来塾に係る教育支援

## 放課後子ども教室

(学校の余裕教室、体育館、グラウンド、公民館等を活用して様々な活動を実施)

放課後児童クラブ  
(厚生労働省)

## 放課後子ども総合プラン

コーディネーター

双方で情報共有

放課後児童クラブ推進員

連携  
協力

### 【活動の例】

○学習活動  
宿題の見守り・指導  
読み聞かせ

○体験活動  
工作・実験教室  
料理教室  
スポーツ・文化活動

○交流活動  
自由遊び  
昔遊び  
地域行事への参加

○その他  
職場体験・見学など

放課後児童クラブの子どもが  
放課後子ども教室の活動に参加するなど、可能な限り一体的にまたは連携して実施

学校(学校支援地域本部)・  
公民館・図書館など

教育活動推進員  
教育活動サポーター

多様な  
プログラムの  
提供

(学習支援や多様なプログラムの  
実施、安全管理)

活動場所の提供や  
学習・体験プログラ  
ムの共有など様々  
な形で連携・協力

参画

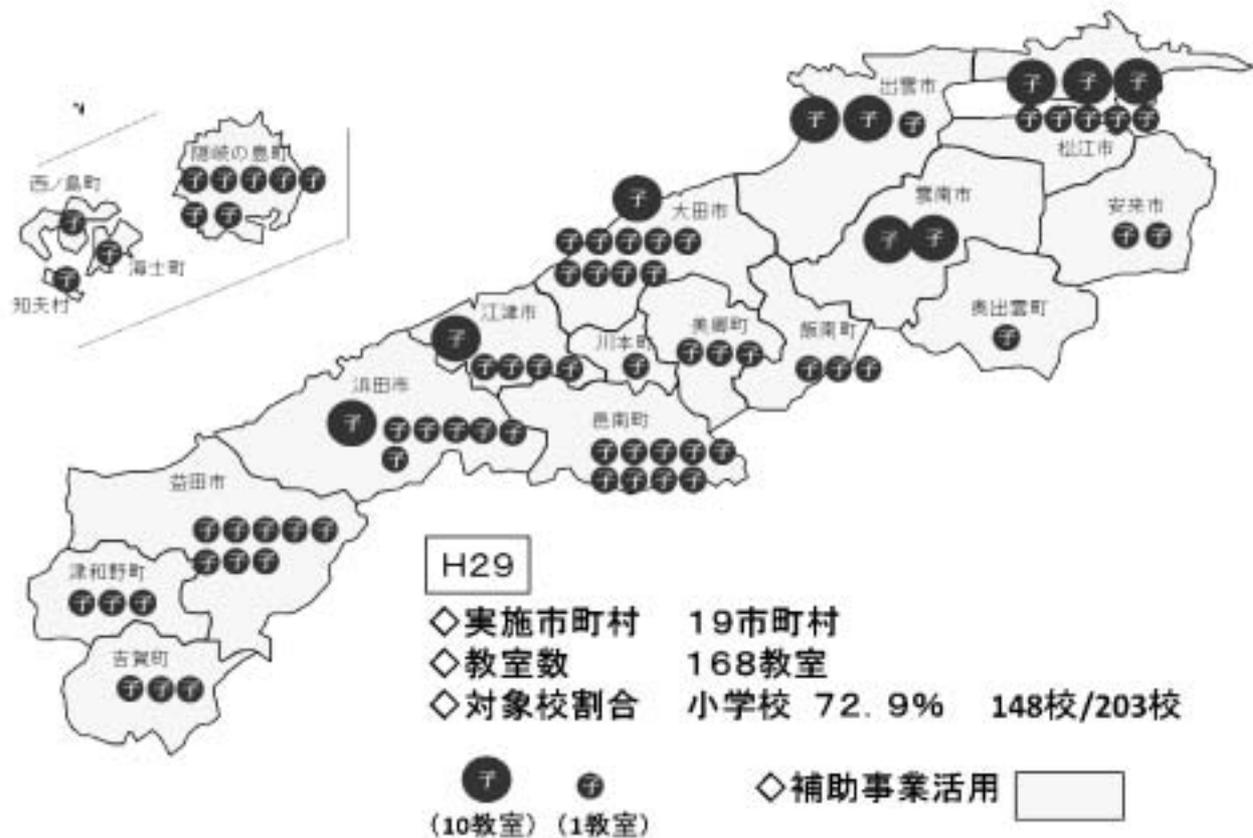
地域の実情に応じた組織や仕組みづくり

参画

地域住民等

地域住民や児童生徒の保護者、学生、社会教育団体、NPO、企業など  
地域全体で活動に参画・協力

# 平成29年度 放課後支援事業実施予定



## 平成29年度 放課後子ども教室・放課後児童クラブの状況について

(平成29年3月現在)

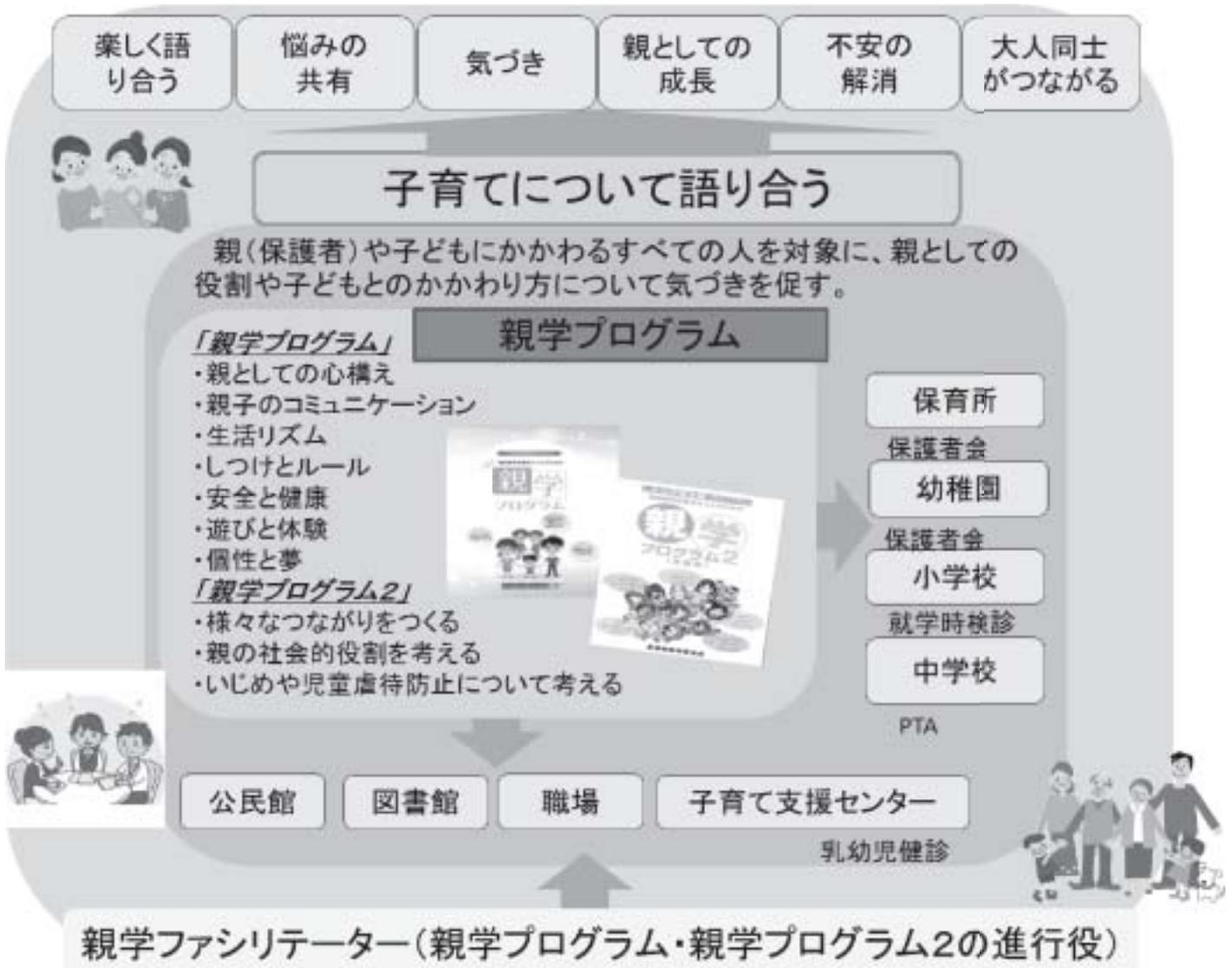
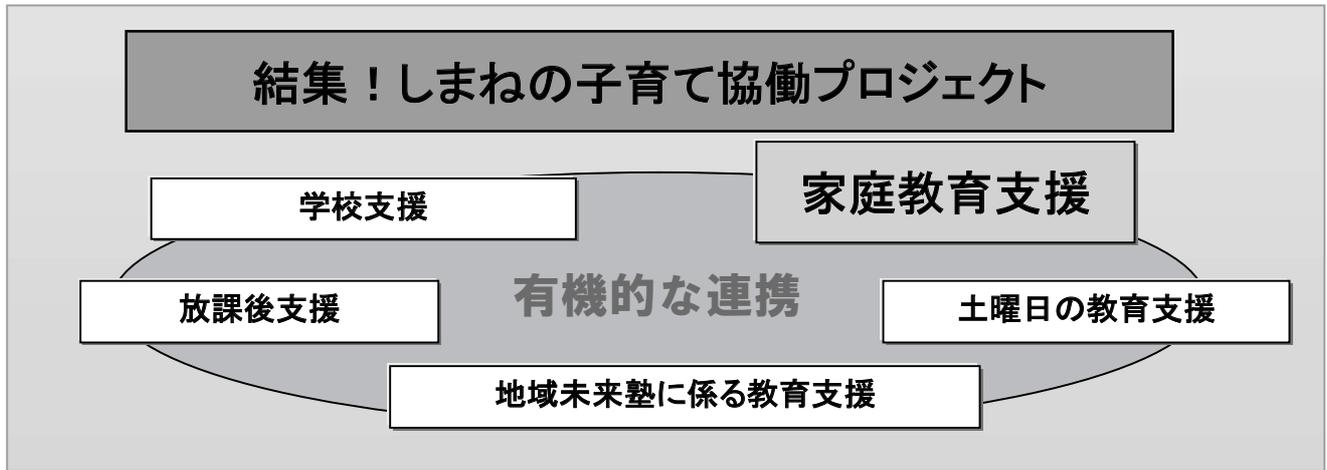
市町村名	放課後子ども教室(A)		放課後児童クラブ(B)		小学校区数
	開設教室数 (放課後子ども教室数)	開設小学校区数	開設クラブ数 (放課後児童クラブ数)	開設小学校区数	
松江市	35	35	60	32	35
安来市	2	8	13	13	17
出雲市	21	19	44	32	37
雲南市	20	15	10	9	15
奥出雲町	1	1	9	9	10
飯南町	3	3	0	0	4
浜田市	16	13	17	15	16
大田市	19	12	9	6	16
江津市	14	7	7	7	7
川本町	1	1	0	0	1
美郷町	3	2	3	2	2
色南町	9	8	8	8	8
益田市	8	8	15	10	15
津和野町	3	2	5	4	4
吉賀町	3	3	7	5	5
海士町	1	2	1	1	2
西ノ島町	1	1	1	1	1
知夫村	1	1	0	0	1
隠岐の島町	7	7	2	2	7
累計	168	148	211	156	203
校区対比		72.9%		76.8%	

※放課後子ども教室開設数値は平成29年度仮申請書から転記。

※放課後児童クラブ開設数値は厚労省放課後健全育成事業実施状況調査(平成29年5月1日現在)による。

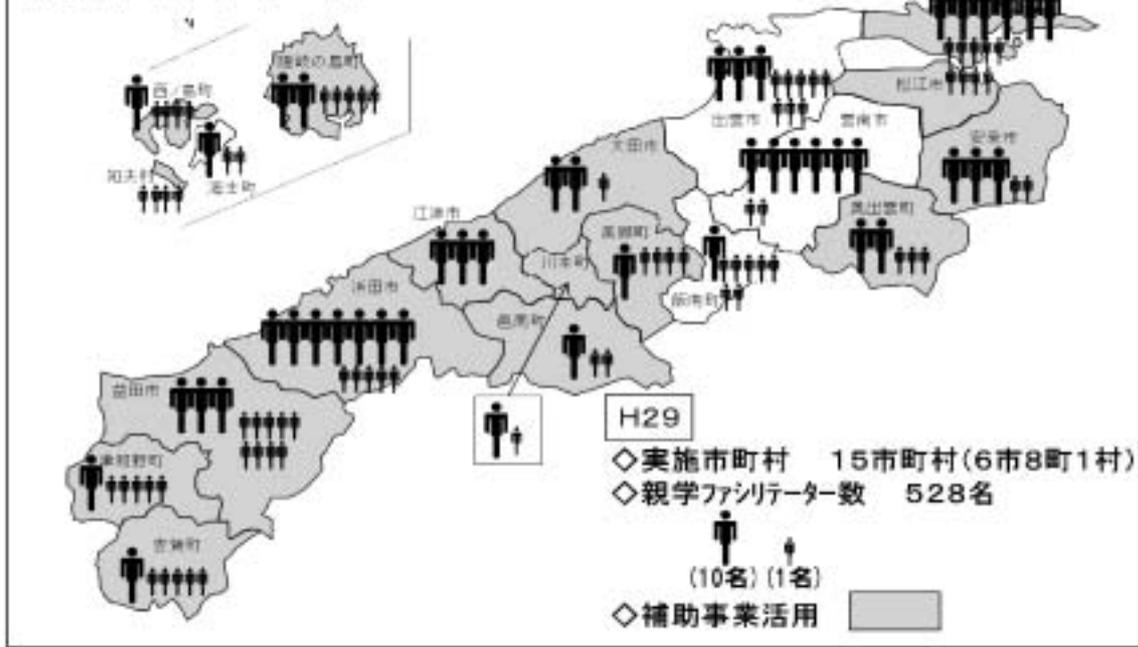
# 家庭教育支援

保護者へ学習機会の提供や相談対応及び情報提供を行うことにより、身近な地域においてすべての保護者が安心して家庭教育を行えるよう支援する。

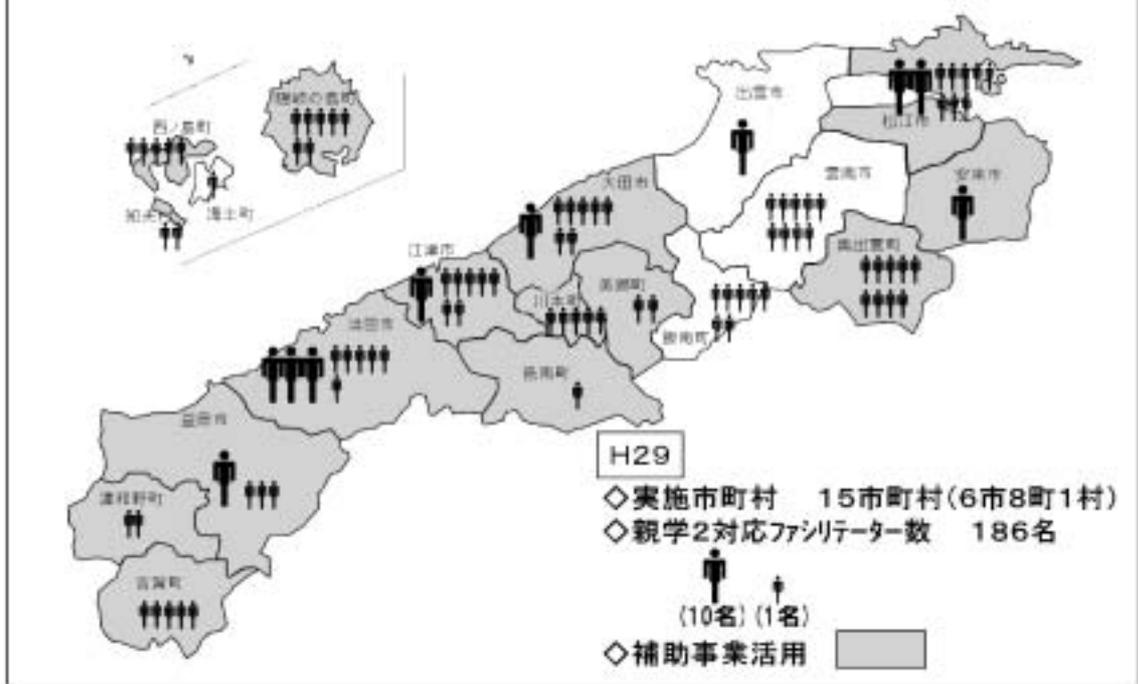


# 平成29年度 家庭教育支援事業実施予定

## 親学ファシリテーター数



## 親学2対応 親学ファシリテーター数



## 家庭教育支援事業(親学プログラム・親学ファシリテーターの活用)別実施状況

	親学プログラムを活用した研修会数(回)						研修参加者数(延べ)(人)					
	H22~24	H25	H26	H27	H28	計	H22~24	H25	H26	H27	H28	計
計	385	189	170	235	220	1,199	11,257	4,652	4,890	6,266	5,935	33,000

H22~24 県による親学ファシリテーター養成開始

H22~24 県による親学ファシリテーターの派遣

H25~ 市町村が実施主体となり、ファシリテーター養成、親学プログラム・親学ファシリテーターを活用した研修を実施

H26~ 「親学プログラム2」の試行実施、親学プログラム2に対応できるファシリテーターの養成

H27 「親学プログラム2」実施版完成

H28~ 親学プログラム2対応親学ファシリテーターブラッシュアップ研修、親学プログラム体験講座

# 企業等と連携した「職場で親学！！」モデル事業

## 1 事業の目的

企業等と連携して社員研修に「親学ファシリテーター」を派遣し、親の役割や子どもへの関わり方等についての気づきを促すことにより、学校やPTA活動、公民館等で行われる家庭教育に関する学習活動に参加しにくい「働く親向けの学びの機会」を提供する。

## 2 現状と課題

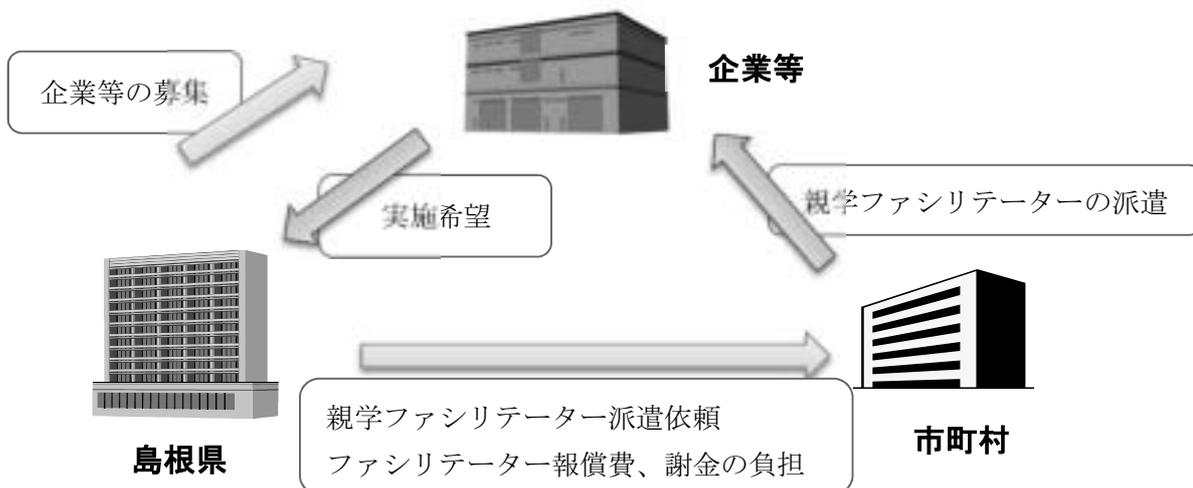
- ・家庭教育は、子どもが基本的な生活習慣や倫理観などを身に付けたり、心身の健康の保持を図ったりする上で重要な役割を担っているが、家庭の教育力の低下に伴い、そうした役割も学校に対して過度に期待する傾向が見られる。
- ・県教育委員会では、H22から「しまね学習支援プログラム」（通称：親学プログラム）を普及・開発し、併せてそれを普及する講師として「親学ファシリテーター」も養成するなど、こうした状況の改善に取り組んできた。しかし、学校や地域で行われる家庭教育に関わる学習活動は、休暇を取って参加しなければならず、参加しにくい状況にあることに加え、「気づきを促したい親」が参加しないという課題がある。  
※島根県は、親世代（25～44歳）の女性の就労率が高い（全国1位）
- ・父親の家庭教育への参加を促す必要がある。（イクメン）
- ・学校や地域で行われる研修会等では、保護者同士、住民との関わりもあり、本音で話ができないこともある。

## 3 事業内容



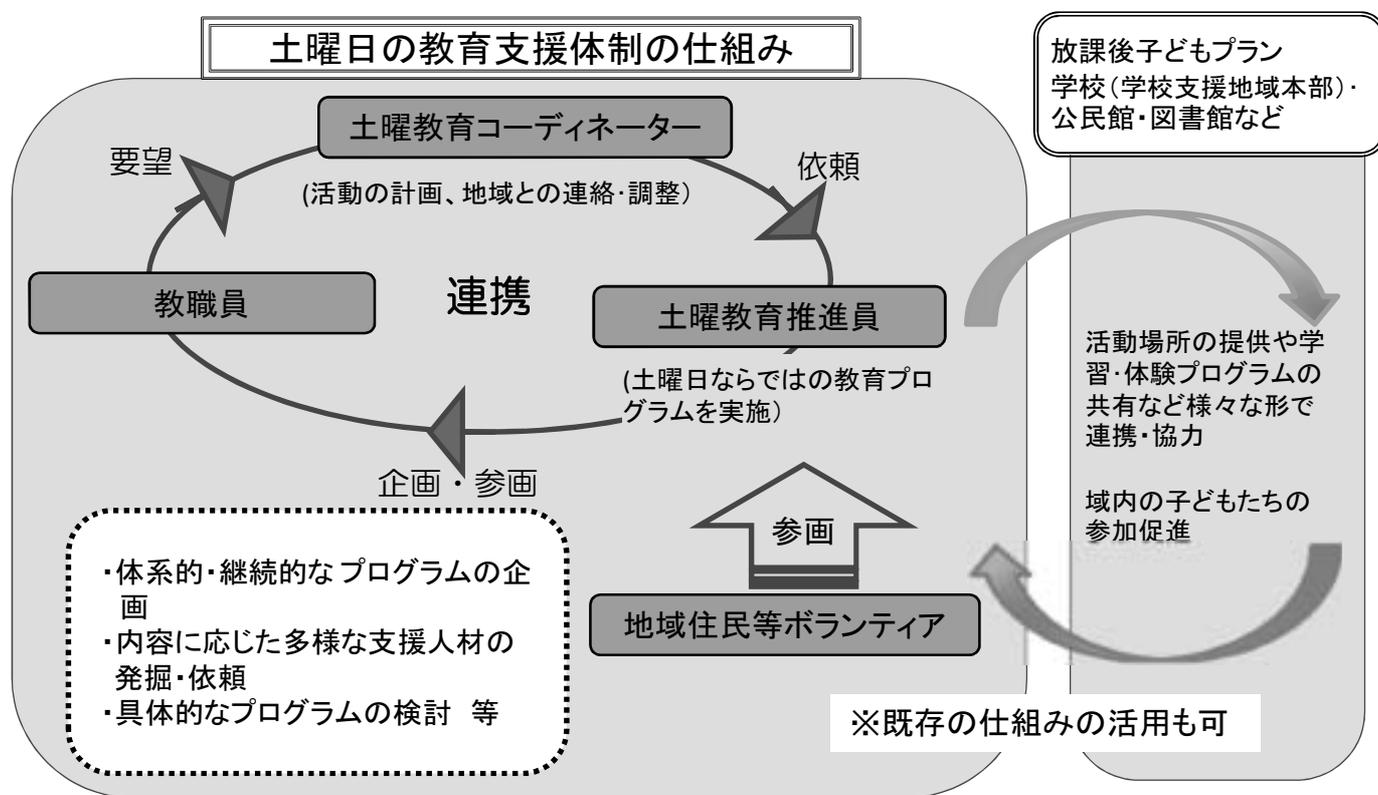
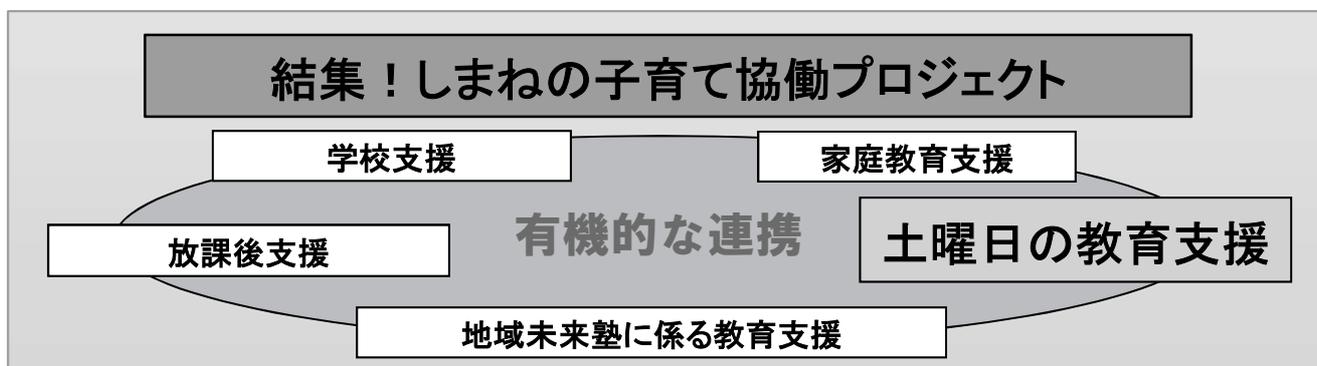
- 企業等に対して「親学プログラム」「親学プログラム2」を活用した学習活動の場の提供を依頼する。（商工会議所、商工会との連携）
- 実施を希望する企業等に「親学ファシリテーター」を派遣し、従業員に対する学習機会の提供を図る。（市町村教育委員会との連携）
- 企業等で実施した学習活動の事例を広く県内へ周知し、取組の拡大を図る。
  - ・HPへの掲載
  - ・リーフレット（事例紹介・実施事業所の紹介）の作成

### <イメージ図>



# 土曜日の教育支援

地域の多様な経験や技能を持つ人材・企業等の豊かな社会資源を活用し、体系的・継続的なプログラムの実施や地域と連携した土曜日の教育支援体制の構築を図る。



## 【土曜日ならではのプログラムの実践 教育活動例】

### 社会人と語る キャリア教育

- ・様々な職種・経験をもつ社会人から学ぶ。
- ・仕事を模擬体験し、将来の自分を考える。

### 芸術家による 「本物」の文化体験

- ・プロの芸術家による作品制作や鑑賞方法を指導
- ・地域のイベントや学校行事等とタイアップした作品展示の場のセット

### 在外経験者や 外国人による英語学習

- ・“今日から使える”楽しい英会話
- ・“目指せ英検3級”

### 学習機会の拡充を図る 「学力向上ゼミ」

- ・エンジニアによる“使える算数・数学講座”
- ・科学実験教室

# 地域未来塾に係る学習支援

学習が遅れがちな中学生等を対象に、地域住民の協力やICTの活用等により学習支援を行うことだけでなく、地域住民の生涯学習・自己実現に資すると共に、活動を通じて地域のつながり・絆を強化し、地域の教育力の向上を図る。

## 結集！しまねの子育て協働プロジェクト

学校支援

家庭教育支援

放課後支援

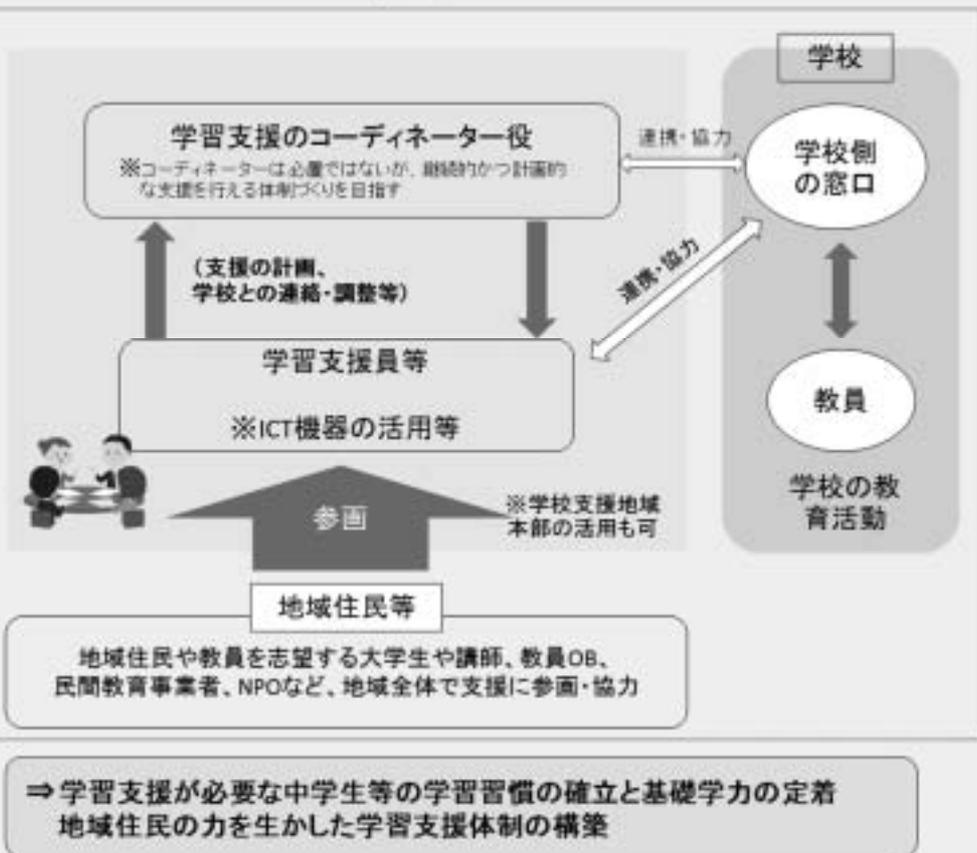
有機的な連携

土曜日の教育支援

地域未来塾に係る教育支援

### 地域未来塾に係る学習支援の仕組み

中学生等を対象とした学習機会





(4) 社会教育研修センター事業

○東部社会教育研修センター

施設所在地	〒691-0074 出雲市小境町1991-2 県立青少年の家「サン・レイク」2階 (事務室, 視聴覚センター)							
連絡先等	TEL	0853-67-9060						
	FAX	0853-69-1380						
	E-mail	tobu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp						
	ホームページ	<a href="http://www.pref.shimane.lg.jp/tobu_shakaikyoiku/">http://www.pref.shimane.lg.jp/tobu_shakaikyoiku/</a>						
設置年度	平成7年度(平成22年度 移転、名称変更)							
施設の設置根拠 (東部・西部)	<p>社会教育法 島根県立生涯学習推進施設条例(平成7年3月10日 島根県条例第9号) (設置) 第1条 生涯学習に関する指導者の養成及び情報の提供を行うとともに県民に学習の機会を提供することにより、県民の生涯学習の振興に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、島根県立生涯学習推進施設を次のとおり設置する。</p> <table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">名 称</td> <td style="text-align: center;">位 置</td> </tr> <tr> <td>島根県立東部社会教育研修センター</td> <td>出雲市</td> </tr> <tr> <td>島根県立西部社会教育研修センター</td> <td>浜田市</td> </tr> </table>		名 称	位 置	島根県立東部社会教育研修センター	出雲市	島根県立西部社会教育研修センター	浜田市
名 称	位 置							
島根県立東部社会教育研修センター	出雲市							
島根県立西部社会教育研修センター	浜田市							
運営形態	平成19年度から: 県直営(研修業務等)と指定管理(施設管理業務)の併用							

○西部社会教育研修センター

施設所在地	〒697-0016 浜田市野原町1826-1 県立西部総合福祉センター「いわみーる」3階 (事務室, 研修室, 学習相談室, 情報閲覧コーナー, 放送大学コーナー)	
連絡先等	TEL	0855-24-9344
	FAX	0855-24-9345
	E-mail	seibu_shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp
	ホームページ	<a href="http://www.pref.shimane.lg.jp/seibu_shakaikyoiku/">http://www.pref.shimane.lg.jp/seibu_shakaikyoiku/</a>
設置年度	平成12年度(平成22年度 名称変更)	
運営形態	平成16年度まで: 県直営 平成17年度から: 県直営(研修業務等)と指定管理の併用 (施設管理は、複合施設である西部総合福祉センターを指定管理者が管理)	

○社会教育研修センターの利用状況(平成28年度)

(平成29年2月28日現在)

区 分		利用状況	
社会教育 にかか る人 材養 成 研 修	対象者別研修	市町村社会教育担当者研修	42 人
		社会教育委員研修	56 人
		公民館等職員研修	133 人
		コーディネーター研修	126 人
		「親学プログラム2」対応親学ファシリテーター養成講座	43 人
		「親学プログラム2」対応親学ファシリテーターブラッシュアップ研修	30 人
	全体研修	しまねの社会教育基礎講座	140 人
		つなぐ・つながる実践発表交流発表会	212 人
		「親学プログラム」体験講座	83 人
社会教育主事講習[B]		40 人	
市町村支援	市町村支援総数	70 件 1,451人	
	社会教育にかか る人 材養 成 研 修	44 件 1,175人	
学習相談件数		93 件	

(注) 東部社会教育センター・西部社会教育研修センターの合計

(5) 県立図書館事業

施設所在地	本館：〒690-0873 松江市内中原町52 西部読書普及センター：〒697-0023 浜田市長沢町1550-1		
連絡先等	TEL	0852-22-5725	(西部)0855-23-6785
	FAX	0852-22-5728	(西部)0855-22-4225
	E-mail	tosyokan@pref.shimane.lg.jp	
	ホームページ	http://www.library.pref.shimane.lg.jp/	
設置年度	昭和25年度		
施設の設置根拠	社会教育法、図書館法 島根県立図書館条例(昭和44年3月25日 島根県条例第12号) (図書館の設置) 第2条 島根県立図書館(以下「図書館」という。)を松江市に置く。 (分館等の設置) 第3条 教育委員会は、図書館奉仕のため必要があるときは、適当と認める地区に分館、閲覧所、配本所等を置くことができる。		
施設概要	鉄筋地上2階地下2階建 ・1階 2,192.28㎡ こども室・学習室・集会室・事務室・書庫・特別研修室他 ・2階 1,752.36㎡ 一般資料室・中央カウンター・郷土資料室・参考資料室・館長室・事務室他 地下書庫:1,453.60㎡, 駐車場:69台, 駐輪場:68.40㎡ ○蔵書数:834,928冊 (H27年度末現在、西部読書普及センター分を含む)		
施設整備費	2. 0億円(S43竣工)、3. 5億円(S58増築)、2. 6億円(H13改修)、0. 32億円(H25耐震補強等)		
運営形態	県直営		

① 県立図書館の蔵書数と貸出冊数の推移

[平成27年度蔵書数]

(単位:冊)

[蔵書数と貸出冊数の推移]

(単位:冊)

分類	館内サービス用	館外サービス用
総記	28,719	1,443
哲学	26,266	606
歴史	57,658	1,149
社会科学	87,098	2,770
自然科学	34,074	1,959
工学	31,399	2,690
産業	24,919	1,191
芸術	34,822	2,083
語学	12,828	535
文学	89,915	16,920
参考	21,529	—
郷土	104,433	—
その他	40,267	—
子ども	67,170	53,315
成人グループ用	—	8,120
子どもグループ用	—	13,129
学校支援用(中学校)	—	1,208
学校支援用(小学校)	—	3,972
学校図書館活用教育図書	—	42,886
しまね子育て絵本	—	19,855
小計	661,097	173,831
総計	834,928	

年度	蔵書数	貸出冊数
H18	643,190	266,377
H19	662,954	362,888
H20	682,440	375,637
H21	698,188	390,636
H22	730,157	392,963
H23	769,719	377,062
H24	801,122	380,438
H25	811,589	344,983
H26	826,911	340,647
H27	834,928	352,698

②県立図書館の利用状況

(ア) 来館者へのサービス(公立図書館の基本的な活動についての指標)

○蓄積した手法、技術を県内図書館に供給するサービス

指 標	単位	H25実績	H26実績	H27実績	備 考
入館者数	人	252,386	263,031	253,001	来館者数をカウント 平日(500~1,000人) 土日(800~1,400人)
貸出冊数 (来館個人)	冊	239,784	248,868	264,224	H17実績…246,561冊 この10年間で7%の増
調査相談 (レファレンス)	件	8,012	8,022	10,859	本の所蔵の有無、言葉の意味や読みなどの簡単な調査から、複数の資料を使う文献調査までの多岐にわたる内容

(イ) 市町村へのサービス(県立図書館固有の活動についての指標)

a 学校の利用状況

○蔵書の不足している学校への一括貸出や総合的学習を支援するための資料の貸出

指 標	単位	H25実績	H26実績	H27実績	備 考	
団体貸出	学 校	冊	52,384	46,738	43,804	学校には、小学校・中学校・高等学校・特別支援学校のほか、幼稚園・保育所を含む。 市町村への寄託を含まない。
	そ の 他	冊	43,424	36,749	32,620	
	合 計	冊	95,808	83,487	76,424	

b 図書館職員等向け研修事業

○県内図書館職員等の資質向上のための研修機会の提供

指 標	単位	H25実績	H26実績	H27実績	備 考
初 任 研 修 I	人	21	23	23	H26年度専門研修は図書館地区別研修参加に充当 公共図書館協議会総会・講演会(H25年度は該当なし)
初 任 研 修 II	人	22	18	23	
新任図書館長研修	人	2	2	2	
専 門 研 修	人	40	—	22	
読書普及研修(2会場)	人	66	107	69	
講 演 会	人	—	45	45	
地域図書館職員研修	人	93	125	102	
合 計	人	244	320	286	

○学校図書館関係職員等対象の研修

指 標	単位	H25実績	H26実績	H27実績	備 考
学 校 司 書 研 修	人	600	491	508	
学校図書館ボランティア研修	人	87	42	14	
学校図書館活用教育研修会	人	152	192	201	
合 計	人	839	725	723	

c 読書普及指導員の派遣事業

○家庭で子どもに絵本を読み聞かせる親子読書や幼稚園・保育所・学校等でのボランティア等  
読み聞かせ活動を支援するための研修会等への読書普及指導員の派遣

指 標	単位	H25実績	H26実績	H27実績	備 考
派 遣 回 数	回	53	54	51	
参 加 人 員	人	1,926	1,515	1,250	

(6) 青少年の家事業

施設所在地	〒691-0074 出雲市小境町1991-2	
連絡先等	TEL	0853-69-1316 ※休所日(月曜日)0853-67-9063
	FAX	0853-69-1016
	E-mail	sunlake@pref.shimane.lg.jp
	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/seishonennoie/
設置年度	平成3年度	
施設の設置根拠	社会教育法 島根県立青少年社会教育施設条例(平成3年3月8日 島根県条例第8号) (設置) 第2条 青少年に学習及び交流の機会を提供することにより心身の健全な育成を図り、あわせて県民の教養及び文化の向上に資するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、島根県立青少年社会教育施設(以下「青少年社会教育施設」という。)を次のとおり設置する。 名 称 位置 島根県立青少年の家 出雲市 島根県立少年自然の家 江津市	
施設概要	宿泊室(定員209人)、研修室(1~4:定員40人)、研修室(5:定員60人)、研修室(6:定員20人)、談話室(20畳)、大和室(21畳)、憩いの間(15畳)、茶室(4.5畳、水屋付き)、音楽室(定員40人)、試食室(定員40人)、調理室(定員40人)、多目的ホール(定員200人)、創作室(2:定員40人)、体育館バド(6面)、テニスコート(2面)、バーベキューハウス(4卓)、艇庫(カッター4艇、サバナ4艇、カヤック17艇、カナディアン15艇、救助艇1艇、ゴムボート2艇)鉄筋コンクリート造、鉄筋造、木造等 敷地面積72,940㎡ 総延面積9,239.015㎡ 宿泊定員209名	
施設整備費	30億円	
運営形態	平成18年度まで:県直営 平成19年度から:県直営(研修業務等)と指定管理(施設の維持・管理業務)の併用	

①利用状況

(ア) 団体利用状況

(単位:人、団体)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
社会教育	7,325	231	7,642	209	8,753	244
社会生活	2,488	81	1,828	77	1,854	75
企業	1,774	64	1,903	69	1,939	72
学校	10,022	257	10,415	268	10,584	275
(内 小・中・高)	6,495	150	6,940	168	7,346	175
(内 幼稚園・保育所)	1,635	57	1,712	53	1,357	50
個人	2,515	392	1,538	365	1,846	404
その他	369	117	308	115	332	103
主催事業	2,913	20	3,477	24	4,795	25
利用実数 計	27,406	1,162	27,111	1,127	30,103	1,198
研修者数	46,839		45,996		48,890	

(注) 1 利用実数は「宿泊実数+日帰り実数」

2 研修者数は「宿泊研修者数(宿泊実数×(泊数+1))+日帰り実数」

(イ) 年齢別利用状況

(単位:人)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
小学生未満	1,920	7.0%	2,001	7.4%	1,995	6.6%
小学生	7,689	28.1%	7,742	28.6%	9,176	30.5%
中学生	2,434	8.9%	2,390	8.8%	1,995	6.6%
高校生	2,579	9.4%	2,252	8.3%	2,902	9.6%
大学生	1,021	3.7%	1,043	3.8%	1,252	4.2%
各種学校	459	1.7%	455	1.7%	317	1.1%
青年	51	0.2%	222	0.8%	62	0.2%
成人	11,253	41.1%	11,006	40.6%	12,404	41.2%
合計	27,406	100.0%	27,111	100.0%	30,103	100.0%

(注) 宿泊+日帰り

②研修内容(平成27年度)

(単位:人)

活 動 区 分	人 数
湖面活動(サバニ・カッター・カヌー)	4,661
オリエンテーリング	1,961
登山・ハイキング	1,143
キャンプファイヤー	1,300
七宝焼	305
音楽活動	5,530
バーベキュー	1,788
調理活動	1,419
レザークラフト	2,673
陶芸	828
座禅	1,160
講義・講演・自主	33,700

(注) 同一の団体または個人が2つ以上の区分の研修を実施した場合はそれぞれに計上。

③特色のある主催事業(平成28年度)

事 業	事 業 の 目 的	主 な 内 容 と 対 象	期 日
春のフェスティバル	施設設備を広く県民に開放し、青少年の体験活動の場、地域の交流の場を提供し、「青少年の家」の施設の理解と活用の促進に資する。	レザークラフト、絵手紙、オリエンテーリング、火起こし体験、サバニ・カヌー体験等 ※自由参加	5/15 (日)
サン・レイクフェスティバル		ウォークラリー、ピザ作り体験、ダンボール迷路、野外活動、創作活動などの体験活動 ※自由参加	10/16 (日)
にんにんチャレンジ	親元を離れて共同での生活体験、自然体験を通して、困難に立ち向かい、最後までやり遂げる力を育成するとともに、基本的な生活習慣の形成を図る。	仲間づくり、探検活動、集団生活体験 ※年長児～小2(各回 60名)	11/12～13 11/19～20 11/26～27 (土日) 1泊2日
キッズチャレンジ(夏・秋・冬)		サバニ、キャンプ、野外炊飯、ネイチャーゲーム、天体観測、野外活動、段ボールでの基地作りなどの活動 ※小3～4(各回36名)	夏7/2～3 秋12/10～11 冬2/11～12 (土日) 1泊2日
サマーチャレンジ		海岸での長期テント泊、自然体験、山越えハイク、野外炊飯 ※小4～6、中1～3(36名)	8/6～11 (土～木) 5泊6日
にこにこファミリー	防災・減災に対する意識を高めるとともに、家族の絆や家族同士の交流を深め、家庭の教育力向上に資する。	親子で段ボールハウスづくり&宿泊体験、アウトドアクッキング ※家族(20組)	1/21～22 (土日) 1泊2日
青少年活動支援者養成講座	青少年活動をはじめとする地域活動やボランティア活動に必要な理論や技術を体験的に学べる機会を提供し、活動する上で必要なスキルの向上を図り、併せて社会貢献への意欲を高める。	仲間づくり、キャンプファイヤー体験、野外炊飯体験、リスクマネジメント研修等	6/18～19 7/2～3 (土日) 1泊2日

(7)少年自然の家事業

施設所在地	〒695-0007 江津市松川町太田610	
連絡先等	TEL	0855-52-0716
	FAX	0855-52-0707
	E-mail	syonen@pref.shimane.lg.jp
	ホームページ	http://www.pref.shimane.lg.jp/shoneshizen/
設置年度	昭和50年度	
施設の設置根拠	青少年の家と同じ	
施設概要	宿泊棟6棟(定員181人)、ケビン棟(定員44人)、研修室、創作室、体育館、炊飯場、キャンプファイヤー場、アスレチックコース(遊具21基)など	
施設整備費	初期建設費 3.3億円(S49)、冒険の森活動施設、ケビン棟新設 0.8億円(H3)、新館(管理・研修棟、食堂・浴室棟)開設 2.4億円(H7)、「すばるの森」(宿泊棟を含む)整備 3.8億円(H8)、野外炊飯棟 1.2億円(H11)、宿泊棟～体育館渡廊下設置 0.1億円(H17)、耐震強化工事0.95億円(H25)、浴室濾過装置設置工事0.28億円(H25)	
運営形態	平成16年度まで:管理委託 平成17年度から:県直営(管理補助業務を外部委託)	

①利用状況

(ア)団体利用状況

(単位:人、団体)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人数	団体数	人数	団体数	人数	団体数
社会教育	3,713	124	3,996	109	5,121	166
社会生活	574	29	304	6	270	14
企業	26	11	132	17	190	28
学校	6,987	168	7,954	223	7,573	179
(内 小・中・高)	5,985	140	6,491	164	6,287	139
(内 幼稚園・保育所)	922	23	941	26	785	18
個人	105	25	309	34	378	51
その他	355	4	371	3	420	5
主催事業	2,104	23	1,370	20	1,372	23
利用実数 計	13,864	384	14,436	412	15,324	466
研修者数	25,996		27,709		28,442	

(注) 1 利用実数は「宿泊実数+日帰り実数」

2 研修者数は「宿泊研修者数(宿泊実数×(泊数+1))+日帰り実数」

(イ)年齢別利用状況

(単位:人)

	平成25年度		平成26年度		平成27年度	
	人数	割合	人数	割合	人数	割合
小学生未満	1,021	7.4%	876	6.1%	817	5.3%
小学生	6,048	43.6%	6,119	42.4%	6,470	42.2%
中学生	679	4.9%	768	5.3%	790	5.2%
高校生	1,272	9.2%	1,742	12.1%	1,312	8.6%
大学生	118	0.9%	195	1.4%	102	0.7%
各種学校	7	0.1%	29	0.2%	27	0.2%
青年	134	1.0%	133	0.9%	124	0.8%
成人	4,585	33.1%	4,574	31.7%	5,682	37.1%
合計	13,864	100.0%	14,436	100.0%	15,324	100.0%

②研修内容(平成27年度)

(ア)参加者の多い研修(平成27年度)

(単位:人)

活動区分	人数
炊飯活動	5,388
冒険の森	5,747
火おこし	3,085
オリエンテーリング	2,420
肝試し	2,421
キャンドルのつどい	1,652
やぐらづくり	2,201
キャンプファイヤー	1,825
GGG(ごうつグループワークゲーム)	963
その他	20,289

延べ 45,991 人 (複数カウント)

(イ)モデルプログラム(3泊4日)

9:30		10:00		12:00		13:00		14:00		15:00		18:00		19:00	
入所	オリエンテーション	GGG(ごうつグループワークゲーム)		昼食(食堂)				やぐらづくり(雨天時:カブラ)		夕食(食堂)		ナイトハイク		星空観察	
ソロ朝食(炊飯)	冒険の森(雨天時:体育館アスレチック)			昼食(食堂)		火おこし		炊飯活動			肝だめし				
ソロ朝食(炊飯)	スコアOL(雨天時:室内OL)			昼食(食堂)		やぐら遊び・創作活動(雨天時:スタンプ練習・創作活動)			夕食(食堂)		キャンプファイヤー				
朝食(食堂)	荷物整理 部屋清掃	やぐら 片づけ	GGG(ごうつグループワークゲーム)		昼食(食堂)		退所								

③特色のある主催事業(平成28年度)

事業	事業の目的	主な内容と対象	期 日
オープンデー	施設を県民に開放して、野外活動や創作活動を親子で体験し、交流を深める。	・冒険の森 ・スコアオリエンテーリング ・創作活動 ・グリーンオリエンテーリング ・浅利富士登山・地域住民の出展 ※自由参加	4/29・30 (金・土)
チャレンジ・ザ・サマー	家族が大自然の中で行動を共にし、共通の体験を通して、よりよい関係を築くとともにその絆を一層深める。	・雨でも過ごせるやぐらを作ろう! ・虫捕り、ネイチャーゲーム、弓矢づくり ・やぐら遊び ※小学生とその保護者(100名)	7/2~3 (土日) 1泊2日
ジュニア・サマー・キャンプ	日常生活では味わえない経験を通して、新たな発見や気づきをもとにした“自分づくり”のきっかけとし、心身ともにたくましく生きる力の育成につなげる。	・ソロ炊飯(野外) ・海岸で3泊キャンプ ・スイミング ・チーム炊飯(野外) ・シュノーケリング ・釣り ※小学校5~6年生(24名)	8/1~6 (月~土) 5泊6日
ジュニア・ウィンター・キャンプ	異年齢集団での活動(リーダー性・社会性の基礎づくり)自然との直接体験(火・木・土などに直接触れる機会)	・テントで2泊3日 ・野外炊飯 ・創作活動・フリータイム (活動プログラムをチームで選択) ※小学校1~6年生(36名)	12/25~27 (日~火) 2泊3日
どんぐりの谷開放デー	自然の中での「外遊び」の「楽しさ」がしっかり感じられる魅力的な場として「どんぐりの谷」を整備し、広く開放する。	・自然そのもので遊べる場づくり(土・木・火に直接触れる場⇒木登り、焚き火、ソロ炊飯など) ・工夫し創造しながら遊べる場づくり(参加者の自主的な活動⇒基地づくりなど) ※自由参加	毎月1回

## 2 関係法令(抜粋)

### (1) 教育基本法(平成18年12月22日 法律第120号)

#### (生涯学習の理念)

第三条 国民一人一人が、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。

#### (家庭教育)

第十条 父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、家庭教育の自主性を尊重しつつ、保護者に対する学習の機会及び情報の提供その他の家庭教育を支援するために必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

#### (社会教育)

第十二条 個人の要望や社会の要請にこたえ、社会において行われる教育は、国及び地方公共団体によって奨励されなければならない。

2 国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない。

#### (学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力)

第十三条 学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする。

## (2) 社会教育法 (昭和24年6月10日 法律第207号)

### 第一章 総則

(この法律の目的)

第一条 この法律は、教育基本法（平成十八年法律第二十号）の精神に則り、社会教育に関する国及び地方公共団体の任務を明らかにすることを目的とする。

(社会教育の定義)

第二条 この法律において「社会教育」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成十八年法律第七十七号）に基づき、学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）をいう。

(国及び地方公共団体の任務)

第三条 国及び地方公共団体は、この法律及び他の法令の定めるところにより、社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法により、すべての国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成するように努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、前項の任務を行うに当たっては、国民の学習に対する多様な需要を踏まえ、これに適切に対応するために必要な学習の機会の提供及びその奨励を行うことにより、生涯学習の振興に寄与することとなるよう努めるものとする。
- 3 国及び地方公共団体は、第一項の任務を行うに当たっては、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をするとともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めるものとする。

(市町村の教育委員会の事務)

第五条 市（特別区を含む。以下同じ。）町村の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、次の事務を行う。

- 一 社会教育に必要な援助を行うこと。
- 二 社会教育委員の委嘱に関すること。
- 三 公民館の設置及び管理に関すること。
- 四 所管に属する図書館、博物館、青年の家その他の社会教育施設の設置及び管理に関すること。
- 五 所管に属する学校の行う社会教育のための講座の開設及びその奨励に関すること。
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他の集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びに家庭教育に関する情報の提供並びにこれらの奨励に関すること。
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導のための集会の開催並びにその奨励に関すること。
- 九 生活の科学化の指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十 情報化の進展に対応して情報の収集及び利用を円滑かつ適正に行うために必要な知識又は技能に関する学習の機会を提供するための講座の開設及び集会の開催並びにこれらの奨励に関すること。
- 十一 運動会、競技会その他体育指導のための集会の開催及びその奨励に関すること。
- 十二 音楽、演劇、美術その他芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- 十三 主として学齢児童及び学齢生徒（それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。）に対し、学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励に関すること。

- 十四 青少年に対しボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動その他の体験活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十五 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して学校、社会教育施設その他地域において行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業の実施及びその奨励に関すること。
- 十六 社会教育に関する情報の収集、整理及び提供に関すること。
- 十七 視聴覚教育、体育及びレクリエーションに必要な設備、器材及び資料の提供に関すること。
- 十八 情報の交換及び調査研究に関すること。
- 十九 その他第三条第一項の任務を達成するために必要な事務

(都道府県の教育委員会の事務)

第六条 都道府県の教育委員会は、社会教育に関し、当該地方の必要に応じ、予算の範囲内において、前条各号の事務（第三号の事務を除く。）を行うほか、次の事務を行う。

- 一 公民館及び図書館の設置及び管理に関し、必要な指導及び調査を行うこと。
- 二 社会教育を行う者の研修に必要な施設の設置及び運営、講習会の開催、資料の配布等に関すること。
- 三 社会教育施設の設置及び運営に必要な物資の提供及びそのあつせんに関すること。
- 四 市町村の教育委員会との連絡に関すること。
- 五 その他法令によりその職務権限に属する事項

(図書館及び博物館)

第九条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

- 2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

## 第二章 社会教育主事及び社会教育主事補

(社会教育主事及び社会教育主事補の設置)

第九条の二 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事を置く。

- 2 都道府県及び市町村の教育委員会の事務局に、社会教育主事補を置くことができる。

(社会教育主事及び社会教育主事補の職務)

第九条の三 社会教育主事は、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。ただし、命令及び監督をしてはならない。

- 2 社会教育主事は、学校が社会教育関係団体、地域住民その他の関係者の協力を得て教育活動を行う場合には、その求めに応じて、必要な助言を行うことができる。
- 3 社会教育主事補は、社会教育主事の職務を助ける。

(社会教育主事の資格)

第九条の四 次の各号のいずれかに該当する者は、社会教育主事となる資格を有する。

- 一 大学に二年以上在学して六十二単位以上を修得し、又は高等専門学校を卒業し、かつ、次に掲げる期間を通算した期間が三年以上になる者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの
  - イ 社会教育主事補の職にあつた期間
  - ロ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体における職で司書、学芸員その他の社会教育主事補の職と同等以上の職として文部科学大臣の指定するものにあつた期間
  - ハ 官公署、学校、社会教育施設又は社会教育関係団体が実施する社会教育に関係のある事業における業務であつて、社会教育主事として必要な知識又は技能の習得に資するものとして文部科学大臣が指定するものに従事した期間（イ又はロに掲げる期間に該当する期間を除く。）
- 二 教育職員の普通免許状を有し、かつ、五年以上文部科学大臣の指定する教育に関する職にあつた者で、次条の規定による社会教育主事の講習を修了したもの

三 大学に二年以上在学して、六十二単位以上を修得し、かつ、大学において文部科学省令で定める社会教育に関する科目の単位を修得した者で、第一号イからハまでに掲げる期間を通算した期間が一年以上になるもの

四 次条の規定による社会教育主事の講習を修了した者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）で、社会教育に関する専門的事項について前三号に掲げる者に相当する教養と経験があると都道府県の教育委員会が認定したもの

（社会教育主事の講習）

第九条の五 社会教育主事の講習は、文部科学大臣の委嘱を受けた大学その他の教育機関が行う。

2 受講資格その他社会教育主事の講習に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

（社会教育主事及び社会教育主事補の研修）

第九条の六 社会教育主事及び社会教育主事補の研修は、任命権者が行うもののほか、文部科学大臣及び都道府県が行う。

### 第三章 社会教育関係団体

（社会教育関係団体の定義）

第十条 この法律で「社会教育関係団体」とは、法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするものをいう。

### 第四章 社会教育委員

（社会教育委員の設置）

第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

（社会教育委員の職務）

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、次の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。

（社会教育委員の委嘱の基準等）

第十八条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

### 第五章 公民館

（目的）

第二十条 公民館は、市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種の事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(公民館の設置者)

第二十一条 公民館は、市町村が設置する。

- 2 前項の場合を除くほか、公民館は、公民館の設置を目的とする一般社団法人又は一般財団法人（以下この章において「法人」という。）でなければ設置することができない。
- 3 公民館の事業の運営上必要があるときは、公民館に分館を設けることができる。

(公民館の事業)

第二十二条 公民館は、第二十条の目的達成のために、おおむね、左の事業を行う。但し、この法律及び他の法令によつて禁じられたものは、この限りでない。

- 一 定期講座を開設すること。
- 二 討論会、講習会、講演会、実習会、展示会等を開催すること。
- 三 図書、記録、模型、資料等を備え、その利用を図ること。
- 四 体育、レクリエーション等に関する集会を開催すること。
- 五 各種の団体、機関等の連絡を図ること。
- 六 その施設を住民の集会その他の公共的利用に供すること。

(公民館の運営方針)

第二十三条 公民館は、次の行為を行つてはならない。

- 一 もつぱら営利を目的として事業を行い、特定の営利事務に公民館の名称を利用させその他営利事業を援助すること。
- 二 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙に関し、特定の候補者を支持すること。
- 2 市町村の設置する公民館は、特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援してはならない。

(公民館の職員)

第二十七条 公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。

- 2 館長は、公民館の行う各種の事業の企画実施その他必要な事務を行い、所属職員を監督する。
- 3 主事は、館長の命を受け、公民館の事業の実施にあたる。

第二十八条 市町村の設置する公民館の館長、主事その他必要な職員は、当該市町村の教育委員会が任命する。

(公民館の職員の研修)

第二十八条の二 第九条の六の規定は、公民館の職員の研修について準用する。

## 第六章 学校施設の利用

(社会教育の講座)

第四十八条 文部科学大臣は国立学校に対し、地方公共団体の長は当該地方公共団体が設置する大学若しくは幼保連携型認定こども園又は当該地方公共団体が設立する公立大学法人が設置する公立学校に対し、地方公共団体に設置されている教育委員会は当該地方公共団体が設置する大学及び幼保連携型認定こども園以外の公立学校に対し、その教育組織及び学校の施設の状況に応じ、文化講座、専門講座、夏期講座、社会学級講座等学校施設の利用による社会教育のための講座の開設を求めることができる。

- 2 文化講座は、成人の一般的教養に関し、専門講座は、成人の専門的学術知識に関し、夏期講座は、夏期休暇中、成人の一般的教養又は専門的学術知識に関し、それぞれ大学、高等専門学校又は高等学校において開設する。
- 3 社会学級講座は、成人の一般的教養に関し、小学校、中学校又は義務教育学校において開設する。
- 4 第一項の規定する講座を担当する講師の報酬その他必要な経費は、予算の範囲内において、国又は地方公共団体が負担する。

### (3) 子どもの読書活動の推進に関する法律（平成13年12月12日 法律第154号）

#### （目的）

第一条 この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

#### （基本理念）

第二条 子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

#### （地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

#### （保護者の役割）

第六条 父母その他の保護者は、子どもの読書活動の機会の充実及び読書活動の習慣化に積極的な役割を果たすものとする。

#### （関係機関等との連携強化）

第七条 国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう、学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### （都道府県子ども読書活動推進計画等）

第九条 都道府県は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該都道府県における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「都道府県子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

- 2 市町村は、子ども読書活動推進基本計画（都道府県子ども読書活動推進計画が策定されているときは、子ども読書活動推進基本計画及び都道府県子ども読書活動推進計画）を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画（以下「市町村子ども読書活動推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
- 4 前項の規定は、都道府県子ども読書活動推進計画又は市町村子ども読書活動推進計画の変更について準用する。

#### （子ども読書の日）

第十条 国民の間に広く子どもの読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子どもが積極的に読書活動を行う意欲を高めるため、子ども読書の日を設ける。

- 2 子ども読書の日は、四月二十三日とする。
- 3 国及び地方公共団体は、子ども読書の日趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならない。

### 3 その他参考資料

#### (1) 島根県教育庁社会教育課 所掌事務

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

TEL 0852-22-5427

FAX 0852-22-6218

URL : <http://www.pref.shimane.lg.jp/shakaikyoiku/>

E-mail : [shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp](mailto:shakaikyoiku@pref.shimane.lg.jp)

平成29年4月1日

社会教育課長	前田 秀典(内線 5910)
生涯学習振興グループリーダー(総括)	江 角 学(内線 5427)
社会教育主事(兼)社会教育グループリーダー	横 田 康(内線 5428)
<b>所 掌 事 務</b>	
1. 社会教育に関する指導及び助言に関すること。	
2. 生涯学習の振興に係る企画及び調整に関すること。	
3. 成人教育、女性教育、高齢者教育、青少年教育及び家庭教育支援(他課の所掌に属するものを除く。)に関すること。	
4. 青少年団体、女性団体、PTA その他の社会教育関係諸団体(社会体育諸団体を除く。)に関すること。	
5. 青少年の芸術及び文化の振興に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)	
6. 公民館、図書館(学校の図書館を除く。)その他の社会教育施設(博物館及び博物館に相当する施設を除く。)に関すること。	
7. 県立生涯学習推進施設に関すること。	
8. 県立図書館に関すること。	
9. 県立青少年社会教育施設に関すること。	
10. 中山間地域における小さな拠点づくりに向けた機運醸成に関すること。	
11. 移住・定住対策に資する教育魅力化に関すること(他課の所掌に属するものを除く。)	
12. 前各号に掲げるもののほか、生涯学習の振興及び社会教育に関すること。	

## (2) 社会教育主事派遣要綱

### (趣旨)

**第1条** この要綱は、市町村における社会教育行政及び生涯学習振興行政の推進を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第48条第2項第8号に基づき、島根県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が市町村教育委員会に対して行う社会教育主事（社会教育主事補を含む。以下同じ。）の派遣に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (名称)

**第2条** 前条の県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する社会教育主事（以下「派遣社会教育主事」という。）の市町村教育委員会における職名は、社会教育主事とする。

2 前項の規定にかかわらず、県教育委員会及び市町村教育委員会は、派遣社会教育主事という名称を通称として用いることができる。

### (職務)

**第3条** 派遣社会教育主事は、緊急な課題である次の事項に重点を置きながら、派遣先市町村教育委員会において社会教育行政及び生涯学習振興行政に関する事務に従事するものとする。

- (1) 学校・家庭・地域が連携協力した子どもの教育に関わる環境づくりの推進
- (2) 島根の地域の特性を生かしたふるさと教育の推進
- (3) 地域づくりを担う人づくりの推進

### (派遣)

**第4条** 派遣社会教育主事の派遣を求める市町村教育委員会は、派遣申請書（様式第1号）を県教育委員会に提出しなければならない。

2 県教育委員会は、前項の派遣申請に基づき、必要と認めるときは、当該市町村教育委員会に派遣社会教育主事を派遣するものとする。

### (派遣の要件)

**第5条** 県教育委員会が前条の規定により派遣社会教育主事を派遣する市町村教育委員会は、次に掲げる要件を満たさなければならない。

- (1) 当該市町村教育委員会に、自らの任用に係る社会教育主事が置かれていること。
  - (2) 県教育委員会が市町村教育委員会に派遣する派遣社会教育主事が一の市町村教育委員会に2人以上である場合にあっては、当該市町村教育委員会に自らの任用に係る社会教育主事が2人以上で別に定める数以上に置かれていること。
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、派遣社会教育主事の派遣期間中に当該市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事を置くことが確実であるときは、派遣することができるものとする。

### (任命)

**第6条** 派遣社会教育主事は、県教育委員会教育長（以下「県教育長」という。）が選考し、県教育委員会が任命する。

### (身分)

**第7条** 派遣社会教育主事は、県教育委員会事務局職員の身分と派遣先市町村教育委員会事務局職員の身分とを併せ有するものとする。

2 県教育委員会及び派遣先市町村教育委員会は、派遣社会教育主事に対し、それぞれが社会教育主事の発令を行うものとする。

#### (派遣の期間)

**第8条** 一の市町村教育委員会に派遣される派遣社会教育主事の派遣期間は、その者が当該市町村教育委員会に派遣された時から4年以内とする。ただし、県教育委員会が必要と認めた場合には、派遣先市町村教育委員会との協議により、派遣期間を延長することができる。

#### (服務)

**第9条** 派遣社会教育主事の服務については、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村教育委員会が監督するものとする。

#### (勤務条件)

**第10条** 派遣社会教育主事の勤務条件について、県教育委員会の規定と派遣先市町村教育委員会の規定との間に相違がある場合には、その都度協議して定めるものとする。

#### (分限及び懲戒)

**第11条** 派遣社会教育主事の方限及び懲戒については、県教育委員会の規定に基づき、県教育委員会が行う。

#### (給与等)

**第12条** 派遣社会教育主事の給与（特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当及び管理職員特別勤務手当を除く。）及び退職手当は、県教育委員会の規定に基づき、県が支給する。

2 派遣社会教育主事の旅費及び社会教育活動に必要な経費は、派遣先市町村教育委員会の規定に基づき、当該市町村が支給する。

#### (経費の負担)

**第13条** この要綱に基づき派遣社会教育主事の派遣を受けた市町村教育委員会は、その派遣に要する経費の一部を負担し、県に納入するものとする。

2 前項の規定による負担金（以下「負担金」という。）の額は、地方交付税法（昭和25年法律第211号）第2条に規定する単位費用に適用する単位費用積算基礎の前年度分都道府県分歳出の「派遣社会教育主事」の給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、第4項に定める率を乗じて得た金額とする。なお、1円未満の端数は切り捨てる。

3 前項の規定にかかわらず、地方公務員法第28条の4第1項の規定により採用された教職員（「再任用派遣社会教育主事」）を派遣社会教育主事とする場合、その負担金の額は、県教育委員会の規定に基づき支給される給与費の積算を基礎とし、前条第1項による給与等の1人分の単価に、次項に定める率を乗じて得た金額とする。なお、1円未満の端数は切り捨てる。

4 前2項の率は、市にあつては2分の1、町村にあつては4分の1とする。

5 負担金は、毎年度9月及び3月に県教育長が発行する納入通知書により納入するものとする。

6 派遣社会教育主事が私傷病による休暇等により、1暦月の全勤務日の全日を勤務しなかった場合の負担金については、当該負担金の額を1.2で除して得た金額に、該当月数を乗じて得た金額を控除した額とする。

#### (協定)

**第14条** 県教育委員会は、派遣社会教育主事を市町村教育委員会に派遣するに当たって、当該市町村教育委員会と協議して協定を締結するものとする。

**(教育事務所長の対応)**

**第15条** 教育事務所長は、派遣社会教育主事の円滑な派遣に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事の活動計画について、市町村教育委員会と密接な連携を図り、相互の計画に食い違いが生じないようにすること。
- (2) 派遣社会教育主事の情報交換・連絡の日を月1回以上設けること。

**(派遣先市町村教育委員会教育長の対応)**

**第16条** 派遣先市町村教育委員会の教育長（以下「市町村教育長」という。）は、派遣社会教育主事と協議の上、社会教育行政及び生涯学習振興行政を円滑に推進するため、地域における連携を図る連絡会議等を組織し、家庭、学校、地域の連携に係る推進体制の整備を図るものとする。

**2** 市町村教育長は、派遣社会教育主事の職務の円滑な遂行に資するため、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事と派遣社会教育主事とが、互いにその専門性を生かし、相互の協力体制に基づいた活動が行われること。
- (2) 研修機会の提供等を適切に行うこと。
- (3) 第9条に定める派遣社会教育主事のサービスの監督に当たっては、執務が継続できない程度の支障が生じたときは、速やかに教育事務所長に通知すること。

**(市町村教育長の報告等)**

**第17条** 市町村教育長は、事務の遂行に当たって、次に掲げる報告書等を提出するものとする。

- (1) 派遣社会教育主事と協議の上、社会教育・生涯学習振興活動年間計画書（様式第2号）を作成し、教育事務所長を経由して県教育長に提出すること。
- (2) 社会教育・生涯学習振興活動月別実績報告書（様式第3号）を、月1回、翌月15日までに、半期別報告書（様式第4号）を10月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (3) 社会教育・生涯学習振興活動年間実績報告書（様式第5号）を、翌年度4月末日までに、教育事務所長を経由して、県教育長に提出すること。
- (4) その他必要に応じた関係書類

**(その他)**

**第18条** この要綱に定めるもののほか必要な事項は、県教育長と市町村教育長が協議して定めるものとする。

**附 則**

- 1 この要綱は、平成20年9月18日から施行し、平成21年度以降の派遣に関し適用する。
- 2 従前の地域教育コーディネーター派遣事業実施要綱は、平成20年度までの派遣に関し効力を有するものとし、平成21年度から廃止する。
- 3 この要綱は、平成25年3月1日から施行し、平成25年度以降の派遣に関し適用する。
- 4 この要綱は、平成26年3月18日から施行し、平成26年度以降の派遣に関し適用する。
- 5 この要綱は、平成28年2月8日から施行し、平成28年度以降の派遣に関し適用する。

【別表】

- 1 社会教育主事派遣要綱 第5条第1項（2）に係る派遣社会教育主事の人数と市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事の人数については、下表のとおりとする。
- 2 上記1の表中、派遣社会教育主事の人数より市町村教育委員会の自らの任用に係る社会教育主事の人数が少ない場合は、事前にその理由と人数を県教育委員会に協議するものとする。

市町村に派遣する社会教育主事の人数	市町村の任用に係る社会教育主事の人数 (最低配置人数)
1名	1名
2名	2名
3名	2名
4名	3名
5名	3名
6名	4名

## (3) 附属機関等一覧

平成29年3月31日現在

## ① 附属機関(法律、条例の規定に基づいて設置されたもの)

担当所属	名 称	業務の内容	委員数		設置根拠
			定数上限	実人数	
図書館	島根県立図書館協議会	図書館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、図書館の行う図書館奉仕につき、館長に対して意見を述べる。	10	10	図書館法第14条第1項 島根県立図書館条例第4条
社会教育課	社会教育委員	社会教育に関し、教育委員会に助言し、又は意見を述べる。	20	12	社会教育法第15条第1項 島根県社会教育委員に関する条例第1条
	島根県生涯学習審議会	教育委員会又は知事の諮問に応じ、島根県の処理する事務に関し、生涯学習に資するための施策の総合的な推進に関する重要事項を調査審議する。	25	休止中	生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律第10条第1項 島根県生涯学習審議会条例第1条

## ② その他(規則・要項等に基づき設置された懇話会・協議会等)

担当所属	名 称	業務の内容	委員数		設置根拠
			定数上限	実人数	
少年自然の家	島根県立少年自然の家運営委員会	少年自然の家の運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる。	15	15	島根県立青少年社会教育施設条例施行規則
青少年の家	島根県立青少年の家運営委員会	青少年の家の運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる。	15	14	
東部・西部社会教育研修センター	生涯学習推進施設運営委員会	東部社会教育研修センター、西部社会教育研修センターの運営に関し、所長の諮問に応じ、又は所長に対し意見を述べる。	10	9	島根県立生涯学習推進施設条例施行規則

## (4) 条例一覧

平成29年4月1日現在

名 称	島根県社会教育委員に関する条例 (平成26年3月18日島根県条例第27号)	施行年月日
		平成26年4月1日
目 的	島根県社会教育委員に関し必要な事項を定める。	
概要等	委嘱の基準、定数、任期	

名 称	島根県立図書館条例 (昭和44年3月25日島根県条例第12号)	施行年月日
		昭和44年4月1日
目 的	島根県立図書館の設置及び管理並びに島根県立図書館協議会の設置等について必要な事項を定める。	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館及び分館等の設置</li> <li>・図書館協議会の設置、委員の任命の基準、定数及び任期等</li> </ul>	

名 称	島根県立青少年社会教育施設条例 (平成3年3月8日島根県条例第8号)	施行年月日
		平成3年4月1日
目 的	島根県立青少年社会教育施設の設置及び管理について必要な事項を定める。	
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年の家及び少年自然の家設置</li> <li>・使用の許可等(許可、許可の取消し、使用料の納付、減免等)</li> <li>・指定管理者による管理</li> <li>・開所時間、休所日等</li> </ul>	

名 称	島根県立生涯学習推進施設条例 (平成7年3月10日島根県条例第9号)	施行年月日
		平成7年4月1日
目 的	島根県立生涯学習施設の設置等について必要な事項を定める。	
概要等	東部社会教育研修センター及び西部社会教育研修センターの設置等	

## (5) 計画等一覧

平成29年4月1日現在

名 称	島根県立図書館振興計画	所管	県立図書館
		根拠法令等	図書館法
計画の期間	平成26年度～平成30年度		
目 的	地域づくり、人づくりに資する知の拠点となる図書館をめざして、さらなる図書館サービスの向上を図る。		
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本理念 県民一人ひとりが個性を發揮し社会の一員として自立する「人づくり」と、心豊かに暮らせる活力ある「地域づくり」に資する「知の拠点」</li> <li>・目標 <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域の図書館を支援する県立図書館</li> <li>②子どもの読書活動を支援する県立図書館</li> <li>③郷土の歴史や文化を継承し、情報発信する県立図書館</li> <li>④県民の課題解決を支援する県立図書館</li> <li>⑤情報の拠点となる県立図書館</li> </ul> </li> </ul>		

名 称	第3次「島根県子ども読書活動推進計画」	所管	社会教育課
		根拠法令等	子どもの読書活動の推進に関する法律
計画の期間	平成26年度～平成30年度		
目 的	子どもたちが、豊かな心と確かな学力を身につける子ども読書活動を推進していく。		
概要等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・基本目標 本に親しみ本から学び、より豊かに生きる力を育てる <ul style="list-style-type: none"> <li>①子どもと本をつなぐ活動の充実を図る</li> <li>②子どもの読書を支える人を育てる</li> <li>③あらゆる子どもに読書を保障する環境を整える</li> </ul> </li> </ul> <p>[子どもの発達段階に応じためざす方向性]</p> <p>すべての子どもが本と出会い、読書の楽しさをとおして、発達段階に応じた読書活動ができる力、ことばの力を育てる</p> <p>(就学前) 保護者と一緒に本と図書館に慣れ親しむ</p> <p>(小中学生) 図書館を利用しながら情報を活用する力を育てる</p> <p>(高校生) 自らの課題解決に本を用いて、評価・熟考できる力を育てる</p>		

## (6) 社会教育関係各種表彰一覧

[平成28年度]

表彰者	表彰名	被表彰者
文部科学大臣	優良PTA文部科学大臣表彰	奥出雲町立馬木小学校 PTA 安来市立荒島小学校 PTA 島根県立益田翔陽高等学校 PTA
	PTA活動振興功労者表彰	(※5年ごとに実施 平成28年度はなし)
	「地域学校協働活動」推進に係る文部科学大臣表彰	ちくや子ども広場 (松江市)
	子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(個人)文部科学大臣表彰	出雲市立出雲中央図書館 読書ボランティアさくらんぼ (出雲市)
	優良公民館表彰	松江市島根公民館
	社会教育功労者表彰	渡部 和夫 (県立青少年の家 湖面協力者会会長) 三島 汎 (県立青少年の家 施設協力員)
島根県知事	島根県各種功労者表彰	有馬毅一郎 (島根県社会教育委員)
県教育委員会	教育功労者表彰及び教育優良団体表彰	松井小夜子 (高等学校かるた部外部指導者) 永井 康隆 (飯南町社会教育委員連絡協議会会長)
県教育長	優良公民館表彰	奥出雲町立鳥上公民館 浜田市立大麻公民館
	公民館職員表彰	石倉 知樹 (松江市八雲公民館 館長) 鳥田 彰弘 (松江市宍道公民館 主任) 片山 智子 (松江市雑賀公民館 主任) 田村 道太 (出雲市四絡コミュニティセンター センター長) 大樋 一男 (出雲市西田コミュニティセンター センター長) 黒崎 新次 (出雲市国富コミュニティセンター センター長) 川西世津子 (奥出雲町立三沢公民館 主事) 虫谷 昭則 (浜田市立石見公民館 主事) 斎藤 玲子 (浜田市立岡見公民館 主事) 岡村 智実 (浜田市立美川公民館 主事) 藤井 好文 (大田市立三瓶公民館 館長) 下垣 敦 (大田市立東部公民館 主事) 岩谷 敏次 (大田市朝山まちづくりセンター 職員) 鳥居 達郎 (大田市波根まちづくりセンター 職員) 桐場 陽子 (美郷町比之宮公民館 主事) 鳥居 晃次 (邑南町井原公民館 館長) 石橋 友之 (邑南町市木公民館 館長) 鹿野 好明 (邑南町日貫公民館 館長) 北村みゆき (邑南町井原公民館 事務員) 野村 達也 (益田市東仙道公民館 館長) 中村 浩美 (津和野町立畑迫公民館 主事) 中野 千秋 (津和野町立日原中央公民館 主事)

	優良少年団体表彰	大田市少年少女合唱団（大田市） 浜田海洋少年団（浜田市） 松江東高等学校 J R C 部（松江市）
(社)全国公民館 連合会	公民館優良職員表彰	岩田 渥男（松江市玉湯公民館 館長）
	公民館永年勤続職員表彰	池田 知弘（松江市城西公民館 地域活動コーディネーター） 野島 智香（松江市持田公民館 主任） 川上実紀雄（出雲市長浜コミュニティセンター チーフマネジャー） 坂本 君代（出雲市川跡コミュニティセンター チーフマネジャー） 山崎 順子（出雲市鳶巣コミュニティセンター チーフマネジャー） 井上 義樹（浜田市立井野公民館 館長） 篠原 弘江（大田市祖式まちづくりセンター 職員）
山陰中央新報社	地域開発賞（教育賞）	錦織 明（松江市） ※県PTA連合会から推薦
(社)全国社会教育 委員連合会長	全国社会教育委員連合表彰	高松 照佳（海士町）
県社会教育委員 連絡協議会長	社会教育委員表彰	有馬 毅一郎（松江市） 小枝 みや子（安来市） 富金原 完（浜田市） 大谷 幸男（益田市） 桑原 恒夫（吉賀町）
全国視聴覚教育 連盟	視聴覚教育功労者表彰	該当なし

## (7) 平成29年度 市町村社会教育行政・生涯学習振興行政 所管部署一覧

市町村名	部署名	住所	連絡先
松江市	松江市教育委員会 生涯学習課	〒690-8540 松江市末次町86	TEL: 0852-55-5289 FAX: 0852-55-5543 e-mail: s-gakusyu@city.matsue.lg.jp
安来市	安来市市民生活部 地域振興課社会教育係	〒692-0011 安来市安来町896-1 安来中央交流センター	TEL: 0854-23-3070 FAX: 0854-23-3155 e-mail: chiikishinkou@city.yasugi.shimane.jp
出雲市	出雲市市民文化部 市民活動支援課生涯学習係	〒693-8530 出雲市今市町70	TEL: 0853-21-6528 FAX: 0853-21-6299 e-mail: gakushu@city.izumo.lg.jp
雲南市	雲南市教育委員会 社会教育課	〒699-1392 雲南市木次町里方521-1	TEL: 0854-40-1073 FAX: 0854-40-1079 e-mail: shakai-kyoiku@city.unnan.shimane.jp
奥出雲町	奥出雲町教育委員会 社会教育課	〒699-1832 仁多郡奥出雲町横田1037	TEL: 0854-52-2680 FAX: 0854-52-3048 e-mail: kyouiku@town.okuizumo.shimane.jp
飯南町	飯南町教育委員会 社会教育担当	〒690-3513 飯石郡飯南町下赤名880	TEL: 0854-76-3944 FAX: 0854-76-3945 e-mail: i-kyoiku@iinan.jp
浜田市	浜田市教育委員会 生涯学習課生涯学習係	〒697-8501 浜田市殿町1	TEL: 0855-25-9720 FAX: 0855-22-5090 e-mail: manabi@city.hamada.shimane.jp
大田市	大田市教育委員会 社会教育課社会教育係	〒694-0064 大田市大田町大田口1111	TEL: 0854-82-1600(代) FAX: 0854-82-5395 e-mail: o-syakyou@city.ohda.lg.jp
江津市	江津市教育委員会 社会教育課社会教育係	〒690-8501 江津市江津町1525	TEL: 0855-52-7496(直通) FAX: 0855-52-4369 e-mail: shakaikyoiku@city.gotsu.lg.jp
川本町	川本町教育委員会 教育課社会教育係	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本332-15	TEL: 0855-72-0594 FAX: 0855-72-1061 e-mail: koji-kasaoka@town.shimane-kawamoto.lg.jp
美郷町	美郷町教育委員会 教育課社会教育係	〒699-4692 邑智郡美郷町粕淵168	TEL: 0855-75-1217 FAX: 0855-75-1386 e-mail: kyouiku_sec@town.shimane-misato.lg.jp
邑南町	邑南町教育委員会 生涯学習課社会教育係	〒696-0317 邑南郡邑南町淀原153-1	TEL: 0855-83-1127 FAX: 0855-83-2013 e-mail: shogai@town-ohnan.jp
益田市	益田市教育委員会 社会教育課	〒698-0033 益田市元町11-26 市民学習センター内	TEL: 0856-31-0622 FAX: 0856-31-0641 e-mail: gakusyu@city.masuda.lg.jp
津和野町	津和野町教育委員会 社会教育係	〒699-5605 鹿足郡津和野町後田口64-6	TEL: 0856-72-1854 FAX: 0856-72-1650 e-mail: kyouiku@town.tsuwano.lg.jp
吉賀町	吉賀町教育委員会事務局	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市648	TEL: 0856-77-1285 FAX: 0856-77-0040 e-mail: kyoiku@town.yoshika.lg.jp
海士町	海士町教育委員会 地域共育課地域共育係	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490	TEL: 08514-2-1221 FAX: 08514-2-1633 e-mail: kyouiku@town.ama.shimane.jp
西ノ島町	西ノ島町教育委員会 教育課社会教育係	〒684-0211 隠岐郡西ノ島町大字浦郷544-38	TEL: 08514-6-0171 FAX: 08514-6-1028 e-mail: kyouiku@town.nishinoshima.shimane.jp
知夫村	知夫村教育委員会 社会教育係	〒684-0102 隠岐郡知夫村1065	TEL: 08514-8-2301 FAX: 08514-8-2302 e-mail: kyouiku@vill.chibu.lg.jp
隠岐の島町	隠岐の島町教育委員会 生涯学習課社会教育係	〒685-0022 隠岐郡隠岐の島町今津346-2	TEL: 08512-2-2126 FAX: 08512-2-0619 e-mail: kyouiku-syougaku@town.okinoshima.shimane.jp

※平成29年3月時点での情報です。その後、変更されている場合があります。また、事業によって担当部署が異なる場合もありますので予めご了承ください。

## (8) 県内公共図書館一覧

平成29年4月1日現在

	図書館名	所在地	電話番号	FAX
	島根県立図書館	〒690-0873 松江市内中原町52	0852-22-5725	0852-22-5728
		〒697-0023 (西部読書普及センター) 浜田市長沢町1550-1	0855-23-6785	0855-22-4225
市 町 村	1 安来市立図書館	〒692-0011 安来市安来町1062-1	0854-22-2574	0854-22-2598
	2 松江市立中央図書館	〒690-0017 松江市西津田6-5-44	0852-27-3220	0852-27-3270
	3 松江市立島根図書館	〒690-0401 松江市島根町加賀1414	0852-85-9088	0852-85-9089
	4 松江市立東出雲図書館	〒699-0101 松江市東出雲町揖屋1139-2	0852-52-3297	0852-52-9516
	5 雲南市立木次図書館	〒699-1332 雲南市木次町木次1008	0854-42-1021	0854-42-2274
	6 雲南市立大東図書館	〒699-1251 雲南市大東町大東1038	0854-43-6131	0854-43-6131
	7 雲南市立加茂図書館	〒699-1106 雲南市加茂町加茂中972-5	0854-49-8739	0854-49-8696
	8 出雲市立出雲中央図書館	〒693-0011 出雲市大津町1134	0853-21-0487	0853-21-8833
	9 出雲市立平田図書館	〒691-0001 出雲市平田町2110-1	0853-63-4010	0853-63-4219
	10 出雲市立佐田図書館	〒693-0506 出雲市佐田町反辺1747-6	0853-84-9050	0853-84-9050
	11 出雲市立海辺の多伎図書館	〒699-0903 出雲市多伎町小田73-1	0853-86-7077	0853-86-2211
	12 出雲市立湖陵図書館	〒699-0812 出雲市湖陵町二部1320	0853-43-3309	0853-43-7303
	13 出雲市立大社図書館	〒699-0711 出雲市大社町杵築南1338-9	0853-53-6510	0853-53-1122
	14 出雲市立ひかわ図書館	〒699-0631 出雲市斐川町直江4156	0853-73-3990	0853-72-7600
	15 大田市立大田中央図書館	〒694-0064 大田市大田町大田イ113-2	0854-84-9200	0854-84-9202
	16 大田市立仁摩図書館	〒699-2301 大田市仁摩町仁万565-1	0854-88-4646	0854-88-4647
	17 大田市立温泉津図書館	〒699-2511 大田市温泉津町小浜イ486	0855-65-2177	0855-65-2177
	18 江津市図書館	〒695-0011 江津市江津町995	0855-52-0551	0855-52-0551
	19 江津市図書館桜江分館	〒699-4226 江津市桜江町川戸117	0855-92-0300	0855-92-0300
	20 浜田市立中央図書館	〒697-0024 浜田市黒川町3748-1	0855-22-0480	0855-22-0592
	21 浜田市立金城図書館	〒697-0121 浜田市金城町下来原171	0855-42-1823	0855-42-1685
	22 浜田市立旭図書館	〒697-0425 浜田市旭町今市633-1	0855-45-1439	0855-22-0592
	23 浜田市立三隅図書館	〒699-3225 浜田市三隅町古市場2002	0855-32-0338	0855-32-0343
	24 浜田市立弥栄図書館	〒697-1122 浜田市弥栄町木都賀イ528-1	0855-48-2258	0855-48-2258
	25 益田市立図書館	〒698-0023 益田市常盤町8-6	0856-22-4222	0856-31-0290
	26 益田市立美都図書館	〒698-0203 益田市美都町都茂1692-甲	0856-52-2481	0856-52-2481
	27 飯南町立図書館	〒690-3207 飯石郡飯南町頓原2084-4	0854-72-0301	0854-72-1354
	28 かわもと図書館	〒696-0001 邑智郡川本町大字川本332-15	0855-72-0025	0855-72-1061
	29 美郷町立図書館	〒699-4621 邑智郡美郷町粕淵168	0855-75-1270	0855-75-1190
	30 邑南町立図書館	〒696-0222 邑智郡邑南町下田所127-1	0855-83-1760	0855-83-1771
	31 邑南町立図書館石見分館	〒696-0103 邑智郡邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	0855-95-1670
	32 邑南町立図書館羽須美分館	〒696-0501 邑智郡邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	0855-88-0002
	33 津和野町立津和野図書館	〒699-5604 鹿足郡津和野町森村イ241-1	0856-72-0155	0856-72-0230
	34 津和野町立日原図書館	〒699-5221 鹿足郡津和野町日原22-1	0856-74-0302	0856-74-0127
	35 吉賀町立図書館	〒699-5513 鹿足郡吉賀町六日市648	0856-77-1850	0856-77-1850
	36 海士町中央図書館	〒684-0403 隠岐郡海士町大字海士1490	08514-2-1221	08514-2-1633
	37 隠岐の島町図書館	〒685-0014 隠岐郡隠岐の島町西町吉田の二 17-1	08512-2-2341	08512-2-9198

## (9) 県内公民館等一覧

平成29年4月1日現在

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
1	城東公民館		690-0883	松江市北田町273	0852-27-5680	(21-8710)
2	城北公民館		690-0888	松江市北堀町43	0852-26-4437	(21-4407)
3	城西公民館		690-0851	松江市堂形町614	0852-26-2659	(21-5265)
4	白瀉公民館		690-0065	松江市灘町1-57	0852-22-7147	(21-7572)
5	朝日公民館		690-0001	松江市東朝日町49	0852-21-3432	(21-3717)
6	雑賀公民館		690-0056	松江市雑賀町677	0852-23-8179	(21-8120)
7	津田公民館		690-0011	松江市東津田町1189-1	0852-26-4962	(21-4661)
8	古志原公民館		690-0012	松江市古志原4-6-30	0852-26-4436	(21-4446)
9	川津公民館		690-0823	松江市西川津町3405-5	0852-21-2349	(31-8510)
10	朝酌公民館		690-0834	松江市朝酌町92-1	0852-39-0646	(39-0690)
11	法吉公民館		690-0863	松江市比津町308-4	0852-21-4966	(21-5509)
12	竹矢公民館		690-0025	松江市八幡町279-1	0852-37-0854	(37-2984)
13	乃木公民館		690-0044	松江市浜乃木5-1-5	0852-21-4931	(21-4553)
14	忌部公民館		690-0036	松江市東忌部町899	0852-33-2010	(33-2275)
15	大庭公民館		690-0033	松江市大庭町805-3	0852-24-8733	(21-8766)
16	生馬公民館		690-0865	松江市西生馬町8	0852-36-8234	(36-6121)
17	持田公民館		690-0814	松江市東持田町61	0852-21-3067	(21-8770)
18	古江公民館		690-0151	松江市西浜佐陀町288-1	0852-36-8054	(36-6116)
19	本庄公民館		690-1101	松江市本庄町463-3	0852-34-0504	(34-1671)
20	大野公民館		690-0265	松江市上大野町1855-1	0852-88-2051	(88-3186)
21	秋鹿公民館		690-0262	松江市岡本町70	0852-88-2001	(88-3207)
22	鹿島公民館		690-0332	松江市鹿島町佐陀本郷640-1	0852-55-5716	(55-5718)
23	島根公民館		690-0401	松江市島根町加賀1414	0852-85-2301	(85-2302)
24	美保関公民館		690-1313	松江市美保関町下字部尾556-1	0852-72-3624	(72-2321)
25	八雲公民館		690-2103	松江市八雲町西岩坂355-1	0852-54-2478	(54-1238)
26	玉湯公民館		699-0202	松江市玉湯町湯町1796	0852-62-9111	(55-5793)
27	宍道公民館		699-0401	松江市宍道町宍道885-3	0852-66-0811	(66-0303)
28	八束公民館		690-1404	松江市八束町波入2219-2	0852-76-3663	(76-3669)
29	揖屋公民館		699-0101	松江市東出雲町揖屋1139-2	0852-52-3297	(52-9516)
30	出雲郷公民館		699-0111	松江市東出雲町意宇南5-3-1	0852-52-2364	(52-2394)
31	意東公民館		699-0102	松江市東出雲町下意東765-35	0852-52-2055	(52-2109)
32	上意東公民館		699-0103	松江市東出雲町上意東1982-2	0852-52-2870	(52-2902)
33	八雲公民館平原分館	★	690-2105	松江市八雲町平原752-3		
34	安来中央交流センター		692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-1721	(23-3155)
35	十神交流センター		692-0011	安来市安来町896-1	0854-23-0755	(同左)
36	社日交流センター		692-0011	安来市安来町1281-1	0854-23-2048	(同左)
37	島田交流センター		692-0025	安来市穂日島町485	0854-23-2891	(同左)
38	宇賀荘交流センター		692-0034	安来市宇賀荘町98-1	0854-23-0721	(同左)
39	大塚交流センター		692-0042	安来市大塚町400-1	0854-27-0328	(同左)
40	吉田交流センター		692-0043	安来市上吉田町618-1	0854-27-0325	(同左)
41	能義交流センター		692-0055	安来市飯生町566-3	0854-23-0764	(同左)

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
42	安来市	飯梨交流センター	692-0066	安来市飯梨町445-1	0854-28-8346	(同左)
43		荒島交流センター	692-0007	安来市荒島町3353-5	0854-28-6783	(同左)
44		赤江交流センター	692-0002	安来市上坂田町574	0854-28-8982	(同左)
45		広瀬中央交流センター	692-0404	安来市広瀬町広瀬811	0854-32-4138	(同左)
46		広瀬交流センター	692-0404	安来市広瀬町広瀬811	0854-32-4138	(同左)
47		布部交流センター	692-0623	安来市広瀬町布部345-40	0854-36-0001	(同左)
48		宇波交流センター	692-0622	安来市広瀬町宇波482-2	0854-36-0852	(同左)
49		比田交流センター	692-0731	安来市広瀬町西比田1708-4	0854-34-0001	(同左)
50		東比田交流センター	692-0733	安来市広瀬町東比田950-11	0854-34-0211	(同左)
51		山佐交流センター	692-0413	安来市広瀬町上山佐654-5	0854-35-0129	(同左)
52		下山佐交流センター	692-0412	安来市広瀬町下山佐498	0854-32-3840	(同左)
53		西谷交流センター	692-0624	安来市広瀬町西谷376-6	0854-36-0376	(同左)
54		奥田原交流センター	692-0625	安来市広瀬町奥田原602-1	0854-35-0047	(同左)
55		菅原交流センター	692-0621	安来市広瀬町菅原604	0854-32-3298	(同左)
56		伯太中央交流センター	692-0207	安来市伯太町東母里572-1	0854-37-1558	(37-9072)
57		安田交流センター	692-0205	安来市伯太町安田中158	0854-37-0835	(37-9071)
58		母里交流センター	692-0211	安来市伯太町母里28	0854-37-0225	(37-0251)
59		井尻交流センター	692-0213	安来市伯太町井尻77	0854-37-0836	(37-9023)
60		赤屋交流センター	692-0321	安来市伯太町赤屋118-2	0854-38-0145	(38-9011)
61		出雲市	今市コミュニティセンター	693-0001	出雲市今市町1578-2	0853-21-5318
62	大津コミュニティセンター		693-0011	出雲市大津町1727-5	0853-21-0172	(21-4215)
63	塩冶コミュニティセンター		693-0021	出雲市塩冶町803-2	0853-21-0248	(21-3837)
64	古志コミュニティセンター		693-0031	出雲市古志町1122-6	0853-21-0925	(21-1066)
65	高松コミュニティセンター		693-0052	出雲市松寄下町703-1	0853-21-0671	(21-0682)
66	四絡コミュニティセンター		693-0051	出雲市小山町650-21	0853-21-0369	(21-0370)
67	高浜コミュニティセンター		693-0065	出雲市平野町1183	0853-21-0948	(21-0949)
68	川跡コミュニティセンター		693-0013	出雲市荻杼町211	0853-21-0694	(21-0724)
69	鳶巣コミュニティセンター		693-0074	出雲市東林木町890-4	0853-21-0174	(21-0176)
70	上津コミュニティセンター		693-0101	出雲市上島町1031	0853-48-0301	(48-0361)
71	稗原コミュニティセンター		693-0104	出雲市稗原町2859	0853-48-0001	(48-0048)
72	朝山コミュニティセンター		693-0214	出雲市所原町185	0853-48-0201	(48-0244)
73	乙立コミュニティセンター		693-0216	出雲市乙立町3163	0853-45-0216	(45-0218)
74	神門コミュニティセンター		693-0033	出雲市知井宮町801-1	0853-21-1038	(21-1056)
75	神西コミュニティセンター		699-0822	出雲市神西沖町447	0853-43-1001	(43-9035)
76	長浜コミュニティセンター		693-0043	出雲市長浜町514-11	0853-28-0215	(28-0677)
77	平田コミュニティセンター		691-0001	出雲市平田町911	0853-63-1385	(63-1368)
78	灘分コミュニティセンター		691-0003	出雲市灘分町1933	0853-63-1371	(63-1364)
79	国富コミュニティセンター		691-0011	出雲市国富町867	0853-63-1372	(63-1370)
80	西田コミュニティセンター		691-0033	出雲市万田町692	0853-63-1373	(63-1346)
81	鱒淵コミュニティセンター		691-0025	出雲市河下町720-1	0853-66-0001	(66-0059)
82	久多美コミュニティセンター		691-0065	出雲市東郷町175	0853-63-1374	(63-1423)
83	檜山コミュニティセンター		691-0061	出雲市多久町10	0853-63-1375	(63-1425)
84	東コミュニティセンター		691-0075	出雲市鹿園寺町49-3	0853-67-0020	(67-0063)
85	北浜コミュニティセンター		691-0042	出雲市十六島町1851-1	0853-66-0002	(66-0016)

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
86	佐香コミュニティセンター	691-0051	出雲市坂浦町3601	0853-68-0031	(68-0063)
87	伊野コミュニティセンター	691-0072	出雲市野郷町492-5	0853-69-1526	(69-1530)
88	須佐コミュニティセンター	693-0506	出雲市佐田町反辺1747-6	0853-84-0113	(84-1466)
89	窪田コミュニティセンター	693-0511	出雲市佐田町八幡原492-6	0853-85-2585	(85-2598)
90	多伎コミュニティセンター	699-0903	出雲市多伎町小田73	0853-86-2853	(86-2854)
91	湖陵コミュニティセンター	699-0812	出雲市湖陵町二部1320	0853-43-2480	(43-3737)
92	大社コミュニティセンター	699-0711	出雲市大社町杵築南1051-1	0853-53-4494	(53-4498)
93	荒木コミュニティセンター	699-0722	出雲市大社町北荒木389-2	0853-53-5440	(53-5443)
94	遙堪コミュニティセンター	699-0731	出雲市大社町遙堪359-2	0853-53-5529	(53-5548)
95	日御碕コミュニティセンター	699-0764	出雲市大社町宇龍338-3	0853-54-5443	(54-5446)
96	鶺鴒コミュニティセンター	699-0761	出雲市大社町鶺鴒浦1045-1	0853-53-5635	(53-5644)
97	荘原コミュニティセンター	699-0502	出雲市斐川町荘原3835	0853-72-4600	(72-4602)
98	出西コミュニティセンター	699-0614	出雲市斐川町求院965	0853-72-9204	(72-9206)
99	阿宮コミュニティセンター	699-0611	出雲市斐川町阿宮2323-2	0853-72-9142	(72-9152)
100	伊波野コミュニティセンター	699-0621	出雲市斐川町富村748	0853-72-1311	(72-1322)
101	直江コミュニティセンター	699-0631	出雲市斐川町直江4865-1	0853-72-5282	(72-5286)
102	久木コミュニティセンター	699-0642	出雲市斐川町福富2-13	0853-72-7474	(72-7476)
103	出東コミュニティセンター	699-0554	出雲市斐川町三分市2060-1	0853-62-5033	(62-5039)
104	大東交流センター	699-1251	雲南市大東町大東2419-1	0854-43-2130	(同左)
105	春殖交流センター	699-1242	雲南市大東町大東下分230-1	0854-43-2709	(同左)
106	幡屋交流センター	699-1232	雲南市大東町仁和寺833-10	0854-43-2800	(同左)
107	佐世交流センター	699-1214	雲南市大東町上佐世1385-3	0854-43-2110	(同左)
108	阿用交流センター	699-1224	雲南市大東町東阿用33-1	0854-43-2811	(同左)
109	久野交流センター	699-1211	雲南市大東町上久野136-1	0854-47-0040	(同左)
110	海潮交流センター	699-1206	雲南市大東町南村234-1	0854-43-2705	(同左)
111	塩田交流センター	699-1262	雲南市大東町塩田84	0854-47-0033	(同左)
112	加茂交流センター	699-1106	雲南市加茂町加茂中1040-1	0854-49-8380	(49-6042)
113	八日市交流センター	699-1332	雲南市木次町木次299-1	0854-42-2469	(同左)
114	三新塔交流センター	699-1332	雲南市木次町木次446-2	0854-42-2574	(同左)
115	新市交流センター	699-1334	雲南市木次町新市379番地	0854-42-5110	(42-9082)
116	下熊谷交流センター	699-1333	雲南市木次町下熊谷1096-1	0854-42-5351	(同左)
117	斐伊交流センター	699-1311	雲南市木次町里方912	0854-42-1636	(同左)
118	日登交流センター	699-1322	雲南市木次町寺領526-3	0854-42-0238	(同左)
119	西日登交流センター	699-1324	雲南市木次町西日登990-1	0854-42-1037	(同左)
120	温泉交流センター	699-1342	雲南市木次町平田799-3	0854-48-0077	(同左)
121	三刀屋交流センター	690-2404	雲南市三刀屋町三刀屋144-1	0854-45-5531	(同左)
122	一宮交流センター	690-2402	雲南市三刀屋町給下764	0854-45-2544	(47-7211)
123	鍋山交流センター	690-2634	雲南市三刀屋町乙加宮1208-1	0854-45-4241	(同左)
124	飯石交流センター	690-2512	雲南市三刀屋町多久和516-2	0854-45-4224	(同左)
125	中野交流センター	690-2523	雲南市三刀屋町中野375-2	0854-45-2795	(同左)
126	吉田交流センター	690-2801	雲南市吉田町吉田1061-1	0854-74-0219	(74-0232)
127	民谷交流センター	690-2802	雲南市吉田町民谷456	0854-74-0530	(74-9344)
128	田井交流センター	690-2313	雲南市吉田町深野61-4	0854-75-0312	(75-0240)
129	掛合交流センター	690-2701	雲南市掛合町掛合2156-1	0854-62-0189	(同左)

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
雲南市	130	多根交流センター	690-2706	雲南市掛合町多根418-1	0854-62-1610	(同左)
	131	松笠交流センター	690-2705	雲南市掛合町松笠748-18	0854-62-0411	(同左)
	132	波多交流センター	690-2703	雲南市掛合町波多459-1	0854-64-0210	(同左)
	133	人間交流センター	690-2702	雲南市掛合町人間498-5	0854-62-0403	(62-0409)
奥出雲町	134	布勢公民館	699-1432	奥出雲町馬馳26	0854-54-1504	(同左)
	135	三成中央公民館	699-1511	奥出雲町三成445	0854-54-1311	(54-2023)
	136	亀嵩公民館	699-1701	奥出雲町亀嵩2215-1	0854-57-0616	(同左)
	137	阿井公民館	699-1621	奥出雲町上阿井188-1	0854-56-0001	(同左)
	138	三沢公民館	699-1513	奥出雲町三沢383	0854-54-0331	(同左)
	139	鳥上公民館	699-1802	奥出雲町大呂1182-2	0854-52-1019	(同左)
	140	横田公民館	699-1832	奥出雲町横田1037	0854-52-0949	(同左)
	141	八川公民館	699-1822	奥出雲町下横田456-1	0854-52-0241	(同左)
142	馬木公民館	699-1941	奥出雲町大馬木1968-2	0854-53-0201	(同左)	
飯南町	143	頓原公民館	690-3207	飯南町頓原2084-5 飯南町頓原2212-3(6/1より)	0854-72-0980	(72-1778)
	144	志々公民館	690-3312	飯南町八神117-1	0854-73-0350	(73-0026)
	145	赤名公民館	690-3513	飯南町下赤名862	0854-76-3100	(76-3129)
	146	来島公民館	690-3401	飯南町野萱311-6	0854-76-2393	(76-2845)
	147	谷公民館	690-3514	飯南町井戸谷478-1	0854-76-3629	(同左)
浜田市	148	浜田公民館	697-0027	浜田市殿町6-1	0855-22-9358	(同左)
	149	石見公民館	697-0024	浜田市黒川町132-2	0855-22-1380	(同左)
	150	長浜公民館	697-0062	浜田市熱田町1441-18	0855-27-4614	(同左)
	151	周布公民館	697-1321	浜田市周布町4374	0855-27-0058	(同左)
	152	美川公民館	697-1331	浜田市内村町592-1	0855-27-3657	(同左)
	153	大麻公民館	697-1337	浜田市西村町1038-8	0855-27-0897	(同左)
	154	国府公民館	697-0003	浜田市国分町1981-136	0855-28-1270	(同左)
	155	雲城公民館	697-0121	浜田市金城町下来原171	0855-42-2076	(同左)
	156	今福公民館	697-0302	浜田市金城町今福105-2	0855-42-2083	(同左)
	157	波佐公民館	697-0211	浜田市金城町波佐441-1	0855-44-0146	(同左)
	158	小国公民館	697-0213	浜田市金城町小国1160-1	0855-44-0254	(同左)
	159	久佐公民館	697-0303	浜田市金城町久佐4575-7	0855-42-2666	(同左)
	160	美又公民館	697-0301	浜田市金城町追原176	0855-42-1704	(同左)
	161	今市公民館	697-0425	浜田市旭町今市641-1	0855-45-1757	(45-1203)
	162	木田公民館	697-0427	浜田市旭町木田219-13	0855-45-1105	
	163	和田公民館	697-0424	浜田市旭町和田1284	0855-45-1918	
	164	都川公民館	697-0511	浜田市旭町都川889	0855-47-0001	(同左)
	165	市木公民館	697-0514	浜田市旭町市木2919-2	0855-47-0077	(同左)
	166	杵束公民館	697-1122	浜田市弥栄町木都賀4528-1	0855-48-2258	(同左)
	167	安城公民館	697-1211	浜田市弥栄町長安本郷544-1	0855-48-2917	(48-2131)
168	三隅公民館	699-3212	浜田市三隅町向野田581	0855-32-0500	(32-2644)	
169	三保公民館	699-3224	浜田市三隅町湊浦120	0855-32-0314	(32-0678)	
170	岡見公民館	699-3226	浜田市三隅町岡見516	0855-32-2298	(32-2450)	
171	井野公民館	699-3301	浜田市三隅町井野41816-2	0855-34-0007	(34-0038)	
172	黒沢公民館	699-3215	浜田市三隅町下古和1518	0855-35-1509	(35-1503)	
173	白砂公民館	699-3222	浜田市三隅町折居883	0855-32-1288	(32-2517)	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先		
					電話番号	(FAX)	
174	浜田市	石見公民館宇津井分館	★	697-0312	浜田市宇津井町529	0855-42-1309	
175		石見公民館細谷分館	★	697-0013	浜田市三階町2130-1	0855-22-7531	(同左)
176		石見公民館長見分館	★	697-0014	浜田市長見町956-2	0855-22-5323	
177		石見公民館佐野分館	★	697-0311	浜田市佐野町1337-1	0855-42-0689	(42-1995)
178		石見公民館後野分館	★	697-0011	浜田市後野町779-2	0855-23-2419	(23-4239)
179		美川公民館東分館	★	697-1333	浜田市鍋石町530-3	0855-27-3828	
180		美川公民館西分館	★	697-1332	浜田市田橋町494-2	0855-27-3503	
181		国府公民館宇野分館	★	695-0102	浜田市宇野町281-3	0855-28-2646	
182		国府公民館有福分館	★	695-0101	浜田市下有福町26-1	0855-28-2841	(同左)
183	大田市	中央公民館		694-0064	大田市大田町大田1140-2	0854-82-6630	(82-9952)
184		東部公民館		694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-5122	(同左)
185		西部公民館		694-0031	大田市静間町430-1	0854-82-0221	(84-8122)
186		三瓶公民館		694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2550	(同左)
187		高山公民館		694-0304	大田市水上町三久須11-2	0854-89-0211	(同左)
188		温泉津公民館		699-2511	大田市温泉津町小浜1486	0855-65-3696	(65-3114)
189		仁摩公民館		699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-3081	(同左)
190		大田まちづくりセンター		694-0064	大田市大田町大田1140-2	0854-82-6240	(82-9952)
191		川合まちづくりセンター		694-0011	大田市川合町川合1247-1	0854-82-5124	(同左)
192		久利まちづくりセンター		694-0024	大田市久利町久利790-1	0854-82-5572	(同左)
193		大屋まちづくりセンター		694-0033	大田市大屋町大国2903-1	0854-82-5580	(同左)
194		朝山まちづくりセンター		699-2213	大田市朝山町朝倉420-1	0854-85-8463	(同左)
195		富山まちづくりセンター		699-2216	大田市富山町山中1740	0854-88-0001	(同左)
196		波根まちづくりセンター		699-2211	大田市波根町1751-2	0854-85-8625	(同左)
197		久手まちづくりセンター		694-0051	大田市久手町波根西1748	0854-82-8307	(同左)
198		鳥井まちづくりセンター		694-0054	大田市鳥井町鳥井412-4	0854-84-8337	(同左)
199		長久まちづくりセンター		694-0041	大田市長久町長久1612-1	0854-82-5571	(同左)
200		静間まちづくりセンター		694-0031	大田市静間町430-1	0854-84-8122	(同左)
201		五十猛まちづくりセンター		694-0035	大田市五十猛町1481-2	0854-87-0026	(同左)
202		池田まちづくりセンター		694-0223	大田市三瓶町池田1887-1	0854-83-2168	(同左)
203		志学まちづくりセンター		694-0222	大田市三瓶町志学1869-1	0854-83-2167	(同左)
204		北三瓶まちづくりセンター		694-0002	大田市山口町山口1181-1	0854-86-0478	(同左)
205		大森まちづくりセンター		694-0305	大田市大森町1490	0854-89-0330	(89-0164)
206		水上まちづくりセンター		694-0304	大田市水上町三久須21	0854-89-0023	(同左)
207		祖式まちづくりセンター		694-0431	大田市祖式町546-1	0854-85-2362	(同左)
208		大代まちづくりセンター		694-0433	大田市大代町大家1579	0854-85-2204	(同左)
209		温泉津まちづくりセンター		699-2511	大田市温泉津町小浜1486	0855-65-1522	(同左)
210		湯里まちづくりセンター		699-2502	大田市温泉津町湯里1655	0855-65-3038	(同左)
211		福波まちづくりセンター		699-2514	大田市温泉津町福光1467-1	0855-65-2941	(同左)
212		井田まちづくりセンター		699-2507	大田市温泉津町井田1255	0855-66-0711	(同左)
213	仁万まちづくりセンター		699-2301	大田市仁摩町仁万562-3	0854-88-9520	(同左)	
214	宅野まちづくりセンター		699-2302	大田市仁摩町宅野79	0854-88-9511	(同左)	
215	大国まちづくりセンター		699-2303	大田市仁摩町大国1269	0854-88-9455	(同左)	
216	馬路まちづくりセンター		699-2304	大田市仁摩町馬路1737-6	0854-88-9070	(同左)	
217	北三瓶まちづくりセンター多根分館	★	694-0003	大田市三瓶町多根1252-1	0854-86-0477	(同左)	

設置者	公民館名 ★分館	〒	住 所	連 絡 先	
				電話番号	(FAX)
218	波積地域コミュニティ交流センター	699-2833	江津市波積町本郷273-10	0855-55-0001	(同左)
219	黒松地域コミュニティ交流センター	699-2831	江津市黒松町586	0855-55-1601	(同左)
220	都治地域コミュニティ交流センター	699-2841	江津市後地町829-1	0855-55-0002	(同左)
221	浅利地域コミュニティ交流センター	695-0002	江津市浅利町2102	0855-55-1004	(同左)
222	松平地域コミュニティ交流センター	695-0004	江津市松川町市村123	0855-57-0002	(同左)
223	渡津地域コミュニティ交流センター	695-0001	江津市渡津町658-1	0855-52-2569	(同左)
224	郷田地域コミュニティ交流センター	695-0011	江津市江津町995	0855-52-5566	(同左)
225	嘉久志地域コミュニティ交流センター	695-0016	江津市嘉久志町1503	0855-52-0436	(同左)
226	和木地域コミュニティ交流センター	695-0017	江津市和木町570-1	0855-53-3315	(同左)
227	都野津地域コミュニティ交流センター	695-0021	江津市都野津町2358-1	0855-53-0453	(同左)
228	二宮地域コミュニティ交流センター	695-0024	江津市二宮町神主171	0855-53-1665	(同左)
229	跡市地域コミュニティ交流センター	695-0152	江津市跡市町625-1	0855-56-2107	(同左)
230	敬川地域コミュニティ交流センター	699-3162	江津市敬川町1769	0855-53-1958	(同左)
231	波子地域コミュニティ交流センター	699-3161	江津市波子町1272-4	0855-53-1902	(同左)
232	有福温泉地域コミュニティ交流センター	695-0156	江津市有福温泉町8-3	0855-56-2218	(同左)
233	長谷地域コミュニティ交流センター	699-4431	江津市桜江町長谷1587-2	0855-92-1218	(同左)
234	市山地域コミュニティ交流センター	699-4221	江津市桜江町市山481	0855-92-1508	(同左)
235	川戸地域コミュニティ交流センター	699-4226	江津市桜江町川戸15-4	0855-92-0026	(同左)
236	谷住郷地域コミュニティ交流センター	699-4111	江津市桜江町谷住郷1871	0855-92-1457	(同左)
237	川越地域コミュニティ交流センター	699-4502	江津市桜江町川越631	0855-93-0825	(同左)
238	川本中央公民館	696-0001	川本町川本332-15	0855-72-0594	(72-1061)
239	川本北公民館	696-1225	川本町南佐木230	0855-74-8410	(74-8410)
240	川本西公民館	696-0003	川本町因原933-2	0855-72-0680	(72-0680)
241	沢谷公民館	699-4712	美郷町九日市118	0855-75-1920	(76-0022)
242	君谷公民館	696-1141	美郷町京覧原277	0855-75-1930	(77-0201)
243	別府公民館	696-1131	美郷町別府50-2		
244	都賀公民館	696-0704	美郷町都賀本郷43-1	0855-82-3123	(82-3125)
245	比之宮公民館	696-0711	美郷町宮内562-5	0855-82-3474	(82-3800)
246	都賀行公民館	696-0705	美郷町都賀行120-1	0855-82-2127	(82-2872)
247	都賀行公民館潮分館	★ 696-0701	美郷町潮村136	0855-82-2194	(同左)
248	阿須那公民館	696-0501	邑南町阿須那153-1	0855-88-0001	(88-0002)
249	口羽公民館	696-0603	邑南町下口羽484-1	0855-87-0910	(同左)
250	田所公民館	696-0222	邑南町下田所282-1	0855-83-0518	(同左)
251	出羽公民館	696-0313	邑南町山田47-1	0855-83-0912	(同左)
252	高原公民館	696-0406	邑南町高見3014-3	0855-84-0521	(84-0523)
253	布施公民館	696-0401	邑南町布施496	0855-84-0651	(同左)
254	市木公民館	697-0631	邑南町市木2046-3	0855-85-0126	(同左)
255	矢上公民館	696-0103	邑南町矢上3835-4	0855-95-1044	(95-1670)
256	中野公民館	696-0102	邑南町中野991-1	0855-95-0310	(同左)
257	井原公民館	696-0101	邑南町井原2140-1	0855-95-0301	(同左)
258	日貫公民館	699-4311	邑南町日貫1168	0855-97-0902	(同左)
259	日和公民館	696-0104	邑南町日和2525-10	0855-97-0908	(同左)
260	阿須那公民館雪田分館	★ 696-0506	邑南町雪田1215-1	0855-88-0335	

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
邑南町	阿須那公民館戸河内分館	★	696-0505	邑南町戸河内893-4	0855-88-0917	
	阿須那公民館阿須那分館	★	696-0501	邑南町阿須那6-6	0855-88-0320	
	口羽公民館上口羽分館	★	696-0602	邑南町上口羽941-1		
	口羽公民館長田分館	★	696-0601	邑南町上田335-1	0855-87-0917	
	口羽公民館口羽分館	★	696-0603	邑南町下口羽1248		
	出羽公民館出羽分館	★	696-0312	邑南町出羽4-2		
	高原公民館高原分館	★	696-0404	邑南町原村1180-3		
	市木公民館市木分館	★	697-0631	邑南町市木1986-2		
益田市	益田公民館		698-0005	益田市本町6-8	0856-23-5752	(同左)
	吉田公民館		698-0033	益田市元町11-26	0856-31-0627	(31-0642)
	高津公民館		698-0041	益田市高津2-5-2	0856-23-1791	(同左)
	安田公民館		699-3676	益田市遠田町384-6	0856-27-0001	(同左)
	鎌手公民館		699-3506	益田市西平原町571-7	0856-27-0501	(同左)
	種公民館		699-3503	益田市下種町1179-1	0856-27-1008	(同左)
	北仙道公民館		699-3674	益田市美都町仙道253-1	0856-22-0218	(同左)
	豊川公民館		698-0012	益田市大谷町334-1	0856-22-0205	(同左)
	真砂公民館		698-0411	益田市波田町4538-1	0856-26-0002	(同左)
	豊田公民館		699-5132	益田市横田町454-3	0856-25-2222	(同左)
	西益田公民館		699-5133	益田市神田町4635-1	0856-25-1564	
	二条公民館		698-2254	益田市桂平町76-1	0856-29-0001	(同左)
	美濃公民館		699-3766	益田市美濃地町4140-1	0856-29-0031	(同左)
	小野公民館		699-3763	益田市戸田町41332-10	0856-28-0001	(同左)
	中西公民館		698-2141	益田市白上町4744-2	0856-28-0501	(同左)
	東仙道公民館		698-0212	益田市美都町仙道253-3	0856-52-2540	(52-2193)
	都茂公民館		698-0203	益田市美都町都茂1692甲	0856-52-2295	(52-2296)
	二川公民館		698-0202	益田市美都町宇津川4377-3	0856-52-2241	(52-2156)
	匹見上公民館		698-1211	益田市匹見町匹見4674	0856-56-1144	(56-0932)
	匹見下公民館		698-1221	益田市匹見町澄川4327	0856-56-0910	(56-0912)
道川公民館		698-1201	益田市匹見町道川4133-1	0856-58-0001	(58-0002)	
津和野町	津和野中央公民館		699-5605	津和野町後田466-乙	0856-72-2070	
	津和野公民館					
	小川公民館		699-5606	津和野町寺田64	0856-72-0445	
	畑迫公民館		699-5616	津和野町部栄346-1	0856-72-2119	
	木部公民館		699-5634	津和野町中川416	0856-73-0001	
	日原中央公民館		699-5221	津和野町日原22-1	0856-74-0302	
	日原公民館				0856-74-0360	
	日原公民館滝元分館	★	699-5206	津和野町滝元24		
	日原公民館枕瀬分館	★	699-5207	津和野町枕瀬464-2	0856-74-0680	
	日原公民館池河分館	★	699-5216	津和野町池村2863-2	0856-74-1253	
	日原公民館商人溪村分館	★	699-5201	津和野町商人1101		
	左鑑公民館		699-5202	津和野町左鑑905	0856-76-0345	
	須川公民館		699-5203	津和野町相撲ヶ原40	0856-74-0711	
青原公民館		699-5211	津和野町青原267-3	0856-75-0039		

設置者	公民館名	★分館	〒	住 所	連 絡 先	
					電話番号	(FAX)
304	中央公民館		699-5513	吉賀町六日市648	0856-77-1285	(77-0040)
305	六日市公民館				0856-77-0078	(同左)
306	柿木公民館		699-5301	吉賀町柿木村柿木79-1	0856-79-2553	(79-2448)
307	蔵木公民館		699-5504	吉賀町蔵木94-1	0856-77-1124	(同左)
308	朝倉公民館		699-5523	吉賀町朝倉709-1	0856-78-0993	(同左)
309	七日市公民館		699-5522	吉賀町七日市942-6	0856-78-1134	(同左)
310	隠岐の島町中央公民館		685-0014	隠岐の島町西町吉田ノ二、2	08512-2-0003	(2-0815)
311	布施公民館		685-0412	隠岐の島町布施578-1	08512-7-4314	(7-4251)
312	五箇公民館		685-0311	隠岐の島町郡74	08512-5-9011	(5-9012)
313	都万公民館		685-0104	隠岐の島町都万1773-1	08512-6-2273	(6-2282)
314	海士町中央公民館		684-0403	海士町海士1490	08514-2-1221	(2-1633)
315	西ノ島町立中央公民館		684-0211	西ノ島町浦郷544-38	08514-6-0171	(6-1028)
316	西ノ島町立黒木公民館		684-0302	西ノ島町別府46	08514-7-8101	(7-8025)
317	知夫村公民館		684-0102	知夫村1065	08514-8-2301	(8-2302)

(注) 公民館等とは、社会教育法上の公民館だけでなく、実態として公民館の機能を担う  
コミュニティセンター、交流センター、まちづくりセンター、地域コミュニティ交流センターを含む  
ものである。

#### 市町村別公民館等数【類型別】

	合計	中央	一般	CC	交流C	まちC	地域C交流C	地区	分館
松江市	33		32						1
安来市	27	3			24				
出雲市	43			43					
雲南市	30				30				
奥出雲町	9		9						
飯南町	5		5						
浜田市	35		26						9
大田市	35	7				27			1
江津市	20						20		
川本町	3	1	2						
美郷町	7		6						1
邑南町	21		12						9
益田市	21		21						
津和野町	14	2	8						4
吉賀町	6	1	5						
隠岐の島町	4	1	3						
海士町	1	1							
西ノ島町	2	1	1						
知夫村	1	1							
	<b>317</b>	18	130	43	54	27	20	0	25
				<b>292</b>					25

平成29年度  
社会教育行政の方針と事業

平成29(2017)年4月

発行:島根県教育庁社会教育課  
〒690-8502 島根県松江市殿町1番地  
TEL 0852-22-5427